

第 3 回 定例会 会議録

令和 6 年 9 月 10 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和6年第3回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月10日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第51号 南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第52号 南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第53号 南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第54号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第8 議案第55号 南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第56号 令和5年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第10 議案第57号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第11 議案第58号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第12 議案第59号 令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第13 議案第60号 令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第14 議案第61号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第15 議案第62号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第16 議案第63号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第17 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 代表監査報告
- 日程第19 議案第64号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）
- 日程第20 議案第65号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）

- 日程第21 議案第66号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第22 議案第67号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第23 議案第68号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第24 議案第69号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第25 議案第70号 教育委員の任命について
- 日程第26 陳情第3号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情
- 日程第27 陳情第4号 現行健康保険証の存続を求める陳情書
- 日程第28 陳情第5号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の陳情
- 日程第29 陳情第6号 町道田ノ原白川線改良工事についての陳情
- 日程第30 議員派遣報告について
- 日程第31 議員派遣の件について
- 日程第32 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	下城 孔志郎	2番	北里 桂一
3番	佐藤 毅	4番	森 永一美
5番	井野 和哉	7番	穴井 秀房
8番	穴井 則之	9番	井上 則臣

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

6番 後藤 六男

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松岡 洋 会計年度任用職員 室原 明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋 周二	教育長	岩切 昭宏
総務課長	朝日 康博	建設課長	本田 圭一郎
まちづくり課長	宮崎 智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本 孝博

町民課長 河津 頼子
教育委員会事務局長 志賀 美彩代

農林課長 穴井 康治
福祉課長 佐藤 淳

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

今日は、会議規則第2条の規定により、6番、後藤六男議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第3回南小国町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、下城孔志郎議員、2番、北里桂一議員を指名します。お二方、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る9月3日に議会運営委員会が開かれ、本日から19日までの10日間とし、その間の会議日は、本日、11日、12日、13日、17日、19日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定されました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定いたしました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第3、一般質問を行います。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 3番、佐藤です。

通告に基づき、一般質問を行います。

まず最初に、住まい確保、住宅の確保に向けた取組について御質問をさせていただきます。町の発展、存続において、人口の流出を抑え、出生や転入者を増やす取組が必要です。今後、南小国町が消滅可能性自治体にならないようにするためにも大事なことかと思えます。ただ、幸いにも本町においては、この地で生活を希望する方が多くおられるようですが、住まいの確保ができず断念する方や、町営住宅の空きを待っている方がいるようです。

住まいの確保においては、空き家バンク等の取組や民間賃貸住宅確保の建設補助金等で住むことができる住宅の増加を促進していますが、もっと住まいの確保に向けて何らかの手を打つ必要があるのではないかと思います。住むことのできる場所が増えれば、若い人の定住にもつながり、人口の増加、維持にもつながるものではないでしょうか。

そこで、町として住環境を整え、人口増加と定住促進を図るために、住宅の整備、例えば集合住宅の建設とか、または住宅建設を促進するような宅地造成、整備開発等を行うことの必要性を感じているのかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

建設課として、住環境整備における町営住宅、民間賃貸住宅確保の促進について、まず回答させていただきます。町営住宅についてですが、町営住宅では入居希望者に関することと管理戸数について述べさせていただきます。

初めに、入居希望者についてですが、まず前提として町営住宅は住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。そのため、入居希望者については一定の所得以下であることと、住宅に困窮する理由が必要となってきます。現在、入居待機者数は12名ほどいらっしゃいますが、真に住宅に困窮している状況の確認が必要とも考えています。一方、数か月前には、申込者数が少なく、空室の状態でも半年以上経つこともありました。

次に、管理戸数についてですが、全国的な公営住宅整備について、新たに整備するのではなく、現在管理している住宅を改修し躯体を長寿命化させ、今ある住宅を維持管理していく、また改修しながらも老朽化し、耐用年数を過ぎた住宅については除却し、管理戸数を減らしていくこととなっております。その背景には、人口減少やそれに伴う空き家問題などがあると思われませんが、本町についても例外ではありません。本町では、現在173戸の住宅を有しており、そのうち黒川団地8戸と西黒川団地12戸の計20戸を老朽化や需要低下の観点から、政策的空き家として

おります。

先ほども述べましたとおり、以前に比べ需要が低下しており、建物の老朽化も進んでおります。改修しながらも、耐用年数や躯体の状況を考慮し、管理戸数については減らすことはあっても、新たに住宅を整備し、戸数を増やすことは現状考えておりません。そのため、民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金を、南小国町内に賃貸住宅を建設する個人及び法人に対して建設費用の一部を補助することにより、若者、単身者等の少人数世帯に適した民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境の向上と移住定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的として、平成30年4月より施行しているところでございます。

次に、まちづくり課では、空き家対策、移住定住施策として、空き家バンクや移住定住促進空き家活用住宅、旧県教職員住宅を購入し、改修した移住者向け暮らし体験住宅など、移住定住の取組を進めておりますが、都心部で開催される移住相談会などに参加した際でも、移住の相談や移住を希望される場合に、相談者が望むような物件が極端に少ないため、住む場所の問題で移住に結び付かないこともあったり、南小国町に住みたいということで直接住む場所を探してもタイミングが合わず、物件の空きがなく、移住できなかつたりと、議員の御指摘のとおり、住む場所が十分であるとはいえない状況かと思えます。

その中で、町が移住定住向けの住宅を整備するのか、民間に任せるのか、仮に町が整備する場合でも直営で整備するのか、民間の力を活用するのか、用地の購入や造成、また財政面など検討すべき項目は多いものと考えます。

いずれにしましても、町として移住定住を推進する上で、住環境の整備は喫緊の課題と感じており、引き続き現状行っている事業を検証しつつ、町としての方向性を決め、可能な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 今、御答弁をいただいた中で、空き家バンクの件について、お話を進めたいと思います。新たに本町で生活をしたいという方がいるということは、町の政策や環境が評価されていることかなというところを感じておりますし、ただそう思っても住むところがなければ、やっぱり定住にはつながらない、これは事実だろうと思います。そこで、町としても課題の一つとして感じておられること、共有ができました。

現在の取組、その空き家の利活用促進のためにですけれども、空き家バンクの取組が行われていますけど、現在の状況をお尋ねしたいと思っています。ホームページから情報を取りましたところ、賃貸の物件は今のところなかったと思います。売買の物件が7件あって、そのうち4件が交渉中というような表記でございました。

令和5年12月時点で、町内の空き家が122件、うち54件は利用可能な空き家であるという現地調査結果報告も上がっておったかと思えます。町のほうでも相談会等を開き、空き家の利活用を促進している取組を進めていますけれども、定住促進という意味では利活用の拡大には少しつながっていないのかなというような感じを持っているところです。

また、その空き家利活用住宅も2件整備が終わったかと思えますけれども、実際、その入居につながっているのか、最近の状況を教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、空き家バンクの利活用についてですけれども、確かにホームページで現在登録されている件数が7件、全て売買物件です。これは登録件数については登録申請や契約成立等により増減をしておりますので、刻々と数字は変わってまいります。現時点で交渉中の物件が4件、令和5年度で売買若しくは賃貸に結び付いた成約件数が6件となっております。その中で確かに空き家の数字は122件ということで、令和5年度末現在では数が上がっておりまして、その中であくまでこれは外観で判断した数字になりますけれども、利用できる件数が54件というところとなっておりますが、その中でもやはり空き家バンクに登録というのも、こちらのほうも所有者の方に呼びかけたりとかいうことは行っているところなんですけれども、なかなか所有者の意向というのもございますので、登録まで結びつく物件というのは現状少ないような状況です。

また、空き家バンクにつきましては、移住定住を希望される方のみならず、町内または町外の物件を希望されている方もホームページを見ながら購入の相談がありますので、必ずしも移住を希望される方だけではないという状況もございます。

また、物件によっては、例えば別荘地の物件等に関しましては、利用制限と申しますか、あくまで別荘としての利用をお願いしたいという、所有者並びにその管理会社の意向というのもありまして、なかなか定住用の物件として利用できないものもあるというのも事実でございます。

その中で、空き家を活用して移住定住促進空き家活用住宅ということで、今2件を整備して募集をかけております。いろいろ暮らし体験住宅、杉田の、それも含めていろいろ相談はあっておりますので、内見並びに物件の紹介等は行っておりますが、今のところ、まだ契約成立までは至ってはいないような状況でございます。引き続き、移住定住相談会並びに空き家相談会を通じて、空き家バンクの利活用並びにこの移住定住者向けの住宅の紹介等によって、移住定住者が少しでも増えるよう

な取組は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 空き家バンク、先進地では非常に若者が移住するための住まいの場所として活用されているような例も見受けますけれども、町としても一つ一つ掘り起こしをしていただいで、利活用につながるような取組を継続していただければと思います。

また、今後も人口が減っていくことが考えられますので、空き家を含めて、空き家予備軍も含めて、そういう家が増えてくるかと思えます。やはりもう築年数が経過した家の改修や解体といったときには、最近の物価高騰も考えれば、相当な費用が掛かってくるのかなと思えます。空き家対策として、空き家になる前から空き家対策を行う。空き家になってからではもう管理不全になってしまいますので、その前にしっかり管理していくということが必要かなというところを思っています。

そこで、ぜひ町のほうで検討をしていただきたいというのは、補助金の引き上げです。今現在、住宅リフォーム助成事業補助金、上限が10万円、空き家バンク促進事業補助金の空き家リフォーム費補助が上限50万円があります。安い金額だとは思いませんけれども、この空き家になる前から少しでも手を入れるために、もう少しその上限額を上げていただいで、改修等が進めば、今後その賃貸物件としての利用も可能になる建物が出てくるのではないかなと思えます。また、そして住宅の確保にもつながるのではないかなというふうに思うところです。

それと、場合によっては解体においても補助金の制度を創設していただければと思うところです。更地にすれば活用が可能な物件といいますか、場所、町中心部ともありますけれども、そういうところが解体することによって更地になって、新たな住宅地として利活用ができるようであれば、そういう解体においても補助制度をつくっていただければと思いますけれども、御意見を聞かせていただければと思いますけど、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、リフォーム補助金についてですけれども、現在、リフォーム補助金で1件当たり、上限10万円というふうなことがございますけれども、こちらのほうはこの事業を始めた目的といいますのは、町内の建築業者さん、個人並びに会社等の法人の方も含めて、その建築業者さんの振興といいますか、そういったところを考えて、この補助金を創設いたしました。年間、相当数の方々が申込みをされているんですけれども、確かに議員がおっしゃるように、高いとはいえない金額ではあるか

と思います。こちらのほうは、財政面もございますので、今すぐどうするという返答はできませんけれども、内部において、この事業の在り方または補助金としてどれくらいまで提供することが可能なのかというところは検討・模索していきたいというふうに考えております。また、空き家の事業についても同様な状況かと思しますので、引き続き協議・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、解体の部分ですけれども、現在、管理不全空き家等になるような、特定空き家になる前の状態である空き家に対して解体をするといった場合は、危険度判定をこちらで点数を付けて、その点数が点数以上になった場合は補助金が上限50万円という形で解体費用の補助金がございますけれども、一般的な普通の空き家並びに個人が住宅を解体したときに、解体費用の補助というのは現在のところございません。こちらの創設につきましても、土地の売買とかそういった部分に関わってきますと、個人の財産として住宅を除却した後に個人の利益が発生するという場合も想定されますので、そういった様々な状況を勘案しながら、この一般的な住宅に対して解体費用を助成するのが適当なのかというところは十分協議・検討する必要がありますかと思しますので、こちらのほうはちょっとそういった部分も、公平・公正な部分も併せて、内部のほうでは協議させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

リフォーム補助金に関して、今現在が工事金額の10%以内、上限が10万円になっているんですけれども、先ほどまちづくり課長が言われたように、大工さんだとか、建築業者さんの振興のためにつくられた補助金制度であるならばというところで、これは逆に言うと、民間賃貸住宅確保のときも、これは2戸以上を建てて、1戸当たり100万円が上限となっているので、これも住まいを確保するための補助金である。リフォーム補助金も将来的なことを考えるならば、同じような案件じゃないかなと思いますので、極端な言い方をすると、工事費の2分の1、100万円を補助するというような思い切った政策もあっていいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたい。解体も含めて、お願いしたいと思います。

もう1点、民間賃貸住宅確保の建設助成補助金についてです。平成30年から実施されております。今言いましたように、1戸当たり最大100万円を限度に建設費の補助が行われております。もうかなり建ったと思いますので、実際、何戸建設がされて、どれだけの利用実績があるのか、改めて教えていただきたいと思います。

また、この補助金を活用して建てられた物件において、月々の家賃がこの辺の相場よりもやや高く、入居を断念するようなことがあるようにも聞いております。民間での事業ですので、建設費に係る費用を回収し、なおかつ利益を得るとするのは事業者様、建築主で決めることですが、今後この補助金の交付要件に家賃についての文言を追加するべきではないかとも思いますけれども、実績とあわせて御意見を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、実績から申し上げます。平成30年度から令和5年度までになりますが、申請者件数としましては6件になります。そのうちほとんどが集合住宅という扱いで、かつ2戸以上が対象になりますので、2戸から12戸までの範囲にありまして、全体で40戸という形になっております。

質問にもあります家賃についてということなんですが、本来、この民間賃貸住宅プロジェクト補助金の目的なんですけれども、南小国町内に賃貸住宅を建設する個人及び法人に対してということで、建設費用の一部を補助するという事になっておりながらも、一方で単身者、若い方、そういった方の少人数世帯に適した民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境の向上と移住定住の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とすると。まさしく議員おっしゃるとおり、定住促進のための施策であるというふうに考えております。現実的に、御指摘のとおり、家賃が高く、なかなかそういった家賃が払えないから入居できないというお話もよく聞きます。また一方で、議員もおっしゃったとおり、民間事業としてやっていく中のいろいろな維持管理費だったりとか、そういったところにかかる費用というのも当然あるのかなというふうに思っております。

昨今、ある大きなメーカー会社とお話をする機会がございました。その部分で補助金の件についても御相談を、あくまでも一個人として相談したというようなところもあるんですけれども、なかなかやっぱり100万円では厳しいなど。一方で、じゃあ幾らだったらいいんですかというお話も、するしないは別にしてお聞きしたことがあります。年間1,000万円もらっても無理でしょうねという、一メーカーの御意見ではありますけれども、そういったお話も聞きました。しかしながら、先ほども申しましたとおり、本補助金の目的が何かというところを踏まえると、御指摘の部分というのが今後さらに、今までも検討は進めておりますし、子育てプロジェクトチーム、そちらのほうにも投げかけております。かつ、ほかの市、他県等も含めてなんですけれども、そういった実績等もございまして、あらゆる面から考えていながら、目的に沿った形で進めていけるような取組若しくは方向性というのが必要なのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 私もアパートを経営しておりますので、建設にかかる資金の返済だとか、維持管理費用がありますし、思うように、当初予定していたようにはいっていないのも現実です。収入を得るためには家賃を引き上げればいい。ただ、そうすれば入居者が入らない。安くすれば、今度は経営がうまくいかない。これが実際でございます。家賃設定というのは、なかなか難しいところはあると思います。

ただ、今回、補助金制度の要件の中に、この家賃という、ある程度上限なり、そういうものを最初からうたっておけば、建設費用だとか資金繰り等の、いわゆる建設をする前から検討、どれだけの収入があって、どれだけ維持コストがかかるか、そういうことが検討されて、この民間賃貸住宅をつくるのか、どうするのかというようなことが業者のほうでも検討できるのではないかなと思いますので、よかったら要件の中にそういう家賃の部分をしっかりうたっていただければ、上限を設定するだとか、そういうことができれば、それもいいのかなと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

それからもう一つ、住環境整備においてですけれども、今後、農地の宅地転用というのにも必要になってくるのかなと思います。農業分野では、集落支援員さんが今後の耕作についての情報収集を行っておられます。その情報を基に今後耕作がされない利便性のいい農地等があれば、宅地転用を促すこともできるのではないかなと思います。実際、町内において、農地を宅地に転用されて、住宅の建設が行われているところが数か所ございます。今現在、その農業集落支援員さんの活動において、農家さんの耕作に対する意向確認の情報等、どの程度見える化できているのか、またどのような意向状況なのか、分かれば、農林課長、教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現状としましては、おおむね全体の進行の中で30%後半、約40%の進捗かと聞いております。

農家意向につきましては、申し訳ありません、詳細な部分はまだ報告を聞いておりませんが、まだ現在としましては各地区に入らせてもらいながら話を進めているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） この農地に対して、今後の農業を考える部分において、非常に

重要な情報になってくるだろうと思いますので、その中で耕作をあきらめる農地等が出てきた場合には、まずはそういう情報共有をしながら、宅地転用ができるのかどうか、そういうことも含めて検討していただければと思います。

宅地利用といえば、農協の跡地の一部を宅地として民間活用することもできるのではないかと、個人的には思うところでございます。そこでですが、今年ですかね、執行部のほう、町長も含めて、茨城県の境町のほうに視察に行かれたと思います。そこで、子育て応援住宅の取組というのが、私個人的にはものすごく良い取組だなというふうに感じました。具体的に、家賃、これは去年の募集の要件でしたけど、家賃が5万8,000円で、25年間住み続けると、建物と土地がその方のものになる、もらえるというものだったと思います。住宅ローンもありませんし、固定資産税、火災保険、全て不要というふうにうたってありました。敷地面積が50坪、延べ床面積が30坪、間取りが3LDK、駐車場も2台OKだったというふうに、ホームページのほうにあります。戸建て住宅とガレージハウスといった、違うタイプの家が用意をされておりました。民間企業を活用して、PFI方式で行われて、維持管理も全て民間企業のほうで行っているというような話でございましたけれども、この施策というものは本町においても十分真似ができる取組ではないかと思えますけれども、実際、現地に行かれた町長の感想、また思いを聞かせていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 境町の事業に関してでございますけれども、境町自体が本当に子育て支援だったり、また産業、起業家支援だったりとか、自動運転の部分だったりとか、本当先進的な取組をされている自治体であり、大変参考になったところでございます。そういった中で、今議員が御紹介いただいた事業に関しても、PFI方式で住まれる方の御負担がまずはないという期間が長うございます。25年という制約がありますけれども、そこでまた途中で出ても別に違約金が発生したのか、その辺はちょっとすみません、記憶が定かではないんですけれども、そういうやり方というのは非常に私としても参考になる部分であるというふうに感じておりますし、どうせ最初は、本当アパートに住むような感覚で住むことができますので、住まれる方にとっては非常に御負担も少ないのではないかなというふうに考えているところでございます。

そういったところも踏まえて、今、担当課、建設課だったりとか、まちづくり課だったりとか、そういったところともそういう手法ができないのかといったところも今検討しております、この前も先般、大手住宅メーカーのほうともお話を、意見交換をさせていただいたところでございます。今回、議員の皆さま方も1泊2日

ではありますけれども、境町のほうに行かれるということで、ぜひそういったところの現状を見ていただきたい。また、同時に課題も見ていただけたらなというふうに思っておりますので、またそこを踏まえた上で、いろいろとまた意見交換させていただきながら、より良い住環境づくりといったところは、私としても答弁書で申し上げたとおり、喫緊の課題であるという認識は変わりませんので、ぜひそういったところ、先ほどの要件緩和に関してもそうなんですけれども、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

住まいの確保というのは、やっぱり大変重要なことで、この町が存続する、そしてなおかつ発展するためには必要なことだと思います。いろいろな提案もさせていただきましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、これはお願いという形になりますかね、町で管理する各課局で管理されている住宅、農林課であったり、まちづくり課であったり、教育委員会であったりという、空いている物件がいくつかあるかと思います。この柔軟な運用ができないのかなという思いをしております。これを一括で管理するような部署、係というのをつくってはどうかと思います。いろいろな条件が出ますけれども、住まいを求めている人が来たときに、例えばもう期間を定めながら、柔軟な住まいの確保と柔軟な運用ができれば、その方たちの定住にもつながっていくのではないかなということを思います。

また、先ほどの農地の、農業の意向だとか、そういうのも踏まえてですけれども、少し踏み込んで、土地の情報だとか、その空き地情報、そういう宅地利用とか開発が可能なような土地の情報とかいうものも町のほうで収集する必要性もあるのではないかと思います。専門の部署、担当というものをぜひ検討をお願いして、今後、住環境の整備・開発について、時間もかかりますので、取組をしていただければ、どうでしょう、若い女性の定住とかも増えて、町の魅力アップ、選ばれる町、そして消滅可能自治体というふうにならないような町となるのではないかと思いますので、ぜひ検討を進めていただければと思います。

2つ目の質問に移ります。道路の除草作業において、継続できる仕組みづくりを考えていただきたいということでございます。今現在は地域住民等で実施できている道路路肩の草刈り作業です。困難になってきているところも多く見受けられます。里山の景観維持や住民の安全な生活道路、また子どもたちの安全な通学路確保、観光客の安全な移動等を思うと、定期的に、できれば春先から秋口まで、月1回程度

の除草作業が行われるような持続可能な仕組みを作り上げる必要があるかと考えます。ボランティア活動だけでは限界があるのではないかと個人的に思うところであり、町として対応をどう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

毎年1回、8月のお盆を目途に、町の主要路線の除草作業を実施しております。令和6年度は16路線、約45キロメートルの除草作業で1,820万円の事業費となっております。

一方で、御指摘のとおり、町が除草する路線以外については、各地区の公役やボランティア団体等による除草作業を実施していただいていることも理解しており、それらが高齢化などの問題により、作業実施が難しいというお話もいただいている状況です。

そこで、少しでも町民の皆様の負担を減らすことを目的に、南小国町町道等における機器使用料支払要綱を令和4年度から施行しています。これは自治会等が実施する除草作業の刈払機や車両、重機などを使用した場合に、その使用料を補助しており、令和5年度の実績は7件、32万1,500円となっております。町道は290路線、総延長320キロメートルです。全ての路線を町が除草した場合、予算として1億2,700万円が必要となることから、財政的に困難であると考えます。

今後の対応として、御指摘のとおり、持続可能な仕組みが必要と考えており。同時に行政のみでそれら仕組みをつくることは困難であるとも考えます。議会との協議の場を設けさせていただき、御意見等をいただきながら、対策を図っていきたいと考えます。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 多くの方は、草が伸びはじめると気になります。それが直接、自分に影響がある場所であれば、除草作業をこまめに行いますが、関係のない場所に草が生えて、生い茂っていても、それを除草する人、取り除く人は少ないですね。やっぱり費用を出してでも定期的にきれいに保つ仕組みというのは、どうしても必要なのかなと。今回、私が言うのは、その定期的に除草作業が行われることが重要なかなというふうに感じております。

特に最近気になるのは、主要道路にある歩道部分の状況です。歩道に草が伸びて歩行できる部分が狭くなっているように感じます。歩道は、子どもたちの安全な通学路の確保は当然ですけれども、地域住民の散歩道でもあります。この歩道の除草作業というのは、大方、年1回の業者の作業だけかなというふうに感じておりますので、あとは地域住民の方が少しされるんでしょうけれども、そこで通学路の確保

という意味で、各学校なり、教育委員会のほうで実施されていること、若しくはまた検討されていることがあれば、教えていただきたいと思えますけれども。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 教育委員会が行っております通学路関係についてなんですけれども、通学路の危険箇所につきましては、毎年、PTA代表、学校及び道路管理者等におきまして、また関係団体におきまして、毎年1回、合同点検を行っているところです。合同点検の結果を基に町の通学路安全推進協議会というものがございまして、こちらのほうで通学路の危険箇所についての対策を講じているところです。

ただ、議員がおっしゃられている除草作業というところにつきましては、今現段階ではこの協議会のほうでは対策を行っていないところにはなっております。何分、道路管理者がそれぞれの道路にある形になりますので、この除草作業とかにつきましては、今後、道路管理者と協議が必要になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 分かりました。

先ほど答弁にもございました。今現在、その除草作業というのが、主要道路であれば建設業者が年に1回行って、各地区の道路だとか、井手なんかという場所においては農林課の多面的機能支払交付金を利用して、各自治会だとか水利組合だとか、そういうところが作業を行われているのが現状かなと思います。また、個人の方でも、田畑の周辺道路等の除草作業を行っておりまして、ボランティア活動でもされているかと思えます。

ここで1つ御提案なんですけれども、これは難しい話ではないんですけど、今こういう除草作業をさせていただいている自治会や水利組合、その他団体、建設業、ボランティア団体が一堂集まって、年度初めでも春先に集まっていただいて、これは建設課主導で、除草作業の時期だとか場所の確認をする場を設けていただいたらどうかというふうに思います。そうすることによって、当然、時期、場所の調整が行われることで、効率的な作業実施にもつながるんじゃないかなと。一度切ったところを、もう、すぐ短い期間でほかの団体が切るだとかいうことがないように、ある程度、20日以上、1か月以内で回っていく、そういう各種団体がしていただければ、そういう調整の場というのも設けてはいかがかと思えますけれども、建設課長、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 御提案、ありがとうございます。

その前に、まず教育委員会のほうからの話も含めてなんですけれども、当然、歩道があるという状況の中で、町内でいえば熊本県が管理する道路、町が管理する道路は、そういったものがございます。そういった中で、基本的にはお盆を目指してというところでやっているんですけれども、やはり除草だけではなかなか、先ほどもお言葉の中にありましたけれども、幅員が狭くなっているという現状の中では、やはり刈払機等を利用した伐採、集積、除却だけではなかなか追い付かない。やっぱりグレーダー等だったり、タイヤローラー等を入れての押し作業というのがですね。現実にも今、町内でやっていただいている建設業者さんのほうで、あくまでも主要路線の見直し等も行っているんですが、どちらかといいますと、その分の費用というのは、積算上ではどうしても反映できない部分でございまして、側溝清掃等も含めて、ある意味では建設業者さんのほうも結果的にやったけれども見栄えが悪かったらという、いろんなところがありますので、そういったところもございませぬ。

一方で、やはり作業中に第三者に与える損害の可能性、それもボランティア団体も一緒かと思えます。当然、ボランティア保険における賠償保障というものもあるかと思えますけれども、やはりそこには社会福祉協議会等が入った中でのボランティアという団体というところもありますので、非常にそこらへんというのを考えていくところも必要ではないかと思っています。

前置きが長くて申し訳ありません。先ほど御指摘いただいた部分につきまして、ある路線におきまして、うちの発注した工事の中でやろうとする部分、それと木を1か月も満たない範囲の前後の中で、やはりあるボランティア団体がやっていただいた路線が実際にあります。そこにつきましては、うちが入る前にもしやっていた場合には、その際にもボランティア団体のほうに補助金の町に対しての請求だったりとか、いろんなお話もさせてもらったところがあるんですけれども、それはあくまでも先ほど答弁にありました機器使用料の部分でございませぬ。そういったお話もさせていただいたんですが、結果的にもう申請されずに、あくまでも里山環境を守っていくというスタンスから、そういった形になりました。結果、町のほうが後から入るという形も部分的にはあったんですけれども、逆にこちら側の路線をちょっと見直した部分というのもあります、修復した部分というのもしっかりあります。正直言いますと、例えば何かの場所に集まって、そういった声が出れば、ある意味ではやらざるを得ないという結果といいますか、何か集合した際にです。そこら辺というのが、当然やっぱり必要性というの踏まえたところにはなるんですけれども、結果的には予算等も伴うものですから、やるやらないとかという前に、一度議会の場とか、経済建設とか、そういった部分の中で町道の在り方、道路の在

り方というのを、よければちょっと検討させていただいた上で、方向性がある程度見えた中で、協議の場というのをもたせていただけると、執行部としてはやりやすいかなという思いもございます。ただ、当然、いろんな御意見があるかと思しますので、そこはいろいろとお話をいただければと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） どう言いますか。自分たちが住んでいる町ですので、やっぱりきれいにしたい、安全にしたい、これはもう誰も思うことであって、ただそこが県管轄の道路だ、町の管轄の道路だ、いろいろあるかとは思いますが、私的にはやっぱりその辺、きれいにすることを一つの目的としていますし、これが定期的に除草作業ができれば、非常にまた町の魅力にもつながるんじゃないかなという思いで、どうにかせんといかんかなという思いで、質問して提案させていただいているところです。

実は、あと2つ提案を持って、一応、僕、もう正直、私が出せる精一杯の提案ですので、それが良いか悪いかはまた執行部のほうでしっかり議論してもらって、また意見交換できればと思います。

1つは、もう自分たちの住んでいるところですから、当然もう自治会組織を中心として、これも年に1回、自治会の会長さんとか集まって説明会とかがあるときは、ある程度、町のほうで場所を指定していただいて、この場所の除草作業をこの自治会でしていただけないかというような依頼をしていただいて、その活動に対して活動助成金を上乘せしてはどうかというところですね。どうしても自治会同士の間、境があるところは除草されない空白地帯というか、そういうところになってしまいますので、そこの境までをきれいに意思統一をしていただいて、ぜひ作業をしていただきたい。そして、それに対しては報酬といいますか、活動費の上乗せ、ないしそれを手当をしますよというようなやり方が1つ。

それともう1点、今月の広報紙にありました、県のほうでロードクリーンボランティア事業というのがあって、県の管理する道路を清掃だとか除草だとか植栽の活動を支援する目的で募集がされていました。これを町のほうでも指定する道路区間、清掃、除草等の活動をしていただける。これはもう全く私は個人というふうな形で募集をしていただいて、この方、参加していただいた方には謝礼というか礼金、お礼みたいなものを差し上げる仕組みというのはどうかなというふうに思っているところをございます。非常につたないというか、提案としてどうか分かりませんが、ぜひ検討していただきたいと思います。

今後もしろんな形で私自身も知恵と汗を出しながら、このきれいな、そして安全

なまちづくりのために良い方法、仕組みを考えていきたいと思いますので、ぜひ町のほう、執行部のほうでもよろしくお願いします。

最後に、道路関連でお尋ねをして質問を終わりたいと思います。新年度になって8月までに道路に関する期成会等が行われていると思います。国道212号線の期成会だとか、道路改良期成会だとか、442の期成会、212に関して言うならば、大観峰トンネルという要望を出していますので、この取扱いがどうなったのか。どういうふうな扱いになっているのか。それと、442に関しては、瀬の本の交差点から久住方面に抜ける久住（ヒサズミ）のほうですね。何か道路改良が要望として上がっているかと思いますがけれども、この2点について教えていただいて、私の質問を終わりにさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まずは、提案いただきました部分について簡潔に、県の補助金、先ほど御指摘いただいた補助金、一方でまちづくり課等が行っています活動支援補助金だったかと思いますがけれども、そういった補助金もございますし、答弁の中にもありました機器使用料の部分というのもございます。そういった額がどうかということも含めて、いろんな場面において協議させていただきながら、あるボランティア団体のほうからは、除草だけではなく、やはり里山、南小国町という部分の景観という部分、そういった部分もお言葉もいただいておまして、実際、県のほうに要望した経緯も、つい昨今なんですけれども、ございます。そういった部分も含めて、また協議の場をもたせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

まず、その後の212号線のほうから御答弁をさせていただきます。国道212の期成会の中で、これは大分県、福岡県、熊本県という形になりますけれども、まず212の部分熊本県、国土交通省も含めてなんですけれども、新広域道路交通計画というものがございます。その中で御承知のとおり、日田阿蘇道路という形で構想路線がございます。そういった中で、以前から小国町、本町、大分の日田市のほうと、いろんな場で協議をさせていただいておりました。そういった中で、日田の市長選がちょっと重なりまして、市長の交代という部分がありましたものですから、若干雰囲気が変わったかなというところはあったんですが、つい先月でしたでしょうか、改めて新市長の会長の下で期成会の総会が行われまして、その中でも前向きに考えていきたいというところもございました。

それと、当然、これはまた私が言うのも何ですけれども、各市長が集まる阿蘇管内におきます市長会議、主要施策会議というのがある中での市長の意見として、阿蘇市の市長のほうもこの日田阿蘇道路、大観峰という部分のお言葉もいただきまし

た。それは県に対しての要望という部分でのお言葉をいただきました。多分、何か前置きも何もなかったというお話も聞いていたところがあったんですが、ですので、ある意味ではもう前向きになりつつあるのかなと思っています。ですので、隣接市町村である小国町、日田市のほうと、また一度協議の場をもちまして、その上で阿蘇市さんがやっぱりどうしても中九州横断道路も絡んだ上での危険な場所という形になるかと思いますので、いろいろな御判断があるかと思いますが、少しずつでも前向きに進んでいるのかなと思っています。

その上で、国道442号の瀬の本交差点から大分県境までの442になります。数年前までは、熊本県内の国道の道路整備率は100%完了しているという形です。たい文句があったんですが、昨年、すみません、ちょっと時期は覚えていないんですけども、大分の竹田市長と産山村長、それと本町の町長とで、県庁のほうに要望活動を行いました。その中でいろんな事情等も踏まえた上で御理解をいただきまして、今年度から442号の環境影響調査というものに入っています。これは先に道路改良事業を行う上においては、もう必ず環境影響の調査を行わなければならないという部分になっていますので、それを行った上で、できる限り行っていく。それをやるということは、改良工事に結び付けられるのかなというふうには思っています。

そういった中でも、先般行われました国道442号の期成会の総会の中でも、今まで言葉はなかったんですが、今後の要望活動として明確に大分から瀬の本交差点の部分の改良工事の要望というのがもう明確にうたわれましたので、より一層地盤が固まったのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） これにて、佐藤議員の一般質問を終了します。

休憩に入ります。11時15分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

一般質問を行います。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 7番、穴井です。よろしくお願いいたします。

山村広場の今後の活用についてお尋ねいたします。山村広場施設全般に老朽化が大変進んでおりまして、安全性についても危ぶまれる状況となっております。施設

自体が昭和62、3年頃の完工であったかと思いますが、37、8年の年月を経ております。その手入れをしていかなければ使用に耐えなくなっていると思いますが、現在は部分的な草刈りのみの管理であります。これだけでは維持していくのは難しいのではないかと感じております。一番頂上にごございますグラウンドは、一部整備されてきれいになっておりまして、中学校の部活の野球の練習場やグラウンドゴルフの会場として使われておりますが、周囲の施設や法面は荒れ放題というような状況でございます。このままでは使用する人があまりいなくなるのではないかと感じております。また、中学校に隣接する施設ということでもございまして、環境面からも行き届いた管理が必要ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。町民アンケートの中に、公園設置の要望もあったと思います。この今の山村広場自体は、位置的にも町の中心部に近いところにごございますし、駐車場ももう整備すれば、ちゃんとした駐車場もございまして、新たに設置するより、整備済みのグラウンドがあることや、また近年、近隣の森林が伐採されておりました、少し明るいイメージになったような気もいたしますので、山村広場を再整備することのほうが、また新たにどちらかに公園を造るということよりも良いのではないかとこのように考えているところもございまして。また、再整備を完全にしてしまうというのはお金もかかるとお思いますので、早急に手すりとか、階段とかの手入れ、また除草というか、もう除草の範囲を超えて、何か大型の機械、クレーンとか持って行って、木を伐採するような法面になっているんですね、現実がですね。そういうところまで一度ちゃんとした手入れをして、公園としてちゃんと使っていくということが必要ではないかと感じております。

それから、これはグラウンドの排水というのが、グラウンドの一番手前、市原向きのところから、グラウンドから30メートルぐらい下に配管がありまして、1メートルまではないかな、1メートルぐらいの配管がずっと中学校のグラウンドの下から郵便局の横の道路の下を通過して、今の中学校の寮、そこの横に排水管が出ております。これももう一番当初から入っておりますので、この中にも泥とか詰まっておるのではないかとこの気もするんですが、そういうところはこれは基本的に一度中学校の法面が崩れたこともございまして、排水とかを考えたときに、この管理も必要じゃないかと思うところもございまして、ちょっとその辺りの点検も含めて、全体の管理といいますか、そういうことをして次どういふふうな使用をしていくかということも含めた管理もお願いしたいと思っておりますので提案するものでございまして。よろしくお願いたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、施設の維持管理につきましては、現在、森林組合に管理棟やトイレ、周辺の清掃業務と鍵の保管、貸出業務、シルバー人材センターに下刈りと花木剪定業務を委託し、山村広場の維持管理を行っているところです。昭和63年に整備された山村広場は、今年で36年を迎え、これまで管理棟などの施設については軽微な修繕をその都度行ってまいりました。今後も引き続き、施設の状態を確認しながら、必要に応じて修繕を行います。状況に応じて改修等も検討していきたいと考えています。

次に、環境面につきましては、先ほど申し上げたとおり、シルバー人材センターに除草作業を委託し、今年度は5月と6月に除草作業を行い、今後は9月末頃から10月初旬にかけて実施する予定です。山村広場は、現在、南小国中学校野球部が部活動の練習場所として利用しているため、利用頻度は以前より高くなっておりますので、除草時期や実施間隔等については、今後、委託業者と協議し、利用者の通行に支障がないような環境整備に努めてまいりたいと思います。

最後に、山村広場進入路の木柵につきましては、御指摘のとおり、老朽化による劣化が進んでおりますので、道路管理者、財政と協議を行い、施設の環境整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがとうございます。

基本的にはそういう管理をしていただくことで良いかと思いますが、先ほども申しましたが、周辺の法面にもうシルバー人材センターの方々ではできないと思われるような大きな木等が生えております。これが台風とかで大きな風が当たりますと、また法面全体が崩壊するような危険もあるかと思っておりますので、一度確実に調査をしていただいて、現在の管理でいいのであれば、それで構わない。その場所はそれでいいと思いますが、必要などころでは、どういう形になるか知りませんが、安全を管理した上で、そういう大きな木は法面からはもう除いていくとか、そういうことが必要だと思います。

先ほどの手すりについては、本当危ない状況でございます。私、今朝、現場をもう一度確認しとかんと、きれいになされとったら、言うともいかんと思いつつ見たところですが、やっぱり今年の草切、田んぼの畦切でも、何か昨年とか、もう何年前から比べると2回ぐらいは増やさないかんような状況に、この暑さでなってきたと思います。現実には、行っていただくと分かるんですが、これは公園なのというようなところですね。一番上のグラウンドだけは、ある程度使えるようなきれいさを維持しておりますが、ほかのところは本当にみすばらしいという言葉が見合うぐらいのものになっておりますので、なるべく早急に手入れのほうをよろしく

お願いして、私の質問とさせていただきます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 施設全般につきましては、教育委員会管理でございますけれども、中学校のグラウンド横から一番突き当たりの、舗装がされている区間につきましては町道市原森園線という形になっておりますので、もう御指摘のとおり、手すりじゃないんですけれども、防護柵、答弁にもありました防護柵が非常にもうぐらついているという状況でございます。御指摘のとおり、町民の憩いの場といえますか、そういった部分を踏まえると、やはり町道としての草切というのが行っておりませんでした。そういった部分も踏まえて、かつ非常に今もうカズラが巻き付いているというような状況と、道路沿線上の桜の木も含め、非常にそういった部分の道路へのはみ出しというのも見られます。先ほど、施設全体の中では大きな木もあるということですので、教育委員会等も含めて、今後の対応を協議して、早急に何らかの対策ができればというふうに思います。

あと、当初にお話がありました排水についてということなんですけれども、確かに御指摘のとおり、そのような形で入っております。その前に、頂上部にございます市原の配水池のタンクからのオーバー水というものもあそこに流れ込んでおります。非常にやっぱり道路の中、かつグラウンドの中というところで、人が多くいる場所、若しくは避難施設という部分もありますので、中の郵便局前から河川までの間に点検溝もございますので、そういったところの調査も含めて、何らかの対応という部分で前向きにやっていければというふうに思います。御指摘、ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 大変前向きな回答ということで、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（井上則臣君） これで、7番、穴井秀房議員の一般質問を終了します。

続きまして、2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 2番、北里でございます。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

今月1日、防災の日から、ただいま防災の月間中ということでございまして、災害時における住民以外の避難について、各自治組織の公民館等が第1次避難所となっております。そして、大字地区におきましては、3か所、役場及び庁舎前、元気プラザ及び中原小学校、りんどうヶ丘小学校となっております。これが最終避難所ですね。現在、黒川温泉を中心に観光客のお客様や町外からの従業員を含めると、

2,500人以上、それに日中には日帰りのお客さまを含めれば3,000人を超えるというお客様が滞在しておられると思います。自主防災組織において、防災訓練及び避難訓練等は行われてはおりますけれども、今後も避難場所を増やすことやハザードマップの見直し等も計画が、町があるのかをお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

現在、本町においては、基本的に役場きよらホール、元気プラザ中原、りんどうヶ丘小学校体育館の3か所を、災害の恐れがある場合や災害が発生した際に、指定緊急避難場所として開設しております。この3か所の避難所で対応が困難な場合は、市原小学校体育館や中原小学校校舎などを避難所として開設いたします。また、各地区の公民館等の施設につきましても、自主防災組織によって開設・運営を行っているところですので。

御質問の内容は、まず観光客の避難者が多い場合に、町の避難所で対応できるかどうかのことであると思いますが、災害時の避難というのは、避難所に行けばよいということではなく、難を逃れるということで、自宅が安全であるならば、避難所へ行く必要はありません。また、親戚宅や知人宅への避難についても国から示されており、町民に対して周知・啓発を行っております。

宿泊施設においても同様に、施設が安全であるならば、避難所への避難は必要ありません。避難が必要である場合には、最寄りの緊急指定避難場所を案内しますが、最寄りの避難場所が収容人数を超える場合は、車中泊避難やその他の緊急指定避難所を案内することになると考えております。在宅避難や車中泊避難につきましては、支援物資が届くか不安になり、自宅が安全でも避難所に来られる方もおられると思いますので、各自主防災組織や地元消防団員と連携しながら、在宅避難者や車中泊避難者への支援の漏れがないように対応していきたいと思っております。

次に、今後の計画等に関しまして、まず自主防災組織の防災訓練については、毎年必ず最低1回は実施してもらうこととしており、今後も継続していきます。町総合防災訓練についても、想定する災害を変更しながら、自主防災組織等へ積極的な参加を呼びかけ、今後も実施していくこととしています。

防災計画につきましては、毎年度初めに国の防災基本計画や熊本県地域防災計画の修正を基に見直しを行い、関係法令の改正や制度変更を反映して、防災会議へお諮りしています。

最後に、ハザードマップについてですが、今年度中の更新を予定しており、最大浸水想定区域や土砂災害危険箇所の更新のほか、国の示すハザードマップ作成ガイ

ドラインに沿って作成することとしています。完成は年度末を予定しており、各世帯や事業所にお届けするのは来年4月となる見込みです。お届けになりましたら、各世帯、事業所の防災や、自主防災組織の訓練などに御活用いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

ハザードマップ等については、来年更新をしていただけるということでございます。黒川地区においては、ほぼほぼが中心部分がやはり土砂崩れの危険区域ということもございまして、どこでどんなものが起こってくるのか分からないと。火災だったら、そこから避難して外におれば短時間で過ごせると。違う地震や土砂崩れ等において、長期に避難所で過ごすということが非常に考えられます。こういったことで、南小国町はやはり本町の役場で200人、そして元気プラザと中原小学校を合わせて約1,000人、それとりんどうヶ丘に一応500人、こういったことが1人当たり2平米ということ算入して、避難所として想定されてあると思っております。これは町民を対象とした収容計画だと思っておりますが、先ほど言われたように、観光客の方たち、ケースバイケースで頑丈な建物等、自宅等に残って避難される人、こういった方たちもおられるのも事実でございます。本当にどこが危険で、どこで避難せにゃいかんかというのはもう自助・共助のところの観点から、やはり地域と自分等の判断で過ごしていくと。あとは、町が計画することによっては、公助という部分になっていくと思っておりますけれども、こういったところをどこで起こるか分からない避難所等に、やはりハザードマップというのは日頃の情報を共有しながら避難していくということが大事ではなからうかと思っております。

先日、3年目を迎えるんですが、消防団において指揮下情報訓練というやつを点検の前に行われておりますが、非常にレベルが自然と、災害が起こったときはパニックが起こっていくと、そういった状況も踏まえながら、やはりシミュレーション訓練と、こういったものが重要ではなからうかと思っております。町も然りでございます。これで今、中小企業庁という指導の下に、各産業とか事業所とかにBCPというのが一応、これは指導ですけどね、やっています。BCPというのが、事業継続計画ということでございます。大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン、これは供給網の途絶ですね。突発的な経営環境の変化など、不測の事態が発生しても重要な事業を中断させないと。また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことをBCPと呼んでおるそうでございます。こういったことも、これは各企業向けに発信

されておるものと思いますけれども、自治体も然りだと思います。いろんなことをケースを想定してやる。だけん、防災計画等の違い等が、一つは防災計画とは人命や財産を守ると、企業型のものは企業を存続させるためにはどうするのかというような計画を、ある程度計画的に立てておくというようなことをございますので、こういったことをやはり町としても考えておるべきではなかろうかと思っております。

それと、一応こういう形のものの計画を、ぜひ町としてもシミュレーションしながら、こういったことを計画等に入れていただければと思っております。十数年前に比べると、やはり熊本地震、そしてコロナを経て、いろんなものが停止していったような時代を過ごしてきました。だけん、現在はまたそれを元に戻さにやいかん時代になってきておりますので、こういったことも踏まえて、町としての取組を前向きに取り入れていただきたいと思いますと思っております。

今年1月からあった能登半島地震においても、やはり水のライフラインの寸断とか、トイレ等の問題が今報じられております。うちの町に備品等は若干増えてはきておるんですけど、まだまだ十分ではないと思います。トイレに関しては、もう全体でも4つだったですかね。ポータブルトイレが4つとか、そういうのになるので、水洗トイレは水が無かったら使えないので、トイレも不足していくと。こういったことに対する備品の調整は、今からもやっていっていただければと思います。

りんどうヶ丘においては、災害食料、こういったものは一番多くしていただいております。全体で9,810食ですかね。でも、これが何人で何日ぐらいのものなのかも想定の中に入れてかにかいかんということをございますので、ぜひともこういったことをやっていただければと思っております。

現在、第3避難勧告等が出たときの避難の状況等を教えていただけますでしょうか。避難所の状況ですね。3か所に、最終避難所に来られた方たちの状況、第1次避難所に来られた方の数字が分かれば、それも教えていただけるとありがたいです。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 熊本地震とか、そういう形でもよろしいですか。

○2番（北里桂一君） 高齢者等の避難ということで、だいたい避難をされていらっしゃる方が、この前も台風10号のときに避難をされた方たちもおられると思いますが、一番多いときと、分かれば熊本地震のときでもいいんですけども、日頃の第3避難勧告が出るでしょう。高齢者等避難勧告、それで避難される方の人数とか分かればお教えいただけますか。

○総務課長（朝日康博君） この前の台風のときも、今人数は分からないんですけど、十数名の方が来られております。役場のほうには約8名、個人で8名の方、りんどうヶ丘小学校には十数名の方、中原には3名か4名だったと思います。だいたい、

この前の台風よりも少し、あれだけ激しくないときには全体で3名から5名ぐらいの方がまず避難をされるということが現状でございます。

先ほど、避難場所の人数というところもありましたけれども、熊本地震のときには最大で、南小国町が1,735名、指定緊急避難場所に1,074名の方が避難をされております。今、町のほうで指定緊急避難場所収容人数が1,731名まで入れるところで予定をしておりますけれども、熊本地震のときにも2日目には避難の方が350名程度に、次の日にはもう減っているというところでございます。南海トラフとかいろいろなことがあれば、何日間もいなければいけないということもあるとは思いますが、人数的には収容人数はある程度賄えるような形にはなっているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

今の段階では、もう収容人数以下で、少数名の方たちの避難で終わっているということでございます。先ほど、南海トラフという言葉が出ましたけれども、この前も宮崎を中心に大地震が起きました。こういったことが本町にも、今のところ災害が起こるという可能性を考えながら、避難所等は考えていただければと思っております。

ほかに、これは提案ではございますけれども、黒川地区においては一応避難区域と離れたところに、りんどうヶ丘は当然そうなんです、今、大型駐車場があります。あそこ辺りがほとんど安全な区域というところがございますので、あそこにはもうトイレしかありませんので、ああいったところに一応一時避難して来られる方がおるなら、一番近いところで安全なところであれば、ああいったところを指定していただいて、そこに避難された方たちのための備品等も若干揃えていただければいいのではなかろうかと。それをまたいろんな大きい、黒川にはホテルとか、大きい旅館、離れがあったり、安全な箇所もありますので、それを1.5次避難場所、そういったことに協定を結んでいただければと思っております。公共的な部分については、やはりそこら辺のシミュレーションをしていただければと思っております。

それと、備品についても、テントや間仕切り、段ボールベッド、ポータブルトイレ、やっぱり少ないと思われまして、こういったところも何年かの計画を立てて、逐次揃えていただければと思っております。

今後の設備について、もう少し、先日、トヨタ自動車か何かがEVの発表をされておりました。こういった公用車も、こういったEVやハイブリッド車を、本町も

据えて、このEV車においては、自分でも動くのもあるし、スマートフォン、携帯電話の充電が約5,000台ができるだろうということがありますので、各地区の避難所を回りながら充電させていくというようなものに、ぜひ公用車の切替えがあるときには、ぜひともそういったものも含めて購入をしていただくような検討をされるのが一番良いのではないかと。

それと、さっき頑丈な建物と言いましたけれども、一応空き別荘地等のあれもありますので、1.5次避難所、第2次避難所として、一応協定等を町としては結ばれていってはどうかなど。これは提案でございますので、空き家対策とかともかぶる部分はあるかも知れませんが、そういったことを御検討いただいて、今後の防災計画及びそういうBCPという形で、再生可能な早急な復旧を目指して計画を、町としては立てていただければありがたいと思っております。

これで、だいたい質問は終わりますので、何か見通し等ができれば、最後をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 基本的には総務課長の範疇なんですけど、先だつての6月議会の中で、トイレに関しましては私たちの課で説明させていただきましたので、その部分について若干説明させていただきます。

6月議会のほうで、簡易トイレ、かついろんなポータブルトイレ関係も含めまして、一応3日分という形の中で、当然その際にも御指摘をいただいたんですが、3日分で足るかどうかという判断も含めたところで、まずは購入するという形の中で、現在、試供品的なものを仕入れまして、現実的に使えるかどうか、若しくは使った後の状況が良いかどうかという判断を行っております。その上で、一番良かったところに大量発注をするという形で考えております。その際の議会の中でもお話したんですけれども、やはりそれだけでは足りない部分というのが数多く見られます。かつ、今回、田の原地区の方には大変御迷惑をおかけして、大変申し訳ございませんでした。本日、何とか復旧はできたんですけれども、そういった中でもやはりいろんな課題というのがまた新たに出てきております。本町によりますBCP継続計画の中においても、いろんな見直し等も必要じゃないかというふうに思っておりますので、また関係各課等も踏まえて、いろんな協議の場をもたせていきながら、備品の補充といいますか、いろんな必要なものというのが、やはり今後必要になってくるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 最後と言いましたけど、最後に、やはりそういったことを計画

していただいたら非常にありがたいことだと思っております。あとは、もうトレーラーハウスとかコンテナハウス、ユニットハウス、先ほども出ましたけれども、こういったことも活用されて、計画的にしていいただければありがたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 先ほどの1.5次避難所じゃないですけども、黒川の上の駐車場等でも、まずは旅館の宿泊の方等、旅館の方々にも御協力をいただきながら、その物資等も必要になってくるとは思いますけれども、ちょっと置くところもやっぱり考えなければいけないというところと、この前の台風のときも、ポータブルベッドとテント、そういうのも来られた方にお話を聞くと、とても過ごしやすかったというところで、数がどこまで増やせるかというところもありますけれども、その辺りも検討をしていきたいと思っております。ただ、今、役場のほうも置く場所がございません。倉庫とか、いろんなのをまた考えなければいけなくなるのかなというところもあります。あとは、蓄電池、ポータブル電源、これもとても重要になってくるかなと、まずはそういうところで、先ほどの車もありますけれども、そういうもの、手軽なものをまず用意して、通信網が途切れないようにということも考えていきたいと思っております。ほかにも物資はできる限り増やしてはいきたいんですけども、それを置くところとか、いろんなことも考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員の一般質問は、これにて終了いたします。

休憩に入ります。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

一般質問を継続します。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 8番、穴井です。

通告に基づき、質問をいたします。

皆さん御存じの小国杉ですが、250年の歴史をもち、幾世代の先人たちが育ててきた杉の産地であり、また日本有数のブランドでもあります。しかし、長期の木材価格の低迷などで、山林所有者の経営意欲が失われてきたようにも思います。大型の林業機械で皆伐をし、再生林がされていない山林も見られるようになりました。

少子高齢化による林業従事者の減少など、山林の維持には多くの課題があるものの、小国杉のブランドを後世に残していくには、町としても何らかの取組が必要ではないでしょうか。伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8番議員の御質問にお答えをいたします。

小国杉は、江戸時代中期頃より、この小国地域で植林され、主に明治初期、昭和初期の大戦前、中期頃に、その多くが伐採され、全国の建築材、船材として利用がなされてきました。艶がよく、しなやかで強い材質であるなど、その当時から高い評価を受けており、小国郷は良質な杉の産地として名を得ることとなりました。

小国郷は、適度な標高と山の起伏、年間平均降水量2,200ミリと多雨な気候であることなど、杉の育成に適した条件が揃っており、現在も250万本以上の杉が南小国町の山林を特徴づけております。

8番議員が感じておられます課題感のとおり、木材価格の低迷もあり、山林所有者及び林業に関わる方々の経営意欲、生産意欲などが低下している現状が続いており、林業就業者においては、統計に残る約40年前の1985年の115人をピークとして、2024年現在では約30人と、最盛期の4分の1ほどとなっております。

また、伐採に関しましては、戦後の大造林期に植林された杉の多くが伐採期を迎えており、伐採量は年々増加傾向にあります。ここ数年は、年間2万5,000から3万5,000立米ほどを推移しており、面積に直すと、多い年で年間40ヘクタール以上の山林が全伐されている状況です。

しかしながら、これらの施業については、町外事業者が山林所有者から立木や土地を購入しての伐採施業が約半数以上を占めており、伐採後の植林に関しては、山林所有者の意欲低下や高齢化などにより、実質進んでいないのが実情であり、何らかの対策が必要であると考えております。

これら南小国町には欠かせない小国杉の伝統を守り、将来に向けてのさらなる展開を目指すためにも、南小国町では森林環境譲与税などの財源を活用しながら、主として3つの目標を意識しながら取組を行っています。

1つ目に、受け継がれてきた山林を継承し、地域の防災と生産の両立を図る取組です。本町では、山林所有者が自ら山林を管理し、伐採などを行う自伐林業が主であり、現在も農業や観光業と併せて林業を営まれている方々が多くいらっしゃいます。また、一人親方と呼ばれる林業従事者の方々が、森林組合から個別に業務委託を受けて森林整備を行っていただいております。このように、大規模な林業ではなく、この町では小規模で適切に間伐や伐採などを行いながら、災害に強く、上質な

木材を生産する山林を作り上げてきました。これらの伝統を受け継ぎ、さらに磨きを加えるためにも、南小国町では自伐型林業の推進を進めております。昨年度はフォーラムを開催し、100名ほどの町内外の方々に参加していただきました。本年度は、自伐型林業の研修を複数回実施し、チェーンソーやバックホーなどの実技を学んでいただく機会を設けております。また、地域おこし協力隊制度を活用し、現在2名の隊員が林業の担い手となるための活動を進めており、今後も引き続き募集を行っていく予定です。併せて、森林所有者の今後の経営についてどのようなお考えをお持ちか、意向を調査するアンケートも、随時実施しています。

次に、生産された木材の付加価値を高めていく取組です。南小国町では、ファブラボ阿蘇南小国を整備し、指定管理を行っております。この施設を中心として、南小国町の林業や小国杉の情報発信、木材加工や商品開発など、小国杉の魅力や木の楽しさを伝えるための運営を行っております。関係する地域の方々や地域おこし協力隊の活動の成果もあり、近年は小国杉やその製品、施設、活動などをメディア等で取り上げていただく機会も増えており、木材の付加価値の向上につながっています。

昨年度に、茨城県の境町にあるモバイル建築協会を視察いたしまして、今後、非常時の仮設住宅として応用可能なモバイル建築による施設整備も検討してまいりたいと考えております。今年度は、公共会員として協会へ加盟をし、平常時の社会的備蓄及び災害時の運用連携を強力に図ることとし、将来的にはモバイル建築の技法を用いた施設整備など、南小国町内で小国杉を用いて建築するなど、木材の地産地消と新たな付加価値の創出を目指してまいりたいと考えています。

最後に、将来を担う子どもたちや研究に対する木育に関する取組です。これまで保育園長を対象として木や林業のことについて親しみ、学ぶ、いわゆる木育の取組を行ってまいりましたが、本年度より生まれてからこの町を出ることとなる中学3年生までの全世代を対象とした木育事業を開始いたしました。学校や保育園の先生方、保護者の方々の御協力もあり、順調に実施がなされており、子どもたちの成長の中で小国杉が身近なものとして感じていただけると幸いです。また、大学等の研究機関との連携も重視し、南小国町を研究対象として、九州大学、宮崎大学などの研究者の方々から様々な知見をいただきながら、後継者育成の課題や森林ゾーンニングなどに取り組んでおります。これら3つのテーマを通して、今後も引き続き活動を進めてまいります。

皆伐後の再生林の問題や森林所有者の経営意欲向上等につきましては、まだまだ課題も多い現状ではありますが、今後も様々な御意見を取り入れながら、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ありがとうございます。なかなか他の質問と違って、気合の入った御回答をいただきまして、ありがとうございます。

何も話すこともなくなったような気もしますが、うちの森林は南小国町の面積の約80%森林が占めていて、町有林が約3,000ヘクタールを超えております。私有林も6,000ヘクタール近くあるわけですが、先ほど実績と伺いますか、約40ヘクタールほど、毎年うちの町で皆伐が行われている。間伐においては、森林組合が行った間伐では、昨年が84ヘクタールほど、全伐が今年の見通しとしては、森林組合を通した全伐は20ヘクタールを超える。そして、その倍近くが個人の事業者がやっているということで、やっぱり40ヘクタール近くが全伐になっている。そして、それを再造林して、再造林は翌年ですので、その面積に比例しているわけではございませんが、今年度、再造林できているのが13ヘクタールぐらい。率から言いますと、これは森林組合が事業を行った中ではございますが、南小国支所においては8割ぐらいが再造林できていると。阿蘇森林組合全体としては7割ぐらい、熊本県全体としては約5割ぐらいしか再造林ができていないと、そういうことがあります。

今後の課題なんですけど、先ほど答弁にもありましたように、担い手の減少、これが一番問題だろうと思います。少子高齢により、農業者も同じなんですけど、担い手が非常に減少している。先ほど、町長の、従事者が115人から30人という答弁がございましたが、今、一人親方自体が30人ぐらいです。私自身も一人親方に入っていますが、南小国の一人親方の従事者が30人、実際には自伐型林業を行われている方がおりますので、実際に従事されている方はそれ以上にいるということとは確かだと思えます。

町内で、大型林業機械を所有して皆伐などを行っている事業所が、約4事業所ぐらいあるのかなと思っています。また、自伐型林業ができる人材というのが、以前から見ると相当やっぱり少なくなっている。親の時代はできたけど、もうそれを山林の管理をその子どもたちができているところは本当に少ない。だから、自伐型で林業をやっていくことができる人材というのは非常に少なくなっているのかと感じています。

それから、課題として、先ほども言いましたが、経営意欲の低下、長年の木材価格の低迷で、皆伐後に再造林ができていない。また、今後は逆に山林を手放したいという傾向にあるようにも思います。ここ数年で、私に相談があったのが2件ほどありました。1件は、昔、うちの集落にいた方が県外に移住されて、どうしても管

理ができないということで、一応私のほうで買わせていただきました。そうした中で、また今年になって、また同じような別の方から相談をいただいたわけですが、私もそう管理ができるわけでもないので、森林組合のほうに今相談をしているところでもございます。やっぱり手放したい、もう管理ができないから手放したい、そう考える方が非常に多くなっているように思います。

それから、大型機械の導入、先ほど言われたように、皆伐がすごく多くなってきています。大型機械は間伐するのには不適切というか、入りづらいということで、ほとんど皆伐に向かっているということだろうと思います。皆伐は、以前、ニュースの番組でもあっていましたが、非常に災害のリスクが増えてくる。皆伐を行うために、大きい作業道を網の目のように造っていきます。そして、災害が起きるときは、その作業道が一番起点になって、災害が起きているという番組もありました。下のほうに民家でもあれば、もう大変なことになるような状況です。そういうことで、皆伐を行って、再造林がなされていけば、そこまで起きないかも知れませんが、非常に皆伐というのは災害のリスクが高い方法だなということでもあります。

それから、所有者不明の山林があるということですが、うちの町は地籍調査を始めてしばらくになりますが、うちの町で所有者不明の森林は確認できますか。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるように、現在、南小国町では地籍調査を実施中でありまして、まだ完全には終わっておりませんが、大字赤馬場地区、それから中原地区の全地域、それから一部大字満願寺地区にも入ってきております。先ほど地籍調査の担当のほうに確認したところ、実際、地籍調査に入る上では、登記簿、それから一部は町の課税台帳、そういったものから所有者を特定して、そして地籍調査に入るときに現地立会いの案内をするというような段取りになっておるようですが、そのときに今は法律上、何年以内ですとか、ちょっと忘れちゃけれども、相続の登記が義務づけられましたけれども、過去の分につきましては相続がなかなかできていないということで、相続ができていない部分については、職員が町民課を経由しまして、現在の所有者に行きつくまで調査を実施しているようでございます。ただ、どうしても行きつかない所有者が不明、そういったものが1調査区当たり、だいたい平均しますと2件ぐらい、毎回出てきておるような現状のようでございます。過去、30調査区ぐらいございますので、正確な数字ではございませんが、約60件、60人ぐらいは所有者不明で、最終的にはそこは筆界未定というような扱いになっておるというようなところでございました。

また、地籍調査が終わっていない大字満願寺地区におきましては、これは数はは

つきりは分かりませんが、固定資産税の課税標準額が30万円未満の場合には、免税点ということで税金がかかっておりません。そういったところで所有者不明の部分が一部あるのではと想像できますが、これにつきましては件数のほうは分かっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） うちの町でも所有者不明の森林があるということですが、日本の国全体で登記簿上、所有者不明の森林というのは約3割近くあるそうです。相続の義務化が施行されましたので、改善はしていくものかとは思っていますが、政府はこういう所有者不明の状況を受けて、森林経営管理法という法律を施行、2019年から施行しているそうです。どういうことかということ、森林所有者が相続の登記をせずに不明なときには、市町村がその森林の所有者を探索といいますか、探して全員に意向調査を行い、それを踏まえて経営管理の委託をしていただき、事業者にまた再委託ということをするそうです。これが森林経営管理法という法律だそうですが、非常にこれは間に入った市町村の負担が大きいということで、来年度国会に法改正を考えているということです。どういうことかということ、所有者不明の私有林でも、ホームページに半年間、公告すれば、経営管理の県の委託を同意したとみなす、そういうことで市町村の負担を減らすということだそうです。だから、所有者不明の土地があれば、ホームページ上でしっかり半年間、公告すれば、その管理を市町村ができるという法律に改正していくそうです。そういうことで、災害のときの復旧など、所有者が不明なところを災害復旧ができやすくなると、そういうことらしいです。

京都のほうのある市では、30アール、約3反の所有者不明の土地に、147名の相続人まで了解を取って、最終的に8名ほど不在で分からないということで、この法律を適用して管理に当たったと。それにもまた3年ほど費やしたと。こういう非常に大変な思いをされたときもあったかと思いますが、そういうことを踏まえて、法改正に踏み込んだということらしいです。

それから、この伐採、造林については、届出が必要なんですけど、これは義務づけられています。全てこの町で皆伐、伐採、届出がちゃんとできているんでしょうか。お尋ねします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私たちとしましては、届出申請を含めて、適切にさせていただけているというふうに理解しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） これは届出というのは義務づけられていて、罰金も出てくるといふことなんですけど、中には勝手に切っちゃって、何も届出もしないという可能性もあるんじゃないかなと。そういうところ、町としては届出が出た分でないとは分からないということでしょうけど、勝手に切っているというところもあるんじゃないかなと、そういう気もいたしております。

今後なんですけど、やっぱり今後のことを考えると、先ほどから言うように、担い手の育成が最も重要だと考えています。そんな中、先日、町の広報と一緒に入ってきたのが、自伐型林業の学び、小さな森づくり研修、非常に素晴らしいことだと思います。9月27日まで募集締切りということで、今、何人ぐらいの申込みがあるか分かりませんが、こういうことをどんどん進めていっていただいて、関心を高めていくということが非常に大事じゃないかなと思っています。

鳥取県の、いつも出てくる場所ですが、日南町、ここでは森を守るために、担い手の育成を目指して、日南中国山地林業アカデミーという学校を設立したと。1年間ですが、いろんなカリキュラムを組んで十幾つの資格を取って、町内の従事のためだけではなく、ここのアカデミーは全国どこにでも就業できるようにしているということで、すごいなと思っています。でも、こういう学校とかアカデミー設立というのは、非常にハードルが高い。私はもう、うちの町が取り組んでいる自伐型林業の小さな森づくり研修といいますか、こういうことを毎年毎年やっていって、町民の関心を高めていく。また、そういうところに申し込んで、林業をやってみたいという人を探し出していくという、こういうことも大事。これが一番うちの町に合っているんじゃないかなと、そういう考えでいます。

次に、山林の経営意欲がなくて、先ほど申しましたように、手放したいと、こういう状況があるんですけど、国土交通省の調査では、林地を所有する約33%の人が山林所有者がその土地をもう手放したいという回答が出たという新聞がありました。確かに、どこでも日本全国やっぱりそういう状況になっているのかなと思っているわけですが、そんな中で異例の取組ではありますが、徳島県的那賀町、ここは2011年に森林所有者への意向調査で、半数以上が手放したいと回答した。その先手を打つ形で、管理放棄の恐れのある山林を町が買い上げて管理をしていると。

それから、兵庫県の佐用町、ここもよく出てくる場所ではありますが、ここは2022年に1平方メートル、一律10円で買い上げる。中には、もう町に寄附をする、もう管理ができないから寄附をする。そういうのを受けて、今840ヘクタールほどを管理をしているそうです。両町の取組はすごく異例なことですが、やっぱ

り町の管理費が嵩んでくるということで、非常に難しい取組かなというところではあるんですが、国は昨年の4月以降、全ての民有地を対象に、相続土地国庫帰属制度というのを新設したそうです。もう国に返してもいいですよと。しかしながら、1筆当たり、原則20万円の管理費用をいただくということで、国に返すのが寄附したつもりかも知れませんが、逆に費用を取られるということで、ほとんど進んでいないような状況だということです。

町長、どうでしょう。経営意欲がなく、手放したい山林があるということ、実際にうちの町も非常に多いんですが、こういうところを町有の山林として寄附なり、買上げなりということは考えられませんか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 補足があったときは農林課長、すかさずお願いいたします。

ありがとうございます。

そういったところ、何だろうな。所有者というか、そういった経営意欲が低下したところの山林に関しましては、今そういった意向調査だったりとか、そういったところはさせていただいておりますので、今後そういった場所が可能な限り出ないようにするのが一番なのかなというふうに思いますけれども、どうしても高齢化だったりとか、町外への移住だったりとか、そういったところも可能性としてはありますので、そういったところはその経営意欲が高い方とか、そういった方々に担っていただくという仕組みをつくるのがいいのかなというふうには、それはあくまで、すみません、一個人としての意見なんですけれども、考えておまして、それを町で所有するとなると、どうしてもそこにまた維持管理費だったりとかありますし、近年多発するような自然災害、激甚化・頻発化するような自然災害で、もし何かしら住民の方であり、観光客の方であり、事業所であり、そういったところに何某かの町有地が災害を発生を起因させるようなものを及ぼした際への補償だったりとか、そういったところも考えますと、あまり何か町のほうで持っておくということは、あまり私の中では想定はしていなかったところでもあります。もちろん、その場所によっては何かしら使える。先ほど、住宅とかそういったお話もありましたけれども、そういったところで可能性として、立地としていいんじゃないかといったところは、そういった可能性もあるのかもしれないんですけれども、全てを町のほうで受け入れていくというところは、可能性としては低いのかなというふうには、一つの意見として、私としてのですね。考えていたところでございます。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 補足というわけではございませんが、先ほど町長の答弁の中にもありました、バックホーとかチェーンソーの補助金を出しながら活用してい

ただいて、それが先ほどチラシに、また担い手の育成にもつながって行って、基本的にはやはり自伐型林業の推進を進めていきたいとは考えているところです。

やはり、議員もおっしゃるように、管理が困難になっているという部分はどうしても否めない部分がございます。町長も言われたように、町での買上げというか、町有地にするというのはなかなか厳しい部分があるかと思えます。ですので、森林環境譲与税、こちらの活用方法をうまく考えていながら、両者で、所有者と町のほうでといった部分も一つの案として考えられるかなというのは、管理を発注する際とかの、そういった部分が考えられるかなとは思いますが、以上になります。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ちょっと無理な質問かなとは思っていたんですけど、現在、部分林ですか、部分林においても、伐採後、植付けをして、もう町に返すというところが非常に増えてきているような状況でもあります。でも、町が買っただけということ、誰に渡るか分からない。管理がその後、全然できない人のようなところに渡すよりも、寄附でもいいから町のほうに引き取ってもらいたいという方は非常に多いんじゃないかなと、そのようには考えています。

そういうこともあります。例えば移住をしてきて、一つの副業として山林経営をしたいとか、そういう人たちに安く、希望がある人に限りますが、そういう人たちへ売却ということもまた考えられるんじゃないかな、そういうことも思っています。すごく森林浴とか、移住された方が森を持ちたいとか、そういうことも考えられるんじゃないかなと思っています。

次に、最後ですが、森林分野でのJクレジットを、小国町は非常に取り組んでいるわけですが、うちの町はそういうところは考えてないんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 現在のところ、ただいま担当と打ち合わせをしながら進めているところではございます。ちょっと小国町さんより遅れている部分があるかも知れませんが、ただどうしても、職員というか、林務担当が現在1人でやっているところで、協力隊とも今打ち合わせ等をしながら、そういった方向で進めているところでございます。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） どうしてもまた森林の管理には費用があります。森林環境譲与税も確かにありますが、それとプラスJクレジットなどを活用していくと、また強みになっていくんじゃないかなとは考えています。ぜひ進めていただきたい、そのように考えます。

私たちのこの周りにある森林ですが、前を見ても、右を見ても、左を見ても、本

当森林だらけ、町の土地の80%が森林ですが、この森林というのは生物の多様性の保全であったり、土砂災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収であったり、またこの森林の緑というのがストレスホルモンの減少を助け、抑うつ感や不安感を低下させ、メンタルヘルスが向上するなど、もうこれは認められています。しかし、そのようなことは管理された健全な森林でなければ達成ができない、このように思っています。うちの町の森林が少しでも健全な森になっていくこと、そしてまた小国杉が後世にまで引き継がれていくことを願って、私の質問を終わります。

○議長（井上則臣君） これにて、8番、穴井則之議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 4番、森永です。

通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

どう継承する郷土の食文化ということで、食に関する質問をさせていただきます。2013年12月に和食がユネスコ文化遺産に登録されてから10年以上になります。和食が世界から注目を集め、海外にある日本食レストランの数も増えております。2013年には5.5万店舗だったのが、この10年後、2023年には18.7万店舗と、この10年間で3.4倍以上に増えております。

訪日旅行者、インバウンドの方々が日本でしたいことというアンケート調査を各機関が出されていますが、そのアンケート調査の結果でも日本食を食べること、郷土料理を食べることというのは上位にランクインをしております。世界から注目を集める一方、国内に目を向けますと、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、食を取り巻く環境も変化してきております。食のグローバル化が進み、家庭内で調理する機会も減少しております。

和食文化の中でも、特に地域独自の郷土の食文化が薄れつつあることが心配されており、郷土の食文化の継承は全国的な課題となっております。郷土の食文化は、以前は家庭内若しくは地域内で受け継がれていましたが、核家族化が進み、共働きが一般化している中では、だんだんと難しくなっているのではないのでしょうか。

本町にも、阿蘇高菜をはじめ、旬のお野菜のお漬物、お味噌づくり、梅仕事、麴づくり、あとかきあえなど、挙げればきりがないうちに年間を通して地域に根付いた食文化があります。これらの食文化は、自然環境との関わりの中で、先人たちの知恵と工夫で長い間に培われてきたかけがえのない財産です。

本町は、清らかな水があり、自然環境に恵まれ、農家さんが御尽力されて、新鮮で美味しいお野菜がたくさん採れます。農業が盛んな地だからこそ、より一層、食文化の継承活動が必要ではないかと考えます。町のお考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

農林課としても、食文化の継承は重要と考えており、平成31年より、南小国町生活研究グループ連絡協議会に御協力いただき、保育園での食文化の伝承と食育の推進として、大豆の苗植えから収穫、味噌づくりまでを実施しております。現在、当事業は南小国町生活研究グループ連絡協議会の活動として独立しており、研究グループと保育園の先生方とで調整を行っていただきながら実施されております。

コロナ禍もあり、事業が縮小した年度もございましたが、今年度は外部の人材にも御協力いただき、園児とその保護者を対象に、味噌玉づくりのイベントを開催することとなっております。また、昨年度は市原保育園にて、年長クラスの親子クッキングで、ふるさと食の名人による郷土料理の出前講座も行われました。

このように、保育園児とその保護者を対象とした取組は行ってきたところではございますが、自分が教えられないことを地域の達人たちに教えてほしいというニーズを基に、南小国町生活研究グループ連絡協議会との事業をスタートした経緯がございます。

そういったニーズから読み取れるように、子育て世代が郷土の食文化を継承できていないため、子どもたちにも伝えられない家庭が多いという状態になっているのが現状かと考えます。冒頭申し上げましたとおり、食文化の継承は重要であると考えておりますので、子ども向けだけではなく、大人への食文化の継承についても、継承者となる方たちや関係各課と協議を行いながら考えていきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） 御答弁、ありがとうございます。

保育園児を中心に、現在、活動いただいているということでございました。現在、国のほうでも農林水産省、また熊本県でもこの食文化の継承というのは重要視されておまして、各種取組というのがなされている状態です。本町においても、たくさん食文化、根付いているものがありますので、ぜひより一層の継承活動を行っていただけたらと思っております。

私自身、非常にもったいないなと思っております。今食べられているものが、今食卓に並ぶもの、季節の品が20年後、30年後の未来に、そのときにあのとき食べていたものは美味しかったよねというので終わらせたくはないなという思いがあります。例えば、阿蘇の高菜漬け、青高菜を炊き立ての白御飯で食べて、いただいたときにやはり春が来たなと思ったり、暖かいこたつの中で白菜漬けなんかをいただくのとか、温かいお茶といただくという、すごくほっこりしたような時間とか、こういう季節の移ろいというものを楽しめるというのは、すごい豊かなことだと思っております。この食文化を子どもたちの代にしっかりと伝えられることができた

らなという思いであります。

この伝えていくという上で、必要になってくるのが記録するということと、継承するという、伝えていくということかなと思うんですけども、その記録するところに関してお尋ねをします。今現在で、何か地域の食として記録されたものがあるのかどうかというところを1点お尋ねしたいと思います。インターネットなどで拝見すると、やはり料理レシピのサイトなどで、数件お見掛けしたことがあったなと思いますけれども、ほかにも何か地域の食として残されているもの、記録されているものがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 申し訳ありません。私としては、今のところ、情報がないというのが本当のところなので、確認してみたいと思います。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） 以前は、確か、きよらカアサなどにも地域の食というようなレシピをプリントしたものが置いてあったような気がしたんですけども、最近は一切見かけなくなってきておりますので、しっかりと文字とか写真で残しておくということが、まずは必要かなと思っています。

さらに、本町にはケーブルテレビという非常に映像で残せるという強みをもっています。最近、料理のレシピなどのサイトなんかも見ても、動画で配信されているものというのが非常に多くなってきておりますので、ぜひケーブルテレビというものを活用いただけないものかと思っています。

本町には、料理が非常にお上手な方々というのがたくさんいらっしゃいます。もちろんこのレシピというのは、御家庭で代々受け継がれている財産でもありますので、御承諾をいただける方がいらっしゃったら、その方々に協力をいただいて、ケーブルテレビでも記録をしていくということが必要かと思いますが、このあたりいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに農林課長がおっしゃられたように、実際、この食文化とか、漬物とか、そういうものの作り方とかいうのが、きちっとした記録に残っているというものは、私もちょっと記憶にはありませんし、また実際に目にしたこともございません。議員がおっしゃられるように、やはり記録として残す。残した上で継承していくという事は非常に必要な部分ではあるかなと思っています。

その中で、これはまだ食文化の継承とはまた違うんですけども、実際、令和3年度にこちらのほうは食生活改善普及運動強化月間の中での取組の一つとして、お

うち御飯に野菜をプラス1皿ということで、町民課の管理栄養士でございます玉目さんが出演し、番組を制作した経緯もございますので、これは農林課と担当課の協力とかが必要になってまいりますけれども、協力をいただいた上で、またそういう食生活というか、この生活研究グループとか、そういう中で協力いただける方があるのであれば、番組制作自体は可能であるかというふうに考えております。

その中で必要となるのが、やはり番組制作する上では、今まで作っていた方は目分量で作られている方が結構多いので、それを数値化していくという作業がまずその間に入りますので、そういった部分を非常に担当課や関係各課と協力をいただいて、もう数値化した上で、じゃあ実際、番組制作という形になりますので、実際、すぐに番組制作に取り掛かれるかということ、結構、企画から番組制作に至るまではちょっと時間を要するかなとは思いますが、番組制作自体は可能ですので、まちづくり課としても前向きには検討していきたいというふうに考えております。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

前向きというか、非常に具体的にお考えいただいている非常に有り難く、心強く思っている次第です。管理栄養士の玉目さんが出演されていた番組を、私自身も拝見していますけれども、非常に栄養の面からとか、非常に分かりやすく伝えてくださっていたので、ぜひ管理栄養士さんの御協力、また地域の方の御協力をいただいて、南小国独自の記録の仕方ができたらなと思っております。

先ほど、レシピも、結構、目分量だったりというお話もあったかと思いますが、しっかりとレシピとしてもうノートにちゃんと量って、量などもしっかり計算された量とかでレシピを保存されていらっしゃる方々もいらっしゃいますし、ぜひ多くの地域の皆さんの御協力をいただいて、記録するというところに取り組んでいただけたらと思っております。

また、併せてケーブルテレビかとは思いますが、可能であればホームページなどに少しリンクなどを貼っていただいて、いつでも見られるようにしていただけたらなと思っております。冬の白菜漬、どのくらいだったかなとか、そういったときにもこちらから探したらヒットするというような仕組みが作れたらと思っております。現状のケーブルテレビでいうと、どうしても決まった時間、決まった日時に放映するという状態かと思いますが、こっちから見たいときに、いつでも検索できるというような、これは新たなことになるかと思いますが、御検討をいただけたらと思っております。

続いて、その継承するということについてですけれども、先ほどの町長等の答弁の中では、保育園の園児に対しての大豆の苗植えからの味噌づくりということが

あったかと思えますけれども、ほかにも今までで継承されてきたもの、取組などがありましたら、お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 学校関係での郷土の食文化の取組についてお話をさせていただきたいと思います。

本町の小中学校では、それぞれの学校活動の中で郷土の食文化について取り組んでいるところですよ。例えば、中原小学校でしたら、生活科の時間に麦狩りをしまして、できた小麦でパン作りを行っている。また、その麦から小麦にしていく際、放課後子ども教室の時間帯に、石臼挽きの体験を行ったりしているということです。

また、食生活改善グループの方々に御支援をいただいて、防災食についての講話と実習を行ったりですとか、また今後、中原小学校で150周年式典がございますけれども、その際には食生活改善グループから、だご汁を提供いただく予定をされているということです。

また、市原小学校においても、米粉を使ったパン作りを、保護者が講師として行われたりですとか、また学級園で栽培しているカボチャを活かした食育について、栄養教諭と検討したりですとか、また今後の予定にはなるんですけども、食生活改善グループの方々に、今、学校のほうで3年生が大豆を育てていると。その加工についての支援を、今後について食生活改善の方に指導していただいたり、一緒に取り組んだりとかいう形で検討している等がございました。

また、中学校におきましても、先日開催されたんですけども、農業民泊体験、中学校1年生がしているんですけども、この中で郷土の食文化を学びまして、最終的には自分たちで作った料理を学校で振る舞うランチバイキングを行ったりしているところですよ。また、家庭科の時間に、郷土料理についての話について、実習の時間を設けられるように、今後検討していきたい等の話もあっているところですよ。

こういった形で、学校活動の中で取組を行ったりですとか、今後予定をしながら、郷土の食文化に触れる時間を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

学校でも、子どもたちにたくさんの機会をつくっていただきまして、非常に有り難く思っているところですよ。本当に、保育園と小学生・中学生と、食に触れる機会をつくっていただいております。過去には、大人向けの漬物教室もきよらカフェでされていたと記憶があります。私自身も参加をさせていただきまして、非常に勉強になったというか、非常に良い講座でした。私がSNSで個人的に上げたんですけど

れども、その後にも町内の方々から、特に若い子育て世代の方から、私も行きたかったと、またされるんだったら次は行きますみたいな声を複数頂戴していました。非常に良い取組だったと思っていますので、またこちらも復活ができれば有り難いなというふうに思っているところです。

もう冒頭にも申しましたが、本町でも核家族化とまた共働きというのは、もう非常に進んできておりますので、さらに今にプラスして、何かさらに食文化を継承できる仕組み、活動というのができたらなと思っています。

そこで、1つ御提案ですけれども、例えば、今、地域の方が講師となって、わくわくクラブというものを開催いただいているかと思います。このわくわくクラブの中で、例えば料理教室、クラブというのがあったらどうかなというのを思っています。もう毎月じゃなくてもいいですし、例えば2か月に1回でも、旬の食材があるときとかでもいいかと思っていますので、講師は今回はお漬物が上手な〇〇さんと、例えばその次、この野菜の時期には食改さんがとか、1人の方、1団体の方ではなくて、町内の複数の方が関わるようなクラブが一つできたらどうかなと思っています。もちろん子どもが中心なんですけれども、保護者の方も送迎ついでに大人もどうぞじゃないですけれども、そういう活動があったらなと思っています。といいますのも、今までの継承というと、どうしてもおじいちゃん、おばあちゃん、主におばあちゃんからお父さん、お母さんからで、そして子どもにという、こういう流れだったかと思うんですけれども、この流れでの継承が難しいということであれば、おじいちゃん、おばあちゃんから子どもに、子どもから普及させて保護者、若しくは同時に受講していただくことでお父さん、お母さん、また子どもというのも一緒に学ぶ機会というのがつくれたらなというのを思っているところです。

学校の家庭科の授業というところも、県内各地でも取り組まれているというのも聞いておりますので、ぜひ本町でもわくわくクラブなどで定期的に、どなたでも参加できるような仕組みというのが一つ作れたらなと思っています。御答弁いただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 御提案、ありがとうございます。

わくわくクラブにつきましては、例年、わくわくクラブの全体会というのがございまして、こちらは指導者の方で協議する場がございますので、まずはこういった全体会、指導者さんが集まる会の中で、森永議員からのお話がありました提案等について一旦お話を、議題として上げてみたいと思っています。

また、わくわくクラブを進めていく上では、どうしてもそういったいろんな団体があって、指導者が毎月変わるとかいう場合ですと、一度取りまとめをしていただ

く団体というものが必要にはなってくるかと思えます。また、今後こういったわくわく全体会の中とかでお話をさせていただく上では、一度また森永議員ともいろいろその方向性とかにつきましても、検討・協議させていただきたいと思えますので、その際はよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

わくわくクラブは、指導者の方がどなたかというところで、必要になってくるというのも私自身も承知をしているところですが、どなたが取りまとめができるのかというところも、これからは考えていく必要があるのかなと思っているところですが、何かしらの形で食の継承をしていくことが、さらに強めることができたらと思っておりますので、また引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

私自身もそうなんですけれども、私自身は中学校から外に出ています。言うなら、小学生までしか家族と暮らしてはいないんです。その後、一人暮らしというのがどうしても長くなっておりましたので、でもそんなときにも、昔、おじいちゃんち、おばあちゃんちで食べた漬物とか、そういう家庭の味というのがどこかで私を支えてくれていたなという思いがあります。特に今、子育てなんかをしても、ばあちゃんが作ってくれたあの漬物というのを、みんなで囲んで、ばあちゃんが嬉しそうにしている、この温かい思い出というのは、大人になった今も残っています。幸せな思い出として残っています。

本町の子どもたちも、早い子は中学校から寮生活になったりと、家を出るという機会があるかと思えます。進学、就職などで、お家や地元を離れるということはあるかと思えますが、そういう外に出たときにも、温かい思い出ですとか、みんなで囲んだ家庭の味とか、南小国の味というのがきつとどこかで支えてくれることというのがあるかと思えますので、しっかりと子どもたちに食文化をつないでいくことができればなと思っております。

どなたかが言っていましたけれども、郷土料理は郷土の食材を使って、自分で作って、みんなで食べる御馳走ということでおっしゃっていましたが、本当にそうだなというのを、今、自分が作る側になって思っているところです。この南小国町にあるこの豊かな食文化を、子どもたちの代にしっかりとつないでいくことができることを祈念しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、森永一美議員の一般質問を終了します。

休憩に入ります。2時15分から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（井上則臣君） ちょっと遅れましたけど、休憩前に続き再開いたします。

一般質問を引き続き行います。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） まず、質問の前に、先週末から田ノ原簡易水道の漏水の件について、建設課総出で対応に当たっていただきまして、ありがとうございます。また、ほかの課局の職員の皆さんも、いろんなその手助けをしていただいたという話を聞いております。非常に大変かと思えますけれども、また職員の方々のフォローも十分お願いをして、一部の職員に負担がかからないような体制を、今後また整えていっていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

不妊治療費のさらなる補助の拡大をということであります。年間の国内における出生数が令和5年に80万人を割り込み、令和6年の上半期の出生数も35万人余りにとどまっております。さらに少子化に拍車がかかっており、国も令和4年度から不妊治療の支援策として、治療費の保険適用に踏み切り、経済的負担の軽減に取り組んでいるところです。

町のほうも、コウノトリ支援事業補助金として、不妊治療を受けている夫婦に、1年度20万円を上限に補助を行っておりますが、これからのことを考えると、さらなる支援が必要だと思えますが、町として少子化対策としての不妊治療をどう捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番議員の御質問にお答えをいたします。

8月30日に厚生労働省が公表した人口動態統計速報によりますと、2024年上半期の出生数は35万74人であり、1969年以降、最少となっております。南小国町は、同出生数は7人であり、令和元年から5年の同時期に比べ減少しており、初めて1桁台になりました。

全国的に少子化が進む中、国は令和4年度から不妊治療の支援策として、治療費の医療保険適用に踏み切りました。南小国町におきましては、平成12年より1夫婦、年間10万円を上限としてコウノトリ支援事業を実施しております。令和4年度より、不妊治療費が医療保険適用とはなりましたが、実際、申請時に拝見する治療金額は高く、子どもを持ちたい御夫婦の経済的負担軽減を考えますと、補助上限額の増額が必要と判断し、令和6年度より上限額を20万円にさせていただきますし

た。

今後、制度の普及啓発に努め、状況を見ながら、また4月より子ども家庭センターもできましたので、実際に町民の皆さんの声を聞きながら、利用者に寄り添った制度となるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 国のほうは、異次元の子育て対策ということで、また2026年度から1兆円規模の支援金制度をスタートさせるようですけれども、やはりこれは全国的じゃなくて全世界的、特に先進国はそうでありますけれども、軒並み1.5、1.6ぐらい、高いところですね。隣の韓国辺りは昨年度が0.72人ということで、非常に少子化の波が世界的に加速をしているように思います。

そんな中、やはり今は結婚の年齢も上がってきておりますし、また結婚をしないという選択をされている若い世代も多いと聞きます。そんな中、やはり少しでも子どもを産んでいただきたいということで、国も令和4年度から保険の適用範囲を広げたということでもありますけれども、令和3年度までと令和4年度以降、その保険の適用範囲がどういった形が変わったのか、その辺りの内容を教えていただけますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただいまの質問にお答えします。

不妊治療につきましては段階がありまして、その治療内容も多岐にわたっております。その中で、医療保険適用になるものに関しましては、外来では3割自己負担になりまして、あとは医療保険適用という形になります。医療保険適用になることで、社会的理解が深まり、経済的負担の軽減に今つながっている状態だと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 以前の保険適用の分は一般の不妊治療、例えば排卵誘発法であるとか、タイミング法であるとか、そういった部分は保険の適用で、高度不妊治療で体外受精とか顕微授精、そういった医療に関しても保険適用になったんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 保険適用となっているものと、そうでないものはあるかと思えます。自由診療で先進的医療の部分になりますと、そちらは保険適用となっていないケースもございます。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

政府、国の希望出生数は1.8でありますけれども、2022年の実績では、国内1.26人ということで、非常に当初の国の見込みよりもはるかに少子化が進んでいるというような現状が見えております。

昨年、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、2023年度は80万人を割り込んで75万8,000人ということで、今年度は先ほど話がありましたけれども、70万人前後ぐらいの出生数に落ち着くのではないかと。年々、出生数が下がってきている中で、やはり子どもが欲しい、子どもを産みたいという夫婦に、手厚い何か町として手助けができないかというふうに考えます。町民課長が言われたように、やはり治療に当たっている方は、精神的にも肉体的にも、そして経済的にも非常に大きな負担を強いられております。

幸い、私は2人、自然に子どもを授かることができましたけれども、私の周りにもやはり長年子どもに恵まれずに、不妊治療をして子宝を授かった友だちもおりますし、そんな中で話を聞くと、なかなか公に不妊治療をしていますとか、今、病院のほうに通っていますとかいう話はしにくいと。やはり、そういった後ろめたさというのはちょっと失礼かも知れませんが、胸を張って、今治療していますと言えるような夫婦はなかなかいないと。やはり、そういった部分の窓口であったりとか、一つはやはり治療の金額にしても、体外受精あたりは1回で50万円、60万円の金額がかかると聞いております。それでもやはり子どもが欲しいと、一生懸命やはり努力されている夫婦に、町としては年間20万円、これはほかの自治体に比べてもかなりの補助額でありますけれども、球磨郡の五木村は1年度に50万円の補助金を出すというふうに伺いました。

町内でどのくらいの方がその治療をされているのか、これもなかなか表には出てこないんですけれども、片手で余るくらいの方々だそうです。であれば、その保険適用になっても、やはりかなりの出費がある中で、町としては20万円といわず、全額までは無理かも知れませんが、その御夫婦の負担を少しでも和らげるために、補助金の増額、若しくは一般的なその不妊治療に携わっている部分は、全額町が面倒を見る、そのくらいのやはり覚悟をもって子供を産んでいただく、そういった考えはありませんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

そういった子どもの命、子どもはもう私はいつも申し上げているとおり、町の宝というふうに考えておりますので、最後の答弁書のほうでも申し上げましたけれども、令和6年度から20万円という上限額をさせていただきました。そういったと

ころの普及啓発をさせていただきながら、やはりその利用者の声に寄り添った制度にしていきたいというふうに考えておりますので、そこはまた担当課とも協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

令和4年度から国のほうも保険適用となって、その中で令和6年度、町のほうも補助金を10万円増加したわけでありますけれども、その辺りの増額をした町としてのお考えなり、お気持ちを、なぜこの保険適用になった中で、また町のほうも補助金の増額をされたのか、その辺りのいきさつをお伺いできればと思いますけれども。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、保険適用となりましても、窓口のほうで直接私たちが御相談を受け、申請時に拝見する治療金額を見たときに、やはり金額は高く、子どもさんを持ちたい御夫婦の経済的な負担軽減を考えますと、上限額を上げる必要があると思ひ、増額となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

あと、町として、その不妊で悩んでおられる御夫婦あたりの、その相談の窓口というのは基本的には町民課の窓口で承っているのでしょうか。なるほど。

一つは、やはりその相談しやすい雰囲気というか、もう本当に気軽に相談できるような、子ども家庭センターもできましたので、そういったできるだけ精神的にも負担が少なく臨めるような環境を、町のほうでも努めていっていただきたいと思ひますし、そして何よりも、やはりその子どもを望む御夫婦が本当にこの町で1人目だけじゃなくて、2人目、3人目、出産をしていけるような、子どもが生まれてからの施策はいろいろ今行われております。ただ、ちょっとこの後の質問もありますけれども、そこまでの段階の施策というのは、これはもう国もそうなんですけれども、なかなか整っていないのが現状ではないかと思ひますので、生まれた子どもを支えていくんじゃなくて、そこまでの生まれるまでの部分も、やはり重要視をしていただいて、1人でもやはり多くの子どもがこの町で誕生して、この町で豊かな教育を受けて成長していただくというような形を、町として作り上げていっていただきたいと思ひます。これはまた一つの町としてのアピールのできる部分にもなると思ひますので、一つはやはり子どもを望む御夫婦に町としては手厚い手助けをしま

すよと。これは一つの町のアピールポイントとして、やはり今後考えていきたいと思っています。

そんな中で、やはり現状を見ると、将来、子供が欲しいですか、欲しくないですかという調査があったみたいですが、2020年、男性は47.9%の方が、将来、子どもはいるというアンケート結果だったそうですが、昨年、2023年は59%、5人に3人は、将来、子どもがいないと。そして、女性に関しては、2020年が39.6%、昨年は51%、半数以上の方が、将来、子どもは欲しくないと。なぜかと聞いたら、やはり資金がない。そして、子育てができるか不安であると。ただ、そういった部分は、今もうどこの自治体もそうですけれども、やはり子育てに関してはいろいろな手厚い施策をされていますので、いかにその若い世代が子供を産みたいという雰囲気にもっていくかというのは、これはちょっと難しいのかも知れませんが、学校のそういう保健の時間なりに、やはりそういった話でも、少しずつでもやはりやっつけていかないと、これは国が子どもを産んでくださいでは、なかなか改善されないのではないかなというふうに思います。

今、町長の答弁にもありましたように、南小国町で1月から6月までの出生数は7名ということで、初めて1桁台に落ち込んでいます。これは本当に厳しい数字だと思います。いずれは、今その移住定住のほうも事業促進されていますので、お子様連れの家族がこの町内に移り住んで来るかも知れませんが、今までは町内在住の方で、上半期で10名を割るようなことはなかったというふうに聞いております。やはりこの7名という数字は重く受け止めるべきであるし、やはりそれに対して何らかの町としては大きな対策をしていかないと、町の存続、町長が言われますように、これは教育長も言われますけれども、やはり町の宝がどんどんなくなっていく。そうすれば、町の魅力もなくなっていく。この少子化対策というのは、生まれた子を支えていくんじゃなくて、その生まれてくるまでの御夫婦、カップル、若い世代をやはり何か町として支えていくような方策が必要だと思いますので、やはり今プロジェクトチームあたりもできておりますので、そのあたりを町としても真剣に考えていただいて、そして今、本当に不妊治療で努力をされている御夫婦に、少しでも負担が少なくなるように、ぜひお願いをしたいと思います。これはなかなか御本人たちは口には出せないこと、もう声なき声だと思います。もう私も誰から聞いたとかいうんじゃなくて、やはり監査等でいろんな町民課長あたり、福祉課長あたりの話を聞く中で、やはりそういった子どもが欲しいけれどもできないと。中にはやっぱりそういう努力をされている方も、過去にはやはり不妊治療をされながらも、残念ながら子宝に恵まれなかった御夫婦もおられるみたいですが、やはりそういう御夫婦が1組でも少なくなくて、そして1組でも2組でも、やはり子宝に

恵まれて、この町で子育て、そして生活ができるように、ぜひ町のほうで考えていただきたいと思います。やはり産みたいと思う人がチャレンジをし続けられる町であるように願ひまして、1問目の質問を終わります。

続きまして、町内の結婚支援事業の取組についてであります。時代の変化とともに、若い世代の結婚観も変化し、結婚の晩婚化や結婚自体を望まない若者も増えてきております。町でも例年、結婚チャレンジ補助金を計上しておりますけれども、新型コロナウイルスの影響もあり、しばらく予算の執行も行われていないようであります。少子化対策の一つでもある結婚対策について、どう考え、どのような対策をしていくのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番議員の御質問にお答えいたします。

町では、平成21年に農業委員会を中心とした南小国町結婚推進協議会を立ち上げ、平成21年から平成29年まで、若手農業者の結婚推進を目的に、農林課にて婚活イベントを実施してまいりました。令和元年からは、参加希望者が減少してきたことや、婚活という響きに躊躇するという意見も聞かれたことから、異業種交流会として、独身者に限らず、若者の交流の場を提供してまいりました。同時に、結婚に向けてのマッチング希望者の支援として、南小国町結婚チャレンジ事業費補助金を予算化し、町内で婚活イベントを実施する団体への補助を行うこととし、団体等に周知してまいりました。しかし、コロナ禍の影響もあり、昨年度まで補助金の申請がなく、町で主催する異業種交流会イベントの参加希望者も少ないことから、今年度は予算化を見送ったところです。

現在、町では子育て支援プロジェクトチームを立ち上げ、南小国町における出産から子育てしやすい環境を整えるための話し合いを行っております。出産、子育てのスタートとなる結婚に対しても、現在議論が及んでいるところではありますが、まだ具体的な方策は見出せておりません。今後は、農林課だけではなく、関係する課・局、また民間の団体などとも連携しながら、より良い方策を考えてまいりたいと思います。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

昨年度、国内で結婚されたカップルが48万9,000組あったそうですが、2020年に比べて3万組減っているそうです。年々、やはり結婚という形も変わってきているのかと思いますけれども、やはり結婚をしたい、結婚をするという若い世代が減ってきているのはもう事実だと思います。このあたりも少子化につながっている要因だと思いますけれども、30代の未婚率が2000年には27.6%だ

ったのが、2010年には33.9%、そして2020年には38.5%ということで、非常に独身の年齢が上がってきております。初婚の年齢も2022年には男性が31.1歳、女性が29.7歳と、ほぼ30歳を超えて結婚をするカップルが多いということで、このあたりも一つ、先ほどの少子化、やはり1人若しくは2人ぐらいの子どもで、年齢的にも厳しくなってくるというような、数字的にもそういう要因があるのかなど。一番の問題は、やはり結婚の必要性を感じないという若者が多いというようなアンケート結果も出ております。

先日、熊日の記事の中にも、18歳未満の女性の、ある企業のアンケートの中で5人に1人が将来子どもはほらないというよう、子どもを欲しくないというようなアンケート結果も出たということで、非常に結婚観も変わってきている中で、やはりこの町の人口を維持していく上でも、やはり結婚の推進というのは必要な部分ではないかなと思いますけれども、町長が言われましたように、町のほうも平成の頃からいろんな取組をやってきておりますけれども、なかなかそれが結果につながっていないというような状況かと思っておりますけれども、その平成21年から農林課で取り組んでおりました結婚推進協議会、いろんな事業をされていたかと思っておりますけれども、この8年、9年の間でどのくらいの成果があって、どういう課題が出されたのかお分かりになれば教えていただきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

結婚推進協議会立ち上げの頃からの話をさせていただきますと、農業委員会の女性農業委員さんがいらっしゃったんですが、その方々を中心にして立ち上げた組織となっております。すみません。書類等々がもう見つからずに、私の記憶の中での話になってしまいますが、その中でもやはり課題としてはもう現在とあまり変わらないというか、イベント等を開催した際の参加者がやはりなかなか集まらないといった部分がかかなり多かったです。女性の方を熊本市内のほうで募集したりとか、こちら小国郷に限らずといった形で募集をかけたりはして集まったとしても、やはりこちらでの参加者がまた少なかったりといった課題が多かったかと思っております。

アンケートもその際、よく取らせてもらったりもしたんですけど、その希望というか、食事会の希望もあったり、イベントの希望もあったり、体験等の希望もあったりして、各種取組もいろいろやってみたところではあったんですけど、なかなかこれといった部分はなかったかと思っております。成果としても、成果を求めないでほしいといったアンケート結果もありました。私たちもその後どうですかといったアンケートも、初期は取っておりましたが、そこをちょっと拒否される部分が多かったりしたこともあって、その後の結果等は求めていないのが現状でした。そういった

のがあって、その際も苦慮することのほうが多くて、なかなか次回のイベントといったところでも煮詰まった状態が続いていたかなと記憶しております。現状に至っても同じような形と思います。昨年度は交流会とかも農林課のほうで実施しておりますが、同様の感じだったかなというふうに聞いております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

なかなかやはり難しいことだとは思いますが。本当にもう私が結婚する前ですから、40年ぐらい前になりますけれども、その頃は各地区に世話やきさんがいまして、あそこにおるばってんどやんなど。その家族のほうも、うちの息子に誰かよか嫁さんはおらんだろうかと、そうやっているんな世話をやいてくれる方がいたんですけども、なかなか今の時代、そういった方もおられないし、本当に自力でパートナーを見つける必要があるのかなと思います。

結婚された方にアンケートを取った中で、どういった出会いで結婚されましたかというので、今一番多いのがマッチングアプリだそうです。24.6%、4組に1組はそのマッチングアプリで出会ったと。なかなかこのマッチングアプリも便利な部分もありますし、一つ間違うとちょっと危険な部分もありますので、なかなかやはり全員が全員手が出せるような部分ではないのかなというふうに思います。あとは、職場での出会いが11.6%、同窓会での出会いが11.6%、そして紹介、お見合いというのが10.7%だそうです。もうやはり今の時代、やはりSNSあたりを使っただけの出会いが多いのかなと思いますけれども、大きな自治体ではその自治体独自でそういうマッチングアプリを作って運営をされているところもあるようですけれども、やはりその個人情報とかいろんな部分がありますので、やはりその運用あたりも難しい部分があるというような記事が載っておりました。

ただ、やはりその出会う場をつくってあげるというのも一つの方法ではないのかなというふうに考えます。例えば、もうその肩肘張って異業種交流会をしますよじゃなくて、例えばちょっと町内の焼肉屋さんとかで、例えば毎月20日の日、25日の日には、こうやって交流会をしますよと、参加してみてくださいというような軽い感じでの、そういう沙龙的な方法も一つなのかなと。あまり格式張って集めるよりは、ちょっと食事に来ませんか、ちょっとお酒を飲みませんかというような軽い形で始めるのも一つの手かなと思いますし、あと先ほど申し上げました、その同窓会でも11%の方がやはり結婚されていると。これは一つの方法かなと思いますけれども、ぜひ若い世代でこちらで同窓会を開いていただいて、町外に行っている同級生に帰ってきてもらって、交流を図っていただきたいと。これは町

の関係人口を増やすのにもつながりますし、また地元の飲食店の支援にも多少なりとも良い影響を与えるのかなと。そしてまた、いろんな職業、いろんな場所に出ていますので、いろんな情報の交換の場でもあるのかなと。そして、小学校、中学校をともに過ごして、気心知れた仲でもありますので、そんな中で1組でもカップルが誕生すれば、非常に成果としては大きいのではないかなというふうに考えます。できれば、町から同窓会の支援補助金として、例えば1人1,000円なり、2,000円なりを補助して、そして町内で同窓会を行っていただく。還暦とか古希の同窓会というと、100人規模になりますので、かなりの経費だと思いますが、厄入りぐらいの40代ぐらいまでの目途であれば、だいたい30人から40人弱ぐらいの同級生の数かなというふうに思いますので、町内のそういう飲食店でも、同窓会が可能なかなというふうに考えます。

新型コロナウイルスの影響で、還暦の同窓会、上の先輩方は何年かできなかつたんですが、昨年度、今年になりますけれども、私たちの一つ上の先輩たちは、阿蘇市のほうで還暦の同窓会を行っております。隣の小国町も、2、3年前から阿蘇市で還暦の同窓会を行っている。一つは会場がないというのがありますけれども、やはりできれば自分のふるさと、このふるさとでそういう同窓会あたりを開いていただいて、そして本当にいろんな情報交換していただいて、そういう交流を広げていっていただきたいと。その中で、例えば来年成人式の後には同窓会が行われると思います。そのあたりで例えば町から1人当たり幾らかの補助を出して、ぜひその同窓会の中でいろんな情報交換を行っていただいて、そして交流を図っていただく。その中で、やはりこの南小国町に帰ってきていただけるような若い世代が1人でも2人でも増えると、また町としても良い影響が出てくるのではないかと思いますけれども、調べてみたら、岡山県あたりはいくつかの自治体でそういった同窓会支援補助金という形で、年齢制限等を設けて補助金を出している自治体もあるようですけれども、町長のお考えとしては、そういった補助金の今後の可能性としてどういうふうに。ちょっと、今いきなりの質問で申し訳ないんですけど、何かお考えがあれば。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 私たち、こうやって行政として主催してやってきた中で、やっぱり、あとは団体とかに所属しながらやってきた人間として、本当いろいろと広告を打って、まずは町外の女性とか、そういったところに周知するんですけども、女性のほうは集まるんですよ。地元の男性のほうはなかなか集まらないといったところで、非常に苦労したことを覚えているんですけども、やはりそういったところは婚活みたいな感じの言葉が出ていたので、なかなかちょっとハードルが高い

のかなというようにことで異業種交流会みたいな感じの流れになっていった経緯はございます。

しかしながら、やはりそういったところの集客といったところも、集客というか、人を集めるといった部分ではなかなか苦労している部分もありますので、そういった意味ではそのような同窓会の開催といったところは、まあ可能性としてはあるのかなと、今、議員のお話を聞きながら感じたところでございます、ちょっとそういった岡山県、他の自治体でそういった事例があるというのであれば、そういったところで。例えば、南小国町に帰って来るにしても、県内とか、九州内だったらすぐ帰って来れるかも知れませんが、同窓会を開きますよとあって、じゃあ東京からそのために帰って来るかと言われると、やっぱりそこに関しては旅費とかそういったところも発生しますので、どこまでの費用を見てるのかなというところもちょっと不明な部分もありますし、食事代だけだったら、もちろん1人2,000円出したとして、30名いらっしゃって、6万円というような金額で収まりますし、そこを旅費までとなると、また金額のほうも大分変わってきますので、そういったところの情報を集めながら、ちょっとこちらとしてもまた協議していきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ぜひ検討していただきたいと思います。やはりその同窓会の1次会の会費の一部というような形でいいのかなと思います。非常にやはり今はSNSあたりで同窓会の呼びかけも行っておりますけれども、どうしてもやはり案内状の送付等になると、もう来月から郵便料金も上がりますので、やはり80人、90人規模に案内状を出す、案内状だけでもかなりの金額になります。やはりそういった通信費の一部とか、そういった部分で補助をいただだけでもかなり助かると思いますし、今お座りの課・局長さんあたりも、いずれやはりそういう同窓会の幹事で、そういう段取り等もするような機会が来るとは思いますけれども、やはり幹事会を行うにしても、飲食を伴えば経費が出てきますし、やはりかなり掛かってきますので、ぜひ、そんなに1人1万円も2万円も出せというあれじゃない。私が見た限りでは2,000円とか3,000円とか、そういった金額ですので、一応その参加者の名簿を出していただいて、その中で町のほうがその人数に対して補助を出すというような形式だったみたいですから、今まで結婚チャレンジ補助金20万円予算化をしていましたので、本当に5、6万円ぐらいであれば、4団体、5団体ぐらいを賄うぐらいの捻出はできるのではないかと思いますので、ぜひそこは前向きに検討をいただきたいと思います。

そして、ほかの自治体はやはり結婚をされたカップルに町からお祝い金として金

一封を差し上げたりとか、また新たに新婚生活が始まったところに、いろんな生活用品の購入であるとか、そういった部分で補助金を出して、その結婚をお祝いするような自治体もあるようです。ぜひ、以前は、私が結婚したときは、ここに婚姻届を出しに来て、夫婦箸をもらった記憶がありますけれども、その夫婦箸もどこにいったか定かではありません。その当時は、やはり婚姻届を出しに行っても、町からそういうお祝いをもらえたというだけでも、まあ記憶にはありますけれども、やはり何かこの町で結婚をされた御夫婦に対して、何か町からそういうお祝いの気持ちを表せるような、そういう方策も練っていただければと思います。

ちょっとこれはもう最後、私個人の意見ですから、このあたりにあくまで個人の意見ですという注意書きを入れておいてほしいんですが、やはり若い人に聞くと、結婚はきつかですもんねと、自分の時間がなくなりますもんねというような話をかなりの人から聞きますけれども、私は本当に結婚して良かったなど、結婚推進派です。本当にいろんな今まで分岐点がありましたけれども、やはり妻や子どもたちのお陰で、やはり今こういう場所にもいますし、やはり人生のパートナーでもありますけれども、やはり一番の私の理解者だというふうに思います。確かに自分の時間はなくなりますけれども、相手の時間も自分に与えてもらいますので、今、若い方が考えているように、結婚に対して悲観することはないと思います。ぜひ前向きに結婚のことを考えていただいて、そしてこれから先の人生をより楽しく、たまに喧嘩もすると思いますけれども、本当に充実した人生が、私は送れておりますので、ぜひ、あくまで個人の意見です。今後とも、やはり町としても、子育て、子どもが産まれてからではなくて、子どもが産まれるまでの部分も力を入れて政策を考えていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（井上則臣君） これにて、一般質問はすべて終了しました。

休憩を取ります。3時15分に再開します。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第4 議案第51号 南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第51号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第51号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第51号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年9月10日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用している当該条例を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページが改め文です。

その次のページの新旧対照表をお開きください。新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後です。内容としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、法で定められていた法別表第2、改正前の第4条の下線部に書かれておりますけれども、この法別表第2が廃止され、主務省令で定められることとなりました。今回、改正する町条例につきましては、この法別表第2を引用している条文を改正法に準じた文言に修正するためのものであり、町が独自に個人情報を利用する事務等に変更はございません。

1ページお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第51号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第52号 南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第52号、南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第52号、南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第52号、南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について。

南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。
令和6年9月10日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由、職員定数を改め、新規事業への取組や男性職員が育児休業を取得しやすい職場づくりに必要となる職員を確保するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページが改め文です。

その次のページ、新旧対照表をお開きください。新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後です。改正内容としましては、町長の事務部局84名を89名に改め、教育委員会事務局の職員を6名から8名に改めております。増員の理由としましては、制度改正などに伴う全庁的な業務量の増加に対応するためや、専門職の採用により、専門的知識を要する分野でのサービス強化を図るためでございます。また、男性職員が育児休業を取得しやすい職場づくりを推進していくため、職員数を増加させ、体制を強化する必要があると考えております。

1ページお戻りください。附則、この条例は令和6年10月1日から施行する。以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 2点、お尋ねをいたします。

提案理由として、業務量の増ということをおっしゃったかと思えますけれども、業務の効率化というのも必要かと思っております。昨年の4月に総務文教常任委員会と総務課さん、各課と意見交換をさせていただいた際に、例えば生成AIの導入はよその状況を見てから判断しますということだったかと思えますが、あれから1年半たっております。業務効率化に有効とされるAIの導入を検討されているのかどうかというのを1点伺いたいです。

もう1点が、男性職員さんの育児休業の取得ということですが、町としての取得の目標等々がありましたら、現状とともにお知らせください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

その業務の増加というところでは、AIの部分ではまだそこまで話が発展はしておりませんが、この定数増を図る理由として、全庁的な業務の増加ということで、自治体DXの推進に伴うシステム標準化や電子決裁、文書管理に関する業務や、個人情報保護法、マイナンバー関連法の改正に伴う個人情報管理業務、また子ども家庭センターの事業充実というところでは、やはり保健師、社会福祉士が専門的な知識を持って業務をするというところでは、専門知識を要さない事務作業について一般の職員で行って、その専門的なものというところに特化して仕事ができるようになればということもございます。

あとは、保育園等でもありますが、会計年度任用職員の方の高齢化ではありませんけれども、やはり今から先、抜けていかれる方も非常に多くなっていきます。そのあたり、じゃあ抜けた分、若い方が一度にぽんと入って来れるかといえば、もうそういうわけには多分いかないと思いますので、そういう部分も入っておりま

す。

また、教育委員会関係でも、未来のつくり手を育成するきよら郷の教育のための取組の充実とか、令和7年度からの中学校部活動地域移行準備、幼保小中高支援学校と連携した特別支援に関する取組の充実とか、仕事の業務的には非常に多くなってきておりますので、そのあたりを加味して、この定数の増というところのお話を出させていただいております。

また、育児休業のところ、人数的には今ちょっと数字を持ってきておりませんが、申し訳ないんですけども、ここ数年、男性職員がきちんと育児休業を取るところは、ある程度できておりますけれども、なかなかやっぱり主の仕事をしていけば、代わりができる場所があれば、代わりがなかなかできないとか、いろんな問題もありますので、それも含めて、この定数増というところを出しております。

ただ、ここで人数が増えても、今後はまた職員、定年していきます。定年延長もありますけれども、その分、あとは採用のところでそのDX等、今から先、推し進めていくのに併せて人数を調整をしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 私は、職員さんの定数増というのにももちろん賛成の立場です。

今、役場が担っておられる業務というのは、人が介在する必要があるという業務が非常に多いかと思いますが、ただ現状どんどん業務が増えるから、人が必要ですという話も十分わかりますけれども、人間じゃないとできない仕事もたくさんある一方、機械が得意な仕事、AIが得意な仕事などもあるかと思いますが、そういうふうに効率できるところは効率する。その分、住民サービスとか福祉サービスのほうにパワーをさけるというような手法を、今後取っていく必要があるのかなと思っています。採用というのが、今本当にどんどん難しくなっていると思います。特に価値観、仕事に対する価値観、生きる、暮らす上での価値観という、そのバランスなども多様化していますので、採用するという上でも業務の効率化だったり、働き方が割と柔軟に選べるとかというのも、今後は必要になってくると思っていますので、今後を見据えた上でのAIの導入等は必須ではないかと思っています。

というのが1点と、男性の育児休暇の取得についてですけども、つい先日、9月7日に、私が入っております熊本女性議員の会で、木村知事と意見交換をさせていただきました。その際にも、木村知事も男女共同参画というような考え方をすごく重要視されていて、県庁から男性の育児休暇を促進していくというようなお話もされていました。ただ促進、取ってください、取得してくださいというのでは

なくて、長期の休暇、育児休暇だったり、病気でお休みされるときもそうですけれども、その際の戻って来やすい、戻って来ても昇進に影響がないようなシステムをまず作っていかなくちゃいけないというようなお話もされていました。県のほうが推進することで、各自治体に波及効果をもたらしたいというような強い思いもお話されていましたので、ぜひ本町でも促進をしていただいで、多くの方、可能なら100%かなと思っていますが、取得をしていただけたらと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ありがとうございます。

そのAI、DX等は、やはり今から進めていかなければいけませんけれども、今の人数で、今業務が増えていっている中で、そのまま進めて減らしていけるかどうかというのは、ちょっとまだ分からないところもあります。ここで定数は今の現状で実際の余裕的には1名ほどの余裕があるかどうかというぐらいのところですので、ここで人数をある程度、定数を増やしていただいで、やりながら、その後、そのDX、AIを引き続きやって、仕事の業務内容、そのあたりをそれだけの人数でしなくてもいいような形に、いろんな業務を変えていったりしながらやっていければいいのかなというふうに今考えております。

あと、育児休暇の部分ですけれども、やはり仕事を休んで、じゃあその職員が休んだときに、周りの者でカバーをしなければいけない。それはもう確かにそうで、みんなそういう形でマニュアルを作ったり、いろんな形でやっておりますけれども、やはり主要な人が1人、じゃあ育児休暇で休んだときに、周りで全部それが分かるかという、やはりそういうわけにはなかなかいかないところもございます。だから、それを考えると、実際、本当に育児休暇を取ろうという男性職員とか、スムーズに取れるのかということもございますので、こういう定数の増あたりを使って、今、森永議員が言われたように、気持ちよく育児休暇が取れるような感じにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

福岡の古賀市ですかね、古賀市は確か働き方改革等々も、結構全国的に見ても先端を行かれているなと思うんですけども、もう窓口業務を夕方5時までじゃなくて、役場の窓口自体を1時間ぐらい繰り上げてクローズするという。その残りの1時間で事務作業をするとか、政策立案の時間に充てるというような、そういう動きというのもあったなと思います。いろんな形で働く、とても重要なお仕事を役

場は担っておられますので、滞りなくできるためにも業務を効率化できるところは効率化するというようなことが、今後は一層必要になるかと思っております。

育児休暇に関しましても、人数がそんなに豊富に余剰の人員がいるわけでもないというのも重々わかっておりますが、ただ、これは町内の方からも伺ったのが、やはり仕事を抜けられないから、第2子・第3子をあきらめましたというような話も聞いています。実際にあっています。町内ではなく別のところですけども、やっぱりそういうふうにお子さんを持ちたいと思っても、仕事でお休みが取れないかもしれない。だから、子どもをあきらめますというのは、それはあるべき姿なのかなというのはちょっと悩むところでもあります。何が大切とか、天秤にかけるわけではないですけども、育児休暇を取りたいとか思われる方には取れるような仕組みづくりというのは必要かと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今回増分の職員数というのが、5名と3名というようなことにされておりますが、一般職員の数がまだ不足がすごくあるから、結局、会計年度任用職員さんが、今、南小国町の中にはすごく多い数を占めておられるかと思っております。そういうことを考えてくると、今、AI等による効率化を図るといのは当然だろうと思っておりますけれども、将来にわたって、この会計年度任用職員さんにも非常に無理な部分をお願いしているんじゃないかなと思うところも多々見受けられますので、今回5名と3名ということで大丈夫ならよろしいんですが、単純にもっと増やしたらどうだということは言えないと思うんですけども、会計年度任用職員さんがいずれまた人数が足りない時期になったときどうするかというようなことを考えて、一般職員の本当の必要な数というのをちゃんと、今もちょっと、後でまた不足するかもしれない、どうなるか分からないというような言葉でございましたので、必要な人員数というのをちゃんと把握して、必要な時期にまた必要なこの定数の改正を行うとか、そういう気持ちを持っておられるのが大事かと思っておりますので、これはお願いしておきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 7名の定数増というところで、この数字を当然、人員計画というのはあると思っておりますけど、1年後何人増やす、2年後には何人増やすと、採用していくというのもあると思っております。先ほど、専門職の中で、保健師だとか、社会福祉士、保育士、今3つ職種を挙げただけでも、これは3人入れれば、実際7名プラスのうちのもう3名分は取ってしまいますけれども、その教育委員会が2名増やさないかん部分もあると思っておりますけど、これはもう1年ぐらいでこの定数には、もし

この条例改正が通ったならば、すぐそういうふう to 動くのか、あと1年、2年後ぐらいで多分このへんの数字にはなると思っていますので、先ほど穴井議員が言っていたとおり、必要ならばもっと増やさないかなのじゃないかなというふうな気がしますけれども、そのへんの考え、いかがでしょうか。

それと、次年度のもう採用が終わっているか、計画がされているかと思いたすけれども、実際それが何人採用するよな予定になっているのかもお願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在、7名というところは、これはもうある程度で考えていったときに、まちづくり課に庁内DX関係で推進に携わっていただく者が1名ぐらい必要なかと、町民課、子ども家庭センター機能強化で2名ほど必要かと。あと、保育園で2名ほど、そして教育委員会で業務増のために2名ほどというところで考えてはおります。

その年数のところ、年代のところもありますけど、保育園とか特にそのあたり、今から先考えていかなければいけませんけれども、どうにもならない空きの部分も確かにありまして、職員の採用の年齢を上げること、そういうこともできないことはありませんし、今全部その年代別に職員を割り当てていくというところまで、全てを今、全部計画して考えては、そこまではいけておりませんが、この人数でやりながら、先ほど言われたよなDX等も使いながら、それ以上になるべくはならないよな、そこの中でできるよな、いろんな業務を簡略化できるよなやっしていきたいとは思っております。ただ、会計年度任用職員の方たちも、じゃあそれでDX等で会計年度任用職員の人はいらないじゃないかと、そういうわけにもなかなかない部分もあるとは思いたすけれども、会計年度任用職員の方も基本は職員に欠員ができたときとか、そういう一会計年度の任用というところが実際的には基本であります。ただ、職員のように一緒に仕事をしていていただいておりますので、それどおりというわけにはいきませんが、その3つ、いろんなどころを考えながら、今後やっしていかなければというは考えております。

採用試験は、今度、職員1名の採用をいたします。今、1名受けられる方がいらっしやっと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 計画の中で、保育士、子ども家庭センター、教育委員会、DX、もう入れたいところはきちっ to 決まって、この7名ですけど、そうであれば余裕というか、余力的な部分で、あと3名増やして100名にするとか、これはまた人件費の問題、あくまでも定数ですけども、そういうふうな余力をもっておいたほう

が、またこういう議会に提案しないといけない部分もあるだろうし、その運用的な部分で、やっぱり人が多く採用できるときにはしとかないかん部分というのもあると思います。そういうことも踏まえて、もっと言うならば、世代別もそうですけど、人数が少ないところを補完する部分、若しくは地域出身者の優先的な採用だとか、そういうところも以前から私も申し上げていますので、せっかく増やすのであれば、それぐらい、あくまでも定数ですから、そういうのも有りかなと。そして、いろいろな町の行政事務に対して対応していただければいいのかなと思います。

それともう1点、若年層の方が早期とは言いません、お辞めになるケースが見られております。このへんも含めて、その職員の意向調査だとか、働き方というところで、これはもう答弁はいいですけれども、少し考えていただいて、意向を聞きながら働きやすい職場づくりというのにも取り組んでもらえたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ありがとうございます。

定年の方のその後の仕事というところでは、一応お話を聞きながら、2、3パターンあるんですけれども、定数に入らない仕事の仕方とか、定数にそのまま入ってしまう仕事の仕方、これも退職金とかいろんなものに関わってくるんですけど、そういうところの、今から60前、数名には毎年話を聞きながらやっているところがございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 監査委員の立場から、意見を述べさせていただきます。

決算監査の際に、代表監査も同じ意見だったんですが、部署によっては非常に人員的に厳しい部署があるというような話もいただきました。監査委員として人事に口出ししていいのかどうかというような部分がありまして、一応決算監査の際には決算書にもそのような記載はしておりませんでしたけれども、今、会計室が室長1人と、肥後銀行に業務を委託して、室長が休みの際は税務課長が代わりにその業務に当たるというような形でこなしておりますけれども、年々、肥後銀行のほうも業務に関わる委託金になるんですかね、金額も上がってきております。そして、コンビニ収納等も行われるようになって、やはり事務処理もかなりもう時間を追ってこなしていくような業務が、もう本当1日、デスクで処理をしていくような業務の内容だというような話を聞きました。

スムーズな行政運営を行っていく上で、もう1名、会計室のほうに、例えば異動がありますので、会計室長が異動した場合は、またゼロから誰かがあそこの会計室

の業務を覚えていく形になります。例えば2人体制にして、交互に異動していくような形であれば、業務上、スムーズに会計室の業務もこなしていけるのではないかと。やはり、税務課長にしても、会計管理者を兼ねておりますけれども、やはり税務課の仕事のほうもありますので、できればそのあたりの人員の補充ができないかというのと、議会事務局も数年後に阿蘇郡の町村監査委員会の事務局の役割が回ってきます。これはもうほかの町村との会議の調整ですとか、いろんな業務がまた入ってきますので、やはり議会事務局も今2人体制ですけれども、どうしてもやはり不在の場合があるということで、そのあたりの人員もどうにかできないかということで、できれば監査委員としては定数を増やせないかということで話しておりましたけれども、まあ今回こういう条例の改正が出てきましたけれども、先ほど佐藤議員が言われたように、あらかじめもう増員の分の大体の振り分けが決まっているのであれば、ある程度、定数の余裕を見て、例えば90とか92にしても、その全員丸々採用するのではなくて、ある程度余裕をもたせて、そういった部分で対応ができるような定数の変更をしたほうがいいのではないかと思いますけれども、条例を見たら令和2年度に一度また条例改正して職員を増やしているみたいですがけれども、令和5年度末で、先ほどから話が出ています会計年度任用職員が69名、役場または保育園等で仕事をこなしてくれていますけれども、やはりそれだけの人数がいても、なかなか総数でいうと155名ですかね、役場の関係の職員がですね。ですから、やはりそれだけの人員がいても、なかなか業務がこなせないということで、今回条例を改正するのであれば、もうちょっと人数に余裕をもたせて改正をしたほうがいいのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この職員定数はここにこれだけを必ずこうして入れていくという、その人事のほうはまた別にありますので、こういうふうになるかどうかというのは分かりませんが、また今の会計室とか、人数が増えて、会計年度任用職員さんもいらっしやあって、そしてまた町長のほうも人事等も異動も動かしていく上で、その人数の中でうまくいけるようにやっていく考えではおりますので、一応今回はこの人数で出したところではございます。ただ、議員さん方が余裕をもってと言っていたので、そういうところも考えていかなければいけないかなとは思ってはおりますけれども。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第52号、南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第53号 南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第53号、南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第53号、南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第53号、南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年9月10日提出。南小国町長、高橋周二。

提出理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、健康保険の被保険者証の廃止に伴い、条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページが改め文になります。

その次のページをお願いします。南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、新旧対照表になります。この度、健康保険の被保険者証の廃止に伴い、第13条中、第9項を第5項に、条文中、「若しくは虚偽の届出をした場合、また

は同条第3項若しくは第4項に規定により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない」を、「または虚偽の届出をした」に改めるものです。

1 ページお戻りください。附則、施行期日、この条例は令和6年12月2日から施行する。経過措置、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備と及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑ございませんか。7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 改正前から、項・号が変更になっておりますが、ちょっとその以前の項を詳しく知っておりませんので、実際どういうふうに変ったかをかいつまんで御説明願えますか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 以前の項のほうでございますが、まず第9項が世帯主はその世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証または被保険者資格証明書を返還しなければならないとあるんですが、この度、保険証のほうが廃止となりますので、こちらが第5項だけに係る形になります。第5項がその前の第3項、4項の規定により、被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。なので、被保険者の方がその資格を喪失したときに、今まで役場のほうに届出をさせていただいていたんですが、もう保険証がなくなることによって、その必要がなくなったので、9項ではないというのが一つあります。

それと、第3項と第4項が、例えば3項でありますと、保険料を滞納している世帯主による一般疾病医療費の支給その他、厚生労働省令で定める医療に関する給付が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期日が経過するまでの間に、当該保険料を納付しない場合において、そういった滞納の関係の場合に被保険者証の返還を求められた場合は保険証を返していただきますという第5項のほうに、9項から変更になる形になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 分かりました。

10万円から過料とかいう言葉がございますので、これは前からあったと思えますけれども、ちょっとそのあたり、詳しく聞いたところでございます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第53号、南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会といたします。

明日は、また午前10時から再開しますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後3時58分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 1 番

会議録署名議員 2 番

会議録調製者 松 岡 洋

第 3 回 定例会 会議録

令和 6 年 9 月 11 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和6年第3回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月11日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第54号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第3 議案第55号 南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 令和5年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第5 議案第57号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第6 議案第58号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第7 議案第59号 令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第8 議案第60号 令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第9 議案第61号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第10 議案第62号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第11 議案第63号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第12 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第13 代表監査報告
- 日程第14 議案第64号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）
- 日程第15 議案第71号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）
- 日程第16 議案第65号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第17 議案第66号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第18 議案第67号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第19 議案第68号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第20 議案第69号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第21 議案第70号 教育委員の任命について
- 日程第22 陳情第3号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情
- 日程第23 陳情第4号 現行健康保険証の存続を求める陳情書
- 日程第24 陳情第5号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求

める意見書提出の陳情

- 日程第25 陳情第6号 町道田ノ原白川線改良工事についての陳情
日程第26 議員派遣報告について
日程第27 議員派遣の件について
日程第28 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	下城孔志郎	2番	北里桂一
3番	佐藤毅	4番	森永一美
5番	井野和哉	7番	穴井秀房
8番	穴井則之	9番	井上則臣

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

6番 後藤六男

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松岡洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	福祉課長	佐藤淳

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日も、会議規則第2条の規定により、6番、後藤六男議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回南小国町議会定例会の第2回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、佐藤毅議員、4番、森永一美議員を指名します。

議事に入る前に、昨日審議しました議案第53号、南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてですが、町民課長の説明に不備があり、訂正の申出が出ておりますので、これを許可します。

河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第53号における7番議員の質問に関して答弁内容が誤っておりましたので、訂正をお願いします。

新旧対照表を御覧ください。改正前の国民健康保険法第9条第9項が、改正後、第5項に改められることになり、その内容について要点をお話してくださいとの御質問をいただいていたかと思えます。昨日答弁した内容は、国民健康保険法が昨年改正された内容の前の条文で説明をさせていただいておりました。大変申し訳ございません。昨年改正された内容では、改正前の国民健康保険法第9条第9項が今度新しく第5項に改まっておりまして、その改正内容としましては、資格喪失した場合は速やかに市町村に届出を行うこととし、改正前に記載されておりました被保険者証、資格証明書の返還に関する事項が今回削除されております。

以上になります。大変申し訳ありませんでした。

-----○-----

日程第2 議案第54号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更

については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

こちら改め文も兼ねております。熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

次のページをお願いします。新旧対照表になります。そちらをめぐっていただいて、裏になるんですが、別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める形になります。

2ページ、お戻りください。附則、この規約は、令和6年12月2日から施行する。

こちらの提出理由につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるためでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 反対するわけでも何でもありません。何のためにこの文言を変える、つまり被保険者証及び資格証明書を資格確認書に変えるという、それは何のためにするのというのが全く分からない。そこの説明をお願いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えいたします。

従来の紙の保険証が令和6年12月2日で廃止となり、マイナ保険証に移行となるためでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願い

いたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第55号 南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第55号、南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第55号、南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第55号、南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

提出理由。南小国町水道事業に関する手数料について、会計の健全化を目指し、事務に対する適正な手数料規定とすることを目的に開栓及び閉栓手数料を追加するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページになります。南小国町水道条例の一部を改正する条例。

南小国町水道条例の一部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。右側が改正前、左側が改正後です。まず、第5条、水道法の施行令の改正に伴い、第5条に記載の「第5条」が「第6条」に変更となります。また、第12条、第13条、第33条まで水道法施行令等の改正に伴い、見出しの変更となります。また、第42条につきましては、水道法

の記載漏れ等もございましたので、下線部分の追加記載を行っております。その上で、第33条第3号を追加し、第20条第1号から第3号の届出による開栓及び閉栓手数料を1回につき500円という形で追加をするものでございます。

水道条例におきます第20条第1号から第3号の届出の内容になりますが、所有者、使用者または代理人からの届出の義務ということで記載をしております、「給水装置の使用を閉止し、又は休止するとき」、第2号としまして「給水装置の用途を変更するとき」、第3号としまして「給水装置の使用を休止し、再開するとき」ということで届出の義務を行っております。それらにつきまして、現場の状況を確認した上でメーター手前にありますバルブを撤去して使えないようにしたりとか、休止しているところを再度使うためにバルブをまた付け直したりとか、もしくはメーターを撤去したりとか、そういった作業を職員2名で現地に行っておりまして、それらに関する手数料を1回500円として徴収するということが今回改正をするものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 会計の健全化のために新たに手数料として500円徴収するのは大事とは思いますが、他の町村と比較してどうなのか。この500円の妥当性というところで、もし近隣町村を調べられていたら教えていただきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、阿蘇管内を対象として答弁を申し上げます。

現在、手数料をとっておりますのが、阿蘇市、小国町、高森町、西原村でございます。そのうち、500円としておりますのが、阿蘇市、西原村になります。一方で、小国町につきましては、令和6年4月1日から使用料の改定等も行っておりますが、以前からそういう状況かどうかというのは不明なんですけれども、開栓及び閉栓に係る手数料は1件当たり1,000円です。また、メーターの設置、撤去を伴う場合は1,800円となっております。一方で、高森町に関しては、今回の500円の部分が1,000円という形になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

この条例改正が通った場合、11月1日から施行するという形で上がっております。

すけれど、当然その周知に関してはどのようにやろうと思っているのか、お願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 附則に書いてありますとおり、すみません、確かここは読み上げていなかったと思います。読み上げの中ですね。11月1日から施行するという形になります。当然広報、放送、文字、ケーブル、そういったものも踏まえた上で、民法上における水道上の約款上におけます周知というものもございます。それは、当然ホームページ上に上がった上での周知という形になります。かつ、来庁された際に一般的な流れ、料金等も含めたパンフレットの的なものがございます。そういったものも利用して周知を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ほかの市町と比べてそう変わらないかとは思いますが、お聞きしたいのが、この開栓というのは一番最初に開く給水申込みをした場合の最初の開栓、これはどういうふうな考えでいけますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 今回に関しましては、既に使われていた方が閉止、休止もしくは一度休止した後に開始を始めるということを前提としております。御指摘のとおり、新規加入時に口径ごと、もしくは用途ごとに応じた形で新規加入手数料関係を一切いただいております。この500円に相当する部分が新規時には事務手数料という形で既に500円を徴収させていただいております。ですので、それとはまた別という形で新たに追加をするという形になります。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第55号、南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定についての原案に

賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

- 日程第 4 議案第 56号 令和5年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第 5 議案第 57号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第 6 議案第 58号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第 7 議案第 59号 令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第 8 議案第 60号 令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第 9 議案第 61号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第 10 議案第 62号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第 11 議案第 63号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第 12 報告第 3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第56号を議題といたしますが、先の議会運営委員会において議案第56号から報告第3号までの9件を一括議題とすることになっておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） それでは、異議なしと認めます。議案第56号、令和5年度南小国町一般会計歳入歳出決算書、議案第57号、令和5年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、議案第58号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、議案第59号、令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書、議案第60号、令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第61号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第62号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書、議案第63号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、一括議題といたします。

本日は、代表監査委員においでいただいておりますので、出席をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） それでは、代表監査委員、石橋正寿氏は出席をお願いいたします。

[石橋正寿氏 入場]

○議長（井上則臣君） 代表監査委員に入場いただきましたので、本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第56号、令和5年度南小国町一般会計歳入歳出決算書については総務課長より、議案第57号、令和5年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について及び議案第58号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書については町民課長より説明させます。続きまして、議案第59号、令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書については福祉課長、議案第60号、令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第61号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第62号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書及び議案第63号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書については建設課長より説明させます。報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告については総務課長より説明させます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第56号、令和5年度熊本県阿蘇郡南小国町一般会計歳入歳出決算書。

8、9ページをお願いいたします。一番下段の歳入合計でございます。

8ページ、右端の調定額合計65億54万3,428円、前年比4,491万5,270円の減額でございます。

続きまして、収入済額です。合計64億8,286万9,381円、前年比4,800万736円の減額でございます。

続きまして、不納欠損額です。合計22万4,604円、前年比78万5,151円の減額でございます。

続きまして、収入未済額です。合計1,744万9,443円、前年比387万613円の増額でございます。

収入済額の主な増減でございますが、17ページ、下から9行目、固定資産税、前年比486万3,418円の増額。

19ページをお願いいたします。上から7行目、入湯税、前年比914万850

円の増額でございます。

続きまして、25ページ、上から2行目、地方交付税、前年比6,105万2,000円の減額でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。35ページ、上から3行目、公共土木災害復旧負担金、前年比2,823万4,000円の減額でございます。2行下の公共土木災害復旧負担金、前年比6,572万3,000円の減額でございます。下から4行目、社会福祉費補助金、前年比4,259万2,000円の減額でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。上から5行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、前年比1億848万2,000円の減額でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。下から2行目です。物価高騰対応生活者支援交付金、前年比2,951万3,000円の増額でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。上から8行目、ふるさと寄附金、前年比1億1万5,800円の増額でございます。

続きまして、収入未済額でございますが、主なものとしまして、元に戻りますけれども、17ページをお願いいたします。1行目、1,460万1,093円につきましては、上から2行目の県町民税484万9,288円、上から9行目の固定資産税899万6,565円、下から3行目の軽自動車税57万8,190円、続きまして、19ページの上から7行目、入湯税17万7,050円の合計額でございます。前年比458万173円の増で、主な要因でございます。

14、15ページをお願いいたします。一番下の歳出合計でございます。右端の支出済額合計60億2,578万7,679円、前年比1億3,589万3,036円の増額でございます。

続きまして、次のページの翌年度繰越額でございます。合計4億4,551万5,000円、前年比1億7,754万7,000円の減額となります。

続きまして、不用額でございます。合計3億3,648万321円、前年比2,083万7,964円の増額でございます。

支出済額の主な増因でございます。

81ページをお願いいたします。1行目、財政調整基金積立金、前年比4,356万3,479円の増額。

続きまして、93ページをお願いいたします。上から6行目、財政管理費の委託料、前年比4億8,340万8,826円の増額でございます。

続きまして、99ページをお願いいたします。上から6行目、戸籍住民基本台帳

費の委託料、前年比3,152万7,833円の減額でございます。

続きまして、107ページをお願いいたします。一番下の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、前年比2,204万2,819円の増額でございます。

141ページをお願いいたします。上から6行目、土地改良事業費の工事請負費、前年比1,152万1,796円の減額でございます。

続きまして、153ページをお願いいたします。下から2行目、負担金補助及び交付金、前年比8,207万2,343円の減額でございます。

続きまして、167ページをお願いいたします。下から4行目です。積立金、前年比1,721万1,745円の増額でございます。

最後に、175ページをお願いいたします。上から3行目です。小学校費、学校管理費の工事請負費、前年比2億8,558万6,739円の増額でございます。

以上、歳出の主な増減でございます。

15ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額4億5,708万1,702円。令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

続きまして、196ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額64億8,286万9,381円、歳出総額60億2,578万7,679円、歳入歳出差引額4億5,708万1,702円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額8,371万円。したがって、実質収支額3億7,337万1,702円、前年比7,100万5,772円の減額となっております。

一般会計歳入歳出決算書の説明は以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第57号、令和5年度熊本県阿蘇郡南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入ですが、調定額合計6億711万2,760円に対しまして、収入済額合計5億9,988万8,241円、不納欠損額87万1,458円、収入未済額合計635万3,061円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計5億9,776万8,150円、翌年度繰越額0円、不用額合計651万4,850円となっております。歳入歳出差引残額212万91円。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、28ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億9,988万8,241円、歳出総額5億9,776万8,150円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は212万91円、対前年度比363万1,104円の減額となっております。今回の決算に関しまし

ては、被保険者数の減、令和4年度は一旦保険給付費、高額療養費ともに前年度より減少しておりましたが、令和5年度再び上昇、熊本県全体の高齢化の進展や医療の高度化等の影響に伴う保険給付費の増加等によりまして事業費納付金の増加が影響しているかと思えます。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 次、議案第58号をお願いします。

河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第58号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

2ページ、3ページをお願いします。歳入ですが、調定額合計6,845万4,784円に対しまして、収入済額合計6,841万9,784円、不納欠損額5万600円、収入未済額合計マイナス1万5,600円となっております。この収入未済額マイナス1万5,600円につきましては、年度末時点、還付先不明により還付未済となっているものです。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計6,834万1,007円、翌年度繰越額0円、不用額合計304万993円となっております。歳入歳出差引残額7万8,777円。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、16ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額6,841万9,784円、歳出総額6,834万1,007円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は7万8,777円、対前年度比35万3,855円の減額となっております。これは、健康審査受診率の向上により、昨年と比べて健康審査委託料が増加し、決算額が見込額に近い金額となったためと言えます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 続きまして、議案第59号。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議案第59号、令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入でございます。調定額合計6億8,349万76円に対しまして、収入済額合計6億8,168万1,686円、不納欠損額はございません。収入未済額合計180万8,390円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計6億5,463万5,375円、翌年度繰越額0円、不用額合計2,849

万2,625円となっております。歳入歳出差引残額2,704万6,311円。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

最後のページ、36ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額6億8,168万1,686円、歳出総額6億5,463万5,375円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は2,704万6,311円、対前年比816万9,508円の増額となっております。

なお、収支額が多い主な理由といたしましては、介護サービス給付費等の支出に不足が生じないよう基金の繰入れを考慮した結果でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第60号、令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページをお願いいたします。歳入です。調定額合計1億9,163万8,572円、収入済額1億8,876万6,812円、不納欠損額0円、収入未済額287万1,760円となっております。

4、5ページをお願いいたします。歳出です。支出済額合計1億5,984万8,991円、翌年度繰越額4,996万3,000円、不用額2,063万3,009円であり、歳入歳出差引残額2,891万7,821円。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

最後のページ、18ページになります。実質収支に関する調書です。歳入総額1億8,876万6,812円、歳出総額1億5,984万8,991円、翌年度へ繰り越すべき財源686万3,000円、実質収支額2,205万4,821円となり、前年度比839万7,677円の増となっております。

以上です。

続きまして、議案第61号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページをお願いいたします。歳入です。調定額合計3,198万4,677円、収入済額3,183万1,207円、不納欠損額0円、収入未済額15万3,470円となっております。

4、5ページをお願いいたします。歳出です。支出済額合計2,756万8,651円、翌年度繰越額0円、不用額406万1,349円であり、歳入歳出差引残額426万2,556円です。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

最後のページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。14ページです。歳

入総額3,183万1,207円、歳出総額2,756万8,651円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額426万2,556円、前年度比282万8,155円の増となっております。

以上です。

続きまして、議案第62号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページになります。歳入です。調定額合計2,436万1,132円、収入済額2,277万5,702円、不納欠損額0円、収入未済額158万5,430円です。

続いて、4、5ページ、歳出です。支出済額合計1,966万6,681円、翌年度繰越額0円、不用額292万3,319円であり、歳入歳出差引残額310万9,021円。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

14ページ、最後のページになります。実質収支に関する調書です。歳入総額2,277万5,702円、歳出総額1,966万6,681円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額310万9,021円、前年度比247万7,624円の増となっております。

以上です。

続きまして、議案第63号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページになります。歳入です。調定額合計1億4,531万9,812円、収入済額1億4,450万4,592円、不納欠損額3万6,660円、収入未済額77万8,560円となっています。

4、5ページです。歳出です。支出済額合計1億3,589万6,767円、翌年度繰越額20万4,000円、不用額777万6,233円であり、歳入歳出差引残額860万7,825円です。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

16ページ、実質収支に関する調書になります。歳入総額1億4,450万4,592円、歳出総額1億3,589万6,767円、翌年度へ繰り越すべき財源20万4,000円、実質収支額840万3,825円、前年度比420万2,893円の増となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ

いて。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和6年9月10日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。総括表①健全化判断比率の状況でございます。

上の段の表ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、昨年同様、赤字額がなく、良好な状態でございます。実質公債費比率は6.6%になっております。昨年度が6.5%でしたので、0.1ポイント増加しております。これは、前3か年の平均でございます。次に、右端の将来負担比率についてはゼロになっており、昨年度に引き続き問題なく、34.7%改善されております。これは、ふるさと納税により基金増となったことによる充当可能財源が増えたためでございます。

下の段の表に下から2段目、左から3番目の早期健全化基準とありますが、実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%となっており、本町はそれぞれが下回っており、健全であることがうかがえます。

それから、一番下の行の左から3番目、財政再生基準でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率ともに本町は早期健全化基準を下回っておりますので、問題はございません。

続いて、A3の横書きを御覧ください。文字が小さく、申し訳ございませんが、資金不足比率の公表です。中段の法非適用企業になります。左から6行目の特別会計の中で、水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計、公共下水道事業特別会計におきまして、この表の一番右端の(9)の資金不足額の欄でございますが、ここに数字が上がっておりませんので、資金不足額は無いということで報告をさせていただきます。

以上でございます。

-----○-----

日程第13 代表監査報告

○議長（井上則臣君） 日程第13、代表監査報告、代表監査に監査の報告をしていただきます。

石橋代表監査。

○代表監査（石橋正寿君） それでは、提出しました令和5年度南小国町一般会計及び特別会計決算等審査意見書について説明いたします。

1ページより、第1、審査の基準から第9、決算の概要となっており、4ページの第7、審査の結果を申しますと、計数は正確であり、各会計の予算執行も適正に

行われていると認めます。また、36ページの基金の状況についても誤りなく処理されており、38ページより41ページまで、むすびとして全体の要約が記載してあります。まとめとして、42ページに5点あげてありますので、読み上げたいと思います。

1、財政健全化審査については、昨年度に比べ経常収支比率、実質公債費比率に若干の上昇が見受けられるものの、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率についてはゼロであり、本町の財政状況は健全と判断できる。しかしながら、今後はJA跡地の利活用や水道施設の更新など大規模な事業が控えており、公債費や繰出金の増加に伴う財政への影響が懸念される場所である。引き続き、財務状況を分析し、健全な財政が維持できるよう適正な運用を行っていただきたい。

2、町税や保険料、使用料及び負担金等の徴収については、現年度分は高い徴収率で推移しているものの、依然として過年度分（滞納繰越分）の徴収率が低い傾向にある。悪質な滞納者については、引き続きこれまでのような法的措置をとるなど、徴収業務のさらなる強化をお願いしたい。支払い能力がないわけではない少額滞納者も依然存在しており、そのような滞納者には滞納額が増える前に口座振替制度やコンビニ納付などを積極的に推進してもらいたい。今まで以上に担当課局間の連携に期待する。

3、歳出に多額の不用額が発生している科目が見受けられる。繰越明許などやむを得ないものもあると思うが、限られた財源を有効活用するためにも実施困難となった事業や金額が確定したものなど早めの対応が可能なものは、年度途中で減額補正するなど適切な財政処理を望む。

4、伝票監査においては、請求書に記載される作業内容、購入内容が簡略化されたものや決裁印の漏れが見受けられた。数量や算出根拠などが分かるよう明細等の記載をお願いしたい。また、確認体制を徹底し、事務処理ミスの未然防止に努めてもらいたい。併せて、債権者への指導もお願いしたい。

5、物価高騰対策や移住定住の取組、災害時の対応など様々な業務がある中、職員の負担も増加しているように思われる。今後も、専門職員の育成やAIの導入などによる負担軽減並びに効率化に向けた対策を講じていただきたい。

最後に、少子高齢化の進行や地場産業の衰退など本町が抱える課題は山積しているが、町民が安心して暮らせるきよらの郷であるよう、より計画的かつ効果的な行財政運営を願うものである。

以上、報告を終わります。

○議長（井上則臣君） 石橋代表監査、ありがとうございました。

報告が終わりました。

ここで、休憩に入りたいと思います。11時15分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

報告が終わりましたので、本案の質疑に入りたいと思います。決算書についての質疑はございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 29ページの民生使用料のところで少し質問をさせてください。

介護保険関連の施設使用料ということで150万円ほど上がっていると思います。湯夢プラザ、元気プラザ中原、さくら荘、その辺の使用分かなと思いますけれど、内訳を教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

介護保険関連サービス施設使用料といたしまして、湯夢プラザが132万810円、元気プラザ中原が8万3,370円、さくら荘が10万1,570円、合計150万5,750円となっております。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 湯夢プラザの件で少しお尋ねをします。あそこは、介護拠点施設として運動器具等が置いてありますし、温泉が施設として併用されております。地域の方、町外の方も含めて利用されていると思いますけれども、多分この湯夢プラザの今の132万円というのは温泉の利用料かと思いますがけれども、まず1点は、利用料金が多分町内は200円でしたか、町外の方が300円という形になっていると思いますけれども、同じ温泉施設として温泉館きよりは町内・町外300円というところですか。ここが町民感情からして差があるのはどうかというところと、湯夢プラザにおいて言うと、現金で入場料を徴収する場所があるかと思いますが、実際町の収入として客観的な入場者数というか、利用を確認する上において非常に不透明、そういうことはないと思いますけれども、不透明な部分ではないかと思えますので、今後、券売機だとか、そういうものを通して利用料を徴収するという改善は考えていないのか、その2点。それと、運動器具の使用が全然使われていないというか、利用をどのように今後していくのか、器具のメンテナンスはもうできないという話があったと思いますけれども、そこを福祉課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

3点ですか、利用料の件と券売機と運動器具の使用ということで、まず使用料についてお答えさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、今、湯夢プラザにつきましては、町内200円で徴収しております。先ほど話がございました温泉館きよらが、確か2年前に300円に上げていると思います。湯夢プラザの決算状況を見ましても赤字が多い状況でございます。物価高騰の中、なかなかコストを削るといのが難しい状況でございます、この赤字額をどう埋めるかとなった場合にはやはり収入額を上げるしかないのかなと今のところ考えております。できれば議員おっしゃったとおり、温泉館きよらと同額の町内外限らず300円というところで今後検討はしていきたいと思っております。こちらにつきましては設置条例で金額等がうたわれておりますので、その際にはまた議会にて審議いただきたいと思ます。

2点目ですけれども、券売機の件、料金の件なんですけれども、地方自治法上、お金、公金の取扱いについては基本私人は扱えないという規定がございます。ただ、その使用料等については、この地方自治法の施行令の中できちんとそれを私人に委託するというところで明確にうたっているのであればそういったことも可能ですよという規定がございます。湯夢プラザにおきましては、その地方自治法施行令の規定に沿った形で業務委託契約の中に料金の取扱いの記載をしております。そういった中で、今、契約、使用料の取扱いについてはやっているとございます。その後、町の職員で月に2回料金の徴収と人数等の確認、また10枚綴りの券の確認等も月2回行って、チェックをしている状況でございます。

3点目が運動器具の使用ですけれども、今、湯夢プラザに全部で6種類ございます。こちら、議員がおっしゃったとおり、結構古くて、いつ購入したか見て確認したところ、平成14年、平成15年になっております。メンテが切れているというのも、あまりに古いので、メンテ会社からできないということで言われたと聞いております。使用につきましては、今、週1回、元気アッププラス教室で介護予防の部分でトレーナーが付き添った形で使用を継続しております。今後の使用につきましては、やはり誰でも使わせるというのは危険かなと思っております。使用の方法については、やはり誰かしらそういった形で安全確認ができる安全管理者等がいるようなケースに関して使っていくというのを前提に幅広い活用を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） もう1点、すみません、実質的な収支をすると、先ほどあそこは重油ボイラーでお湯を沸かすんですか、それと委託料とかが発生しているということで、どれぐらいマイナスが生じているのか。今後、木質バイオマスボイラーの設置も計画されているとは思いますが、その流れで今現在が重油でどれぐらいかかっているのかというところが分かれば教えてもらいたと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 令和5年度の方で言いますと、施設運営に関する支出額が658万2,230円、入浴料等の収入につきましては137万2,210円、最終的に521万200円の赤字という形になっております。収入につきましては、主な財源としましては、もちろん入浴料でございますけれども、支出につきましては、650万円程度のうち、約250万円程度が灯油代に使われております。あとは、あちらの委託料として、施設の管理委託としまして210万円程度が支出されております。

主な支出・収入の内訳は以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） これは一般会計のほうが多いかと思いますが、代表監査の意見書にもございましたが、歳出に関しまして非常に多額の不用額、それも細目ごとに多くの不用額があるかと思えます。この予算に対しまして3億7,000万円ぐらいの不用額が発生しているということですが、当然幾らかの予算は出納閉鎖期間までに必要なものも見込まれるものはあると思うわけですが、3月までに不用額の本当の不用額というのはそこまで減額補正をしておくべきじゃないかと思えますが、総体的な考え方を、総務課長、教えてもらえますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

確かに不用額はある程度残っております。全部確認しておりませんが、落とし忘れの中にはあるかもしれませんし、ある程度小さいものは全て落としていない部分もあるとは思いますが。ただ、最後までもっておかなければ分からないという保険関係でもそうですけれども、そういうものは昔からずっとそういう形で残っておりますので、できる限り不用額、監査のほうからも言われておりますので、きちんとできるように今後はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 確かに最後まで分からない金額というのは当然あるというのは

先ほどもお伝えしたところでございますが、これだけ不用額が多いということになりますと、職員さんも管理上あと幾ら必要なんだということも分からないところもあると思いますし、そこのあたりを考えると、基準上どのくらい残せとかいう、そういう基準はできないかとは思いますが、何かある程度の12月補正の時期あたりまでに適当な金額というのを見越したところで、これは各細目ごとに本当にあるわけですよね。ですから、そこは不用なものも確定できるものもあるかと思っておりますので、そのあたりをきれいに整理していただくと見やすいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 歳入で1点お尋ねをいたします。27ページの5段目の一時預かり事業に関しまして実際に何名の利用があったのか、お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの質問にお答えします。

一時預かり事業、本町では市原保育園のみ受付をしております、令和5年度、0歳児1名となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。1名の方が11万4,000円分ということですね。承知しました。ありがとうございます。

この一時預かり事業というのができて、私自身も過去に使わせていただいたこともありますし、仕事と育児の両立支援という面で非常に助かった事業であります。この一時預かりに関しましてですけれども、実際に3月まででの育休が終わって、4月から就業の方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方たちも2月、3月に少し保育園で使えたりすると、慣らし保育を前倒しするじゃないですけれども、そういう使い方をすると保護者の方も4月からのスムーズなお仕事の復帰ということにもつながるのかなと思っておりますので、そのあたりも説明会のときにアナウンスをいただくと助かるのかというのを感じたところです。

併せまして、仕事と育児の両立支援という側面からですけれども、病児・病後児保育が現在どうなっているのかをお尋ねしたいです。一度は公立病院内ということでも予算化されましたが、難しいということであったかと思っておりますけれども、ここは非常に子育て世帯から声が上がっております。必要とされております。ぜひ何かしらの形で実施をできたらと思っておりますので、現状をお尋ねします。

併せまして、ファミリーサポート、こちら社協さんのほうで事業でされていま

したけれども、ボランティアさんの高齢化ということで事業ができなくなっております。このあたりも今後の子育てでは必須、必要なところだと思っておりますので、現状、また今後のお考えを含めてお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

病児保育ですけれども、以前予算化されたということで、その後、公立病院さんをお願いした部分で医療Ma a Sと、またコロナ禍ということもあって、今のところ話が途絶えている状況でございます。病児・病後児につきましては、非常にニーズがあるというのはこちらでも把握しております。今年度、第3期の子ども・子育て計画の策定がございまして、そこに各園からの保護者の方たちも代表が各1名ずつ参加しております。そういった意見も踏まえて、どうか実現できるような形で今後の検討を図っていこうと思っております。こちらに関しては、小国公立病院、またお隣の小国町さんと一緒に連携を図っていこうと思っておりますので、継続で協議は進めていきたいと思っております。

ファミリーサポートセンター事業につきましても、なかなかこちらは社協に委託していた事業ではありますけれども、やはりそのボランティアの方の高齢化等がございました。一時期、利用料金をちょっと上げてでもどうにかボランティアの確保ができないかということも検討はしていたんですけれども、結構やっぱり年齢が上がって行って、今お仕事をされている方が多くて、社協のほかの事業のボランティアさんの確保も正直難しい状況になっております。そういった背景からファミリーサポート事業から撤退したということもございまして、今、しごとコンビニさんですか、あちらでも事業ではないですけれども、同様にお子さんの預かり等をやっているのを聞いておりますので、今後、ファミリーサポート、こちらでも必要と思っております。継続しながら協議は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。ぜひ子育ての支援の側面というところからお願いしたいところです。町外の、私は女性議員の方々とお会いする機会が多いんですけれども、やはりこの病児・病後児保育がない、ファミリーサポートもないという中でどうやって子育てをやっているのと言われるぐらいによそではしっかりサポート体制ができております。よそはよそではなくて、うちでも必要です。子育てする上ではとても必要ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 不納欠損についてお尋ねしたいんですが、税をはじめ、使用料につきましても不納欠損額がすごく少なくないかなと考えているわけですが、これは何か特別な各課連携あたりの対応でしているというお話を以前に聞いたことがあります、今もそういう形で続けているのかということの確認をさせてください。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 一般会計の部分と特別会計の部分とそれぞれにあるわけなんですけれども、その債権が公法上の債権と私法上の債権という形に分かれます。その中で、私法上の債権、今は変わりましたが、水道の使用料金だったりとかという部分が基本的には民法に沿った形での債権という形になります。以前までは時効というのが一応2年という形で決まっていたんですけど、現在は5年という形になっているんですけど、ただ、そこで時効が切れたとしても時効の援用というものがなければ時効は消滅しないという形になっています。そういった債権に関しては、債権管理条例に基づき関係各課の審議を踏まえて不納欠損処理を行っていくという形にしております。ただ、一方、公法上の債権、すみません、建設課でいけば下水道関係になってきますが、これは下水道法上で町税関係と同様に権力を持ったといいますか、差し押さえ等も含めた形で、かつ時効を過ぎたものは催促、徴収、仮に該当者が町に時効を過ぎた以降に持ってきたということも含めて受け取ることができません。ですので、その場合に関しては、一律的に不納欠損処理を行うという形になってきます。今回、公共下水道事業で不納欠損が3万6,000円ぐらいだったと思うんですけど、それが上がっておりますが、時効に至るまでは当然それなりの対応とかいう部分もやってきた経緯はあるんですが、結果的に今回は連絡がつかない、そういった形の中で時効の5年間に過ぎたということで事務的に不納欠損を行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 81ページの地域おこし協力隊、起業型も含めてですけども、少し総括をしたいと思っています。地域おこし協力隊、大学生を参加させるインターン事業も行われていると思います。多くの方が来ているとは聞いていますが、私たちにはなかなかその活動の中身だとか人員が分かりにくいので、そこを少し教えていただければと。それと、起業型の地域おこし協力隊ですけども、令和2年度から実施されています。3年間の活動が終わられた方もおられますし、途中で取

組を断念された方、そういう方もおられるみたいなんですけれど、その中で、私、一つ気になるのが3年満了された方で有機・小規模農業のIoT化を推進された方がおられました。その中で、いろんなデータだとか、これは知的財産というか、こういう求められたデータだとか、また実験に使った器具とか機械とかがあったと思うんですけれども、そういう物に対して町に返還がされたのか、それとも辞められた方がそのまま持っていかれたのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

本町で起業型地域おこし協力隊として採用しました人数ですけれども、現時点で総勢10名の方をこれまで令和2年4月1日から現在に至るまで採用をさせていただいております。その中で、現在、町内で活動されている方が、卒業された方で1名、町外にまた転出された方が1名、現在3名の方が途中で辞められております。現在、町内で活動されている方は、5名の方が活動されて、1名は産休のために活動休止中となっております。それぞれいろいろ思いをもって町に来られて、活動されて、その中でも自分の思いと若干違ったりとか、家庭の事情があったりとかいうところで辞められていたりとか、様々な部分がございますけれども、現在残っておられる5名の方につきましては非常に精力的に活動を行っていただいているところでございます。

その中で質問がございました有機・小規模農業のIoT化ということで様々なデータをとっていただいた部分で活用できるもの、活用できないもの、また半ばでなかなかデータがとれなかったものといろいろあるんですけれども、その中でまだこちらに提供いただいていないデータとかもございますので、そこらはまたこちらの業務委託を行っているSMO南小国に確認をしまして、また提出いただいていない部分がありましたら、随時まとめて提出をいただくようにしたいと思っております。また、物品につきましては、本人に対して助成をしていっているものもありますので、本人がお持ちいただいているものもありますし、一部はそのまま現地に設置をして、そのまま継続しているというところもございます。何分活動の中での本人に対する補助ということでございますので、本人の活動部分での物品というのもございますので、そういった両方あるということでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 分かりました。せっかく活動されて得られたデータ、これをみすみす捨てる必要もないでしょうし、しっかり管理して、次につなげるという意味でそういう情報、知的財産、そこまでいくかどうか分かりませんが、そういう

実験データの的なものは大事なと思います。

その事業に特化して話しますけれど、この事業が一応協力隊の方は活動が終わっている。起業にはつながっていない。なおかつ、町としてこの事業が、いわゆる農業を進めるが上にこの中山間地で農業を進めていくためのアイテムとして必要だと思うならば、この事業をまた発展できるような協力隊員を採用すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） この活動を発展させるために雇う場合に、実際どうするのかというところも出てきますので、いろいろなパターンがあるかと思いますが、起業型地域おこし協力隊は、あくまで本人がこういうことをしたいということで起業塾の中でプレゼンをして、その中でブラッシュアップをした上で、これが本当に起業に結びつくのかどうかとか、うちの町で可能なのかというところをメンターの皆様の判断とかも仰ぎながら判断をして、最終的に面接を行って採用しているところなんですけど、起業型でいきますと、こういう募集をしたとしても、この継続した事業の中で起業をしたいという方が出てくるのかどうかというのがございますので、ほかに通常の地域おこし協力隊でこの事業を行っていくのか、その場合、どこが主体となって行うのかというところも出てきますので、これをもし継続するとなればもうちょっと内部で協議をした上で継続していくのか、また別の形にもっていくのか、様々なパターンを考えて、いずれはこのような省力化という部分も必要になってくるかと思いますが、この起業型地域おこし協力隊で3年間のこの実績も踏まえて、それが実際に実現可能なのか、どうなのか、実現可能な部分がどうなのかとか、実現可能なものを導入した場合、どうなるのかとかいうところも含めて、また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 一時期、地域おこし協力隊、最初の導入された頃は非常に町の戦力として活動して、この町に根づいてくれている方もおられるので、この制度自体がどうという問題でもないと思いますけれど、ただ、近年ではどうしても就職口の一つみたいな感じで地域おこし協力隊ですね、各自治体そういうところもありますけれど、うちの場合の起業型というのは、ある程度かなり思いをもって事業化できるというか、自立できるための制度だろうと思います。そして、その中で3年間しっかりやって、任期が終われば町でビジネスを始めていただけるものだと私は思っていますので、今まで10名ですけれど、今後、今活動されている方5名も含めてですけれども、実際起業化できるのかというのは非常に私も不安というか、不明

瞭です。ただ、目的は起業されて、町にそういう新しい魅力なり力があるとは思いますが、その辺も含めて、伴走されるSMOも含めて町も注視しながら、取りかかったものを一度で辞めるんじゃなくして、本当に必要ならば継続するような、そういうための隊員を募集するようなこともあってもいいかなと思いますので、その辺また今活動されている方も含めて協議をしていただきたいと思います。

学生向けのインターン参加者は今年もやられたと思いますけれど、ここの狙いを改めて教えていただきたいんですけれども。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 学生向けの地域おこし協力隊のインターン制度を活用して募集をかけて、大学生を中心に町に来ていただいて、実際今年も発表会をさせていただいたところなんですけれども、この狙いとしましては、まずはこれから就職に向かう大学生の中で、ある程度一定期間、2週間とか、そこら辺の期間をこの町で過ごしていただいて、町の様々な部分を体験していただくという中で職場体験もありますし、様々な体験をしていただいた中で、まずはその次の段階として地域おこし協力隊としての募集につながる部分も期待しているところなんですけれども、あとは南小国町のファンになっていただいて、関係人口として南小国町にどういう形でも関わっていただけることができないかなとかいうところで、特に大学で学んでいる優秀な人材で自分ができることをこの町で何かお手伝いをしていただいたりとかいうところであれば、またそういった部分を期待しつつ、この事業を行っているところでございます。全てが全て地域おこし協力隊につながるとか、移住定住につながるとかいうところまでは望めない部分はありますけれども、何とかそういう南小国町に興味を持っていただいて申込みをされた学生さんですので、そういったところで何とか南小国町のファンになっていただいて、少なくとも関係人口につながっていければと考えて行っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 大学生に関してですけれど、単年で終わっていますか、それとも継続的に南小国町に夏休みだとかインターンとして来ていただいて、深く関わりをもとうと思っている学生がおれるのかどうか、聞きたいところです。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） この事業の利用者で継続して複数年来られたという方は、今のところございません。その中で、これに参加した中でもう一度違う形で南小国町に来たいんだけれどもという問合せとか、そういった部分は数名の学生さんから委託先には連絡があって、その部分で興味がある部分にはおつなぎしたりと

かはあったというところで確認はしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 83ページの人材還流促進及びデータバンク構築・利活用業務委託料に關しましてお尋ねをいたします。こちら令和3年に1,400万円、令和4年に2,400万円、そして令和5年に2,400万円の計6,200万円を今までかけておられるかと思えます。実際の運用開始は令和5年度からと先日伺いましたが、十分な準備期間があったんじゃないかなと感じているところです。予算も十分にあったんじゃないかと思えますが、その上で今年度実施されてみて、本格稼働されての実績をお尋ねいたします。登録者、またお仕事の実際の発注数、また総売上げ等々が分かりましたらお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

しごとコンビニという仕組みを導入するにあたって、この人材還流については、いろいろ紆余曲折がありまして、どういう仕組みがいいのかというのを喧々譁々しながら、最終的にしごとコンビニという仕組みを活用するのがいいんじゃないかと最終決定をして、そこまでにちょっと時間を要したというのが正直なところでございます。ここに辿りつきまして、それも仕組み的にはもともとやられていた奈義町では子育ての支援の一環として始まった事業なんですけれども、うちとしては人材不足をどうするかというところに活用を見いだしたというところでございます。

その中で、現時点ですけれども、しごとコンビニに8月末時点で働きたいという形で登録している方が111名です。事業者数については、これが募集とかもずっと年々移動していますので、令和5年度の実績として述べさせていただきますと、令和5年度の依頼事業者数については20社です。その中で、この仕事の実績ですけれども、案件数で120件、稼働数になりますと、これは延べ数になりますので、644回で仕事の依頼を受けております。案件が多いものとしましては、官公庁として役場からの発注とかいうところが多くなっておりますし、その次に接客娯楽業、宿泊施設で、次にサービス業、農林業、接客娯楽業の飲食業、建設業、製造業というところが発注をいただいているところでございます。令和5年度の売上げとしましては、委託料として総委託でいただいた売上げが186万円、そのうち仕事をいただいた方への報酬が142万3,000円で、仲介をしているSMO南小国が手数料として徴収する分が43万8,000円という形になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） この数字をどう捉えるかというところはあるのかなと思っています。現在は交付金措置がとられているのかと思いますけれども、この交付金ももし適用がされなくなった場合とかでも自走してできる形がつかれるのか、そのあたりも今後はしっかりと考えていかなければいけないんじゃないかなと思っています。実際にしごとコンビニを使われた事業者さんのお声を伺うと、やはり使いにくかったというお声が多かったです。やはり業務を細分化している分、このお仕事ですと固定されているので、それ以外がどうしても頼めないというところが仕組み上ありますので、そうしたときにちょっと難しかったというので、2回目が使われなかったというお話も伺っています。そういった実際に使われた方々、登録者さん、お仕事をされる方、また事業主さんのお声というのも鑑みて、この売上げ等々、数字とともに今後の方向性というのを考えて、どこかで決断しなければいけないんじゃないかなというのも思っているところです。

併せまして、データバンク構築と事業名にありますけれども、実際どのような形でデータバンクとして構築をされているのか、それがどうやって使われているのかというのも併せてお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） こちらは、登録者並びに申込みがあった企業、事業者のそれぞれの仕事の内容であるとか、働きたい方はどういった仕事を希望されているのかとか、どういったことができるのかというところを面接で聞き取った上でそれをシステムの中に打ち込みまして、それをデータバンク化して、その中でこういう発注があったら、どの方が行けるのかというところを判断すると。企業さんとしては、発注実績として蓄積していれば、この事業は発注済み、まだこれは発注していないということでマニュアルづくりとか、そういった部分が今まで発注したものはマニュアルがそのまま使えますし、新たな事業というところはまたマニュアルを一から作成するとか、そういった部分で今の事業運営に利用しているというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。

休憩に入ります。1時から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

質問を始めます。質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 一つお尋ねをいたします。本日の熊日新聞に企業版のふるさと納税、こういったものが年々上がってきて、本年度は熊本県は540件余りで7億円超えということが報道であっております。本町におかれましては、企業版の寄附金というのが470万円ですか、あるのですが、こちらの内訳等が分かれば教えていただければと思っております。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） その内訳は、今手持ちにありませんので、後ほどでよろしいでしょうか。すみません。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） これは、企業版が法人関係税が軽減されるということで企業から企業版のふるさと納税ということになります。本町においては、自治体が大体作成した地域再生計画、こういったものに使われるのが目的であると書いてありましたけれど、本町におかれては、これはどういった形で使われるのか、または近隣市町村ですけれども、車両等の寄附等が何台かあった市町村が見られます。寄附をされた。そういったこともこういったことが本町は450万円しかないんですけれど、熊本県内では7億円超えということで、今後またこういった法人税等の軽減を目的に企業が納税していただければ本町も助かるのではないかなど。それと、物品についての寄附というのもこういったものになるのかどうか分からないので、教えていただければと思っております。よろしく願います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） その寄附金の使い道というのはいろんな形で寄附された方のカテゴリーでいろんなものがありますけれども、今、町としてはこちらで決めて使えるという形にはなっております。

あと、物品としての寄附というのはほとんどなかったと思います。車も今のところはございません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 前に目的というか、社会福祉協議会等にああいった車の寄贈等が前は何台か個人の意思で寄附をされた方が何人かおられたと思います。先ほど言った企業版というのは、本町に法人企業等が来られたときに寄附等ができたのではないかなど。去年の400万円ぐらいはどこからもらったかというのは分かりませ

んか。450万円か、どこかそこら辺ですね、470万円ですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度が合計17社から企業版ふるさと納税をいただいております。こちらは、社会的には設計監理会社とか、あとは電力会社とか、そういったところからの寄附という形になっておりまして、それぞれ寄附額も多いところでは100万円前後の金額から10万円前後の金額まで幅広い寄附額がありまして、合計額が470万円という形になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。ぜひともこういう企業版のふるさと納税というのをアピールしていただいて、本町に出店されている、大手企業も若干いろんな形で参入されてきておられますので、そういった方たちにもぜひともこれに参加していただけるようにしていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） どうも先ほど森永議員の関連で分かりにくいので、再度お伺いをします。83ページが一番上、人材還流促進及びデータバンク構築・利活用業務委託料、委託先はSMOかな、実際何をさせるために委託をしているのか。まず、お願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） こちらの委託につきましては、町内の事業者、個人事業主も含めますけれども、農業から観光業、いろんな職種で人材不足というところで非常に危惧されているところがございます。その人材不足を何とか解消しようといったときに、各事業者さんでも様々なものを活用して人材を確保しようと努力されておりますけれども、派遣業者からの派遣もなかなかままならないという状況の中で、いろいろ企業も派遣の業務とか、あるいは携帯のアプリ等で人材派遣の業務を行っているところなんですけれども、町内でもその人材不足というのがなかなか問題で解消されないというところがございますので、こちらを何とか解消すべく何かいい手はないかというところで考えておりまして、その中でしごとコンビニという業務委託契約において仕事を行ってもらおうと、働き手がない業者さんはこういう業務があるからこの業務を行ってもらいたい、それをマニュアル化して、それができる仕事で働きたいという方がいれば、そこと働いてもらいたい業者さん

が業務委託という形で働いていただいて、少しでも人材不足というものを解消して、なおかつ町内で期間的にも時間が余るといふ方々や主婦の方でちょっと手が空いた時間に働きたいという方がそういった業務に従事できればというところを、今働きたいけれども、働き口をどう見つけていいかわからないという人たちを掘り起こして、何とか人材不足の解消の一助になればというところからこの事業を始めました。その中で、一番うちの町としていいのではないかとこのところではしごとコンビニという手法を導入しまして、今実施を行っております。その中でも働き手をどうにか確保するためにもこれをただただ申込用紙でまとめるのではなくて、それをきちんとデータとしてどういう業務がこの方はできるのかということデータをバンクとして残して、これをスムーズに委託に結びつけたいということで現在まで事業を進めてまいりました。そういったところで人材不足を解消するというのを目的としてこの委託事業を始めたというところがございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 簡単に言えば、しごとコンビニの話だよね。それ以外はないんだろう。うちうちの会社で使おうと思って、相談したことがありました。正直言って、あれはできない、これはできないと言われて、そして意外と利用料が高かったから、意外というよりも、えっと思うぐらいの高さだったから、あっ、これは使えないなと思って、やめた。正直なところ。まあまあ、うちはそういうふうにして、うちの会社はやめたけれども、まあ、使ってよかったというところもあるだろうし、逆に使いにくかったというところもあるだろうと。それは、それぞれの会社、業種によって違うんだろうとは思いますが、2,400万円という、先ほど聞いたら、3年前からいくと6,000万円を超えるお金、何でそんなにかかるの。そして、その結果が180万円の売上げがあつて、残ったのが43万円で、経費が六百何十万円。どう考えてもつじつまが合わないでしょう。誰が考えてもそう思いませんか。6,000万円かけてやった結果が赤字約500万円。そんなことはなかろうと私は思うんです。つまり、先ほどこの事業をやるか、やめるかという、そういうことに本当になっているんじゃないかなと私は感じたから、今日は私、決算で質問なんかするつもりはなかったんですけども、それはあまりにもおかしいでしょう。先ほど森永さんは人間が優しいですから、優しい言葉しか言わなかったけれども、私はそんなことは言い切らんです。もっと本当に考えて、そしてもっと使いやすいというやり方もあるでしょうし、存続するならですよ。そんなことを真剣に考えなければならぬ時期になっているんじゃないかな。あそこに3人の方がいらっしやると思います。多分担当は3人なのかな。3人の給料はどこから出ていると。

SMOから多分出ているんでしょう。この2,400万円の中から出ているのかなと思うわけですよ。真剣に考えて、そう思いませんか。実際普通に考えて、6,000万円使って、500万円の赤字が出るとやっって、そんな話はなかりょうもんとするんです。これについては、町長、どう思いますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

そういった金額の部分でちょっと高かったとか、頼みづらかったとか、そういったところのお話に関しましては改善すべきところだろうと思います。いずれにしても、人手不足というものは実際にそれぞれの事業所だったりとか、農家さん、いろいろな各産業で顕在化していると感じておりまして、そこをどういうふうに町として補完していくのかといったところ、また同時に、例えば子育て世代だったりとか、リタイヤされて、仕事を辞められた方だったりとか、そういった多様な方々が空いた時間に短時間の仕事を自分の隙間時間に仕事ができるような仕組みといったところでスタートさせていただいております。もちろん、正直多分これで収支をとるとするのは無理であると私は考えておりまして、あくまでこれというのは、その事業所にとって少しでも助かったとか、そこでちょっと仕事が進んだとか、そういったところだったりとか、そういった主婦の方だったりとかリタイヤされた方に対して、その空いた時間で少なからずの副収入があったとか、そういった実際の売上げという数字では見えない部分ではないかなと思っております。

もう一つ、国が推奨している特定地域づくり事業協同組合といったところもございますけれども、そういったところの収支を見ても、どうしてもそこは自治体がやはり補填をしているという現状がございます。ですので、そういった目に見えない部分で町内の方々の事業所だったりとか、働く人だったりとか、そういったところの仕事の安定だったりとか、人材が足りないところの補完によってから少し事業が進められるというか、これまでできなかった部分をしごとコンビニで補完するといったような役割だろうと思いますので、そういったところでなかなか収益という部分に関しては目に見えない部分も私はあるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 指定管理という意味で、以前きよらカアサときのコセンターと、それから温泉館きよら、3つありましたよね。基本的にきよらカアサときのコセンターというのは営利事業、儲けないといけない事業、温泉館きよらは福祉事業、つまり儲けなくても町民のためになるならば、それはそれで町からお金を補填してもやるべき仕事かなという私自身の観点から言うと、しごとコンビニというのは

福祉事業になる。今の町長の話からすると福祉事業であるという基本的なスタンスのもとでは、まあまあ、少々赤字でもしょうがないのかなという気がします。ただ、間違いなく今の収支決算ではやっぱりもうちょっと何とかならないかなと、もうちょっと知恵を出したらもうちょっと何とかならないかなと。その赤字幅が減るという形ができるんじゃないかな、そのことをまちづくり課は、ただ単に委託して、SMO、あんた頼みますばいという話じゃなくて、まちづくり課として、また役場として、委託者として、そこをSMOと十分考えられて、再構築なり何なり、もしくは本当にいかんというならばやめるというのも一つの手だと思いますので、そこは十分検討をしてください。

それから、もう1点、すみません、お願いします。一般会計3億7,000万円の実質収支額、簡単に言えば、3億7,000万円使わなかったから残りましたよという、こういう話ですか。一般会計の会計は1つだから、貯金通帳にはそのまま残っているんでしょう、恐らく3億7,000万円が、そういうことでしょうか。違いますか。そういうことだとするならば、そこで、例えば建設課は建設課で町民から上がってきたやつの中で、あれやってほしい、これやってほしいというのが多分あると思います。まちづくり課もそう、教育委員会もそうでしょう。だけでも、その資金をどういう形で、こっちでちょっと余りそうだから、こっちに回すということがどこの範囲までできるかというのは、私は行政の会計をよくは知りませんから何とも言えませんが、しかし、年度内で、例えばそこを何十万円かではあるけれども、こっちが残りそうだから、こっちに移動して使おうじゃないとか、もう一つは、これについては、こういう要件、案件でこういう条件がそろったということについてお金を出しますよということがある。例えば、夢チャレンジだったり、最も美しい村の事業の200万円、300万円だったり、そういうことについて一応こういう施行要領というか、そんなのは決まっているんだろうけれども、そこを見直して、もうちょっと柔軟かく運用するということもできるんじゃないかなと私は思うんです。ですから、そのあたりの見直しというのは、これは時代によって刻々刻々30年前の常識がそのまま通ると私は思いませんので、そこを役場のお金の運用のやり方として考えたら、3億7,000万円なんか絶対残らないでしょう。ここで、例えば1億円ぐらい残るといふなら、それは分からなくもないけれども、そのあたりを運用の仕方ということも、それから節とか目とかいう中でどういうふうにそれを動かしていくのかということを考えていいんじゃないかなと思います。そのあたり、町長、お願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 最初、先ほどのしごとコンビニに関する部分のことに关しまし

て私から話させていただきたいと思えますけれども、確かにSMO南小国、特に物産館だったりとかというのは収益を上げるといった部分での事業としてございますし、またふるさと納税の事務を委託している部分に関しましてもそこで事務手数料が入ってくるという仕組みであるので、そういったところは営利という部分が言えるのかな、利益を追求していくという事は言えるのかなと思えます。しかしながら、一方で、あそこのMOGといいますか、未来づくり事業部というところに関しましては、先ほどからお話があるような、例えば地域おこし協力隊の伴走支援だったりとか、そういった大学生とかのワーキングバケーションとか、インターンシップだったり、今おっしゃったようなしごとコンビニだったりとかという部分を担っておりますので、正直そこで収益が上がるという部門ではないということは御理解いただきたいと思います。そういった中で、例えば関係人口を増やすとか、地域おこし協力隊の伴走支援をしながら、そこでできるだけ地元の人とスムーズな関係性を構築して、しっかりと定着できる、また仕事として、なりわいとしてなり得るような仕組みをサポートしていただくたりとか、そういったしごとコンビニのような形で働きたい時間に働ける、そういった仕事を提供して、少しでもその方の収入になったりとか、経験値が高まったりとか、あと事業所のそういった人材不足、人手不足のところを補完してあげるとか、そういったところで正直目に見えない部分があるということだけは御理解いただければと思います。

そういった中で、もちろん今後のやり方、例えばシルバー人材センターと一緒になっていくといったところも現在想定はしておりますけれども、そういった働きやすさ、もっとこうしたらしごとコンビニも登録者数が増えるんじゃないかとか、そういったところで、またいろいろと意見がございましたときは遠慮なく言っていただければなと思えますし、できるだけ登録者数も私どもとしても増やしていきたい。今は、隣の小国町からも、例えば公立病院だったりとか、そういったところでしごとコンビニが利用できないかとか、そういったお話もいただいているところでございますので、少しでも改善をしながらもっと利用されやすい、利用しようと思ったときに利用しやすいような仕組みといったところ、正直、今1年ちょっとぐらいの経過年数なので、しっかりといただいた御意見も向こうに届けながら、今後改善すべきところは改善していきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

うまく説明できるか分かりませんが、実質収支額3億7,000万円というところで役場側もこのお金をできる限り無駄なものを使わずに残したいという考えのもとでやっているところもございますけれど、先ほどの下城議員の言われたよ

うに、款項目節で流用できる、できないというところは確かに決まりがございます。大きいものを自由に流用を年度内の中でやっていればどこに幾ら予算を使って、どうしたというのがだんだん見えなくなってくるということもございますので、今現在は決まりどおりにきちんとやりながら、こういう形で収支額が残ってきているところです。議員さんが言うように、そのあたりがもう少し動かせるようにするのか、大きい流用であればまた議会を通して補正でやるという形にしておりますので、それを流用で動かしてやっていって、最後がどうなるのか、そのあたりがはっきりと分かりませんが、今現在はそういう決まりごとがございますので、その中でやっていっていると。確かにここも少なくできるようには、先ほどの不用額と同じですけれども、なるべくそういう大きいお金にならないようにはこちらとしても努力をしていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） まずは、1番議員の下城議員のところとまた同じようなことの質問でございます。先ほど町長は、しごとコンビニ自体は収益が上がらなくてもいいというような事業であるというお答えをいただいたところでございますが、私どももしごとコンビニは必要な事業かなと思う時期もあったんですが、この2,400万円で1年しかしていないということでありまして、186万円、これ大体何年間めどでどのくらいを目標とするかということぐらいいはないと、ずっと2,000万円ずつ赤字を補填していくということになるわけですね。今、小さいことを言っただけは悪いんですけども、しごとコンビニのチラシが毎月広報と一緒に入ってまいります。オールカラーですごくお金のかかるような紙でもあります。いい、きれいな紙なんですよね。小さいことなんですけれども、そういう部分もこの2,400万円の中に入っているんだろうと思うと、ちょっと寂しい気もいたしますし、前々から私どもも申しておりました農業公社という話があるわけなんですけれども、ここも私ども考えている中で耕作放棄地を守ることを主たる目的とする部分もあるということをお話してきたわけですが、この耕作放棄地で収益は上がらないものもあるというふうには、上がらないから公の金を入れていただいて、町を守っていくんだと、これとしごとコンビニというのは同じような内容じゃないかなと私は思って、そこで農業公社でその部分には利益は上がらないんだという話をしてきたわけですが、町長、先ほどしごとコンビニではお金としては上がらなくても仕方ないというお言葉をいただいているわけですが、私どもが耕作放棄地のことでは利益を上げなければいけないという形の回答がいつかきたかと思っております。そこに何かつじつまが合わな

いものを感じております。実際この人材還流促進及びデータバンク構築・利活用業務委託料、これあと何年ぐらいで大体めどをつけるつもりなのかということをお尋ねいたします。取りあえず一つ、それをよろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） この2,400万円に関しましては地方創生の臨時交付金といったところが2分の1入っております、一応事業の期間としましては令和7年度まででございます。そういったところに関しては、あとはその中でどれだけの事務費だったとか、そういったのがかかるのかといったところを見ながら町で捻出していくのか、そういったところは今後考えていかねばならない部分ではあると思います。しごとコンビニに関しては、どうしてもそういった数字的な部分で黒字化できるといったところは正直難しいだろうと思っております。それがシルバー人材センターと行く行く将来的に一緒になったときに登録者数とかは増えるかもしれませんが、それでもなかなか単体で黒字化といったところは難しいんじゃないかなと思っております。

農業公社の話に関してでございますけれども、農業公社に関しては今有識者を交えて話の整理だったとかというのをさせていただいておりますけれども、そういった中でしっかりとやはり農業公社といったものがないのではないかとといった意見としてまとまるのであれば、私はその農業公社が皆さんの総意であるならばそれは何も問題ないと思っておりますし、そこで何がしかの費用負担といったところも出てくるかと思っておりますので、今後のこれからのまた今後の農業を考える会で議論していくかと思っておりますけれども、そういったところでしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） たまたま町長のお言葉に利益が出なくてもという言葉がありましたものですから農業公社のことまで言って、その回答までいただきまして、ありがとうございます。

内容的には、この2,400万円を、それでは交付金のくる令和7年度までということが一応めどということで、その後はどういう形になるかはまた今後決めていくということかと思っておりますが、単純に言いますと2,000万円の赤字を毎年、国のお金としても税金でございますので、これを何人かの方に給料としてお払いしているんじゃないかなと感じるところもございまして、なるべく早く解消していただくことが望ましいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

それでは、もう一つ、次の質問をさせていただきます。3番議員さんの先ほど81ページの起業型地域おこし協力隊の謝金のところで質問がございましたが、

隊員期間に発生しました知的財産権、これの取扱いでございますが、先ほど課長の言葉の中でははっきりした答えがありませんでしたから再度確認したいわけですが、その期間に発生した知的財産なるものは契約書か何かでどうする、誰に帰属するかということまでちゃんと決めてあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

その知的財産権の発生について、そこが明確にうたわれているかということ、その業務によっては知的財産が発生するものと発生しないものがありますので、明確に契約書の中にうたわれてはおりません。しかしながら、一応地域おこし協力隊として謝金が発生して、こちらとしても委嘱状を出している関係上、この業務にあたった知的財産につきましては町に帰属するものですので、知的財産としては町にいただくという部分は出てくるかと思いますが、本人もその事業に携わっていますので、その知的財産は本人も保有することができるものというところで運用をしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それ何十年か前の考え方ならそういうあやふやな考え方でもいいかと思うんですが、今、各会社、法人で雇っている方がそういう知的財産を発見、発明された場合でも法的にも争った上でその知的財産権の所有が言われている時代となっております。お互いに信頼関係の中で成り立つものと、それとまた違う部分があると思いますので、はっきりと契約書の中でうたうことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 議員がおっしゃるように、やはり明確にうたう必要はあるかと思えます。今までのこれが知的財産に当たるものかどうなのかということも判断が難しい部分はありましたので、確かにこの起業型地域おこし協力隊で、例えば特許を取るであるとか、そういった部分が出てくればその部分でも知的財産がどちらに帰属するのかというのは非常に重要な問題になってくるかと思えますので、そういったあたりも含めまして契約にうたうというところは明確に今後改善するという方向で取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 起業型というのが頭についた事業でございますので、何らかの答えを見つけるためにその方もいらっしゃって、町もそれを受け入れるということ

でお金も発生してくるということですので、当初からそれは考えていなければいけなかったことだと思いますし、まだ今それが未解決であれば、今、課長の回答にもございましたとおり、なるべく早くにその契約を交わしておくということが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 答弁はいいですか。ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 今の起業型地域おこし協力隊、もう一度、昼のときにちょっと話をしまして、これは当然ビジネスとして起業を前提とした地域おこし協力隊として活動していただく、これで間違いないですか、それとも起業を前提としてなくて、起業家みたいな形で活動する協力隊というような何かニュアンスもあるものですか、そこを再度確認しておきたいと思います。お願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、現在、起業型地域おこし協力隊として募集している案件が2件ございまして、まずは自分で起業を目指して取組を進めるという起業型という、いわゆる通常の今までやってきた地域おこし協力隊の募集方法です。もう一つが、新規事業に取り組む事業者さんと合同に事業を行うというところで、事業支援といいますか、自分で起業するのではなくて、新たな事業に取り組む企業もしくは事業者さんに対して、そこに協力していくとか、ともにそのプロジェクトを進めていくというところでの地域おこし協力隊としての雇用という2パターンを今募集をかけているところです。それで、実際募集、申込みがあって、採用した方もおられますので、そういったところで、今2パターンの起業型地域おこし協力隊の隊員さんがおられるというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 事業支援で入られて新しい新規事業を一緒にともにやっていく方、当然任期は3年間ですよね。その後というのは、今の話をすると、だったら、企業が雇えばいいじゃないかという話になってくるんですけど、従業員として、そして将来的にそれをずっと継続できる。ただ、それがなかなか継続というか、いきなりスタートするには難しいからこの制度を使ってということだと思いますけれど、その後、任期が終わった後はどういうふうになるとかいうのはうたってあるんですか。社員になって、ここの地に残る、もしくはそこで終わってしまうというのはどうでしょうか。確認だけ、申し訳ない。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君）　こちらは最長3年間ということで3年間の任期にはなるんですけども、任期後をどうするかというところまでは要綱の中ではうたっておれません。

以上です。

○議長（井上則臣君）　3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君）　分かりました。今後、我々はここをまた注視しながら見ていきたいと思います。活動内容も含めてですね。いろんな方が来ていただいて、町の魅力アップなり、起業の新規事業だとか、新しいことを起こしていただける方ですから応援もしますけれども、中身的なものもしっかり確認させていただきたいと思っています。

次の質問にいきます。83ページの小国郷のコミュニティバス運行事業でございます。今年の3か月間、1月から3月まで無料運行されております。先に資料をもらっていますので、乗車人数が12月まで、ほかの月が大体130名、150名だったのが、1月が245名、2月は299名、3月は300名、非常に倍近い数字に増えております。結果、無料にしたから増えたのであるかどうか、その辺の町としての見解をお尋ねします。

○議長（井上則臣君）　宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君）　ただいまの質問にお答えいたします。

にじバスにつきましては、利用者数が1月から極端に増えたというのは、1月から無料の事業を行った結果、利用者数が増えたという結果につながったと町としても分析はしております。以後の利用者につきましても、4月以降は使用料を徴収しておりますので、料金を徴収したときにどうなるのかということも注視しておりましたが、数値的にはあまり極端に減ることなく、ある程度の人数はキープされておりました。ただ、200名とか300名とかいう大きい数字までには至らない部分はあったんですけど、極端に以前までの乗車人数に減ったかと言われると、ある程度キープできた人数で推移はしていったかと認識をしております。

以上です。

○議長（井上則臣君）　3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君）　では、4月から有料化したことによって、3月の300人という数字よりも減ってはいると。ただ、どうでしょう、150人とか、そういう数字がまだ続いているという、元に戻ったという認識でよろしいですか。そこは、よしとしましょう。月々の支払いが出ているんですけど、委託料として運行会社に町のほうで無料のときに満額62万円をお支払いされている。ほかの有料で運賃収入があるときにはそこから差し引いた金額だろうとは思いますが、実際100人

程度ですから運賃収入も3万円とか4万円ぐらいしか入ってきていない。実際委託料で払うのが58万円とか59万円程度払っていますので、これぐらいであつたら個人的には無料で運行したほうが住民のためになるんじゃないかなと思うんですけど、にじバスは小国町さんとも協議をしないといけない部分ですので、そういう私個人的には無料でしっかり運行して乗客の輸送人数を確保して、町民の足として使ってもらうのが一番いいのではないかと思います。

それと、もう1点、小国郷ライナーが朝と晩と1往復ずつされておりまして。これもどうでしょう、増便という話も、昼間動いてもらう。それと、空港までのアクセスを確保していただけるならば旅行者に対しても利用拡大ができるんじゃないかなと感じるところですけれども、その2点お願いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

料金を取り始めた4月から元の数字に戻ったかと言われますと、元の数字よりか若干人数的には増えてはきております。しかしながら、議員がおっしゃったように、運賃収入というのはそれほど高い金額ではございませんので、差し引きした金額で委託料がそれほど変化があるかと言われると、若干の減につながるのかなという形はございます。この中で無料化すればという御意見は非常に貴重な御意見だと思います。これを踏まえて、小国郷地域公共交通会議のほうでも会議をしたいと思っております。懸念点といたしましては、小国郷地域公共交通会議の中で、うちのほうでもかなり民間の路線バスが入っておりますが、民間の路線バスの方もメンバーの中に入っておりまして、産交バスさんとの兼ね合いがあった上での料金設定となっておりますので、産交バスさんとの協議というところも出てくることとなりますので、それを踏まえた上でこれが無償化できるかどうかというのは、今後、小国郷地域公共交通会議の中で意見として出して、実務者レベルの中でも協議を進めてまいりたいと思っております。

小国郷ライナーは、今、肥後大津駅まで、ゆうステーションから運行しておりますが、これの空港延伸ということも貴重な御意見として承りました。貴重な御意見と思いますが、これも小国郷地域公共交通会議の中で話を進めないと、小国郷、小国町と両町で運用している部分もございますので、その中でそれが可能かどうかという部分の模索と、また運輸局との協議等も必要になってまいりますので、まずは小国郷地域公共交通会議の実務者での協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。小国町、両町を含め、あと事業者さん

ともしっかり協議をしていただいて、もう一つ、公共交通という在り方で考えるならば、やっぱりバスが通っていない中原地区にもアクセスをするような、町内ではタクシー利用券がありますので、それを使ったほうがいいし、私個人的にはコミュニティバス「にじバス」はやめてもいいとは思っているんですけども、そうでなくて、今後もいろいろと継続していく部分であるならば中原地区への何便かの区間延長とか、そういうところも踏まえてしっかり協議をしていただければと思います。お願いしておきます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 85ページの1段目にあります「日本で最も美しい村」活動支援補助金に関しましてお尋ねをさせていただきます。こちら昨年新設いただきまして、私たちもボランティアで毎月ごみ拾いと草刈り等をしております。その活動にも大変助かっている補助金です。本当にありがたく思っています。実際この補助金があるから私たちも活動したときに実質支払った分を補うことができるというか、これがあるから活動できるといってもいいほどにありがたいものです。その上で、昨日の一般質問でも上がっておりましたが、私たちでも役場周辺の草刈りをするというのをやっておりますが、暑い中、メンバーが草刈りを頑張ってくれたんです。その翌週に業者さんがダァーと刈っていただいたということがありました。昨日も一般質問の中で重複していてもったいないんじゃないかという議論があったかと思えます。そこで、可能でしたら大体この日にちぐらいに草を刈りますというのが分かっているのであれば、いつも草を刈ってくださっている方々、団体さんなり自治会さんなりにその路線だけでも教えていただけたら非常にありがたいなと思っております。それが分かっているのであれば、私たちはもっと別のところを草刈りができたなという思いでありますので、このあたりが可能かどうか、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、決算とは別で予算のほうということで建設課のほうで回答させていただきます。

御指摘のとおりだと思っております。また、昨日いただいた質問の中においても、そういった議題という形で御指摘をいただきましたので、できる限り情報を公開して、今やっただいていただいている団体等に情報を流させていただいて、もしかしたらこちら側がやるか、ボランティア団体をお願いするか、そういったところも含めて、できる限り可能な限り情報の公開という形でいきたいと思っております。一応工事をやる際に施工計画書というものが出されるんですけども、それは日程的なものを記載されたものなんですけれども、場合によってはやっぱりどうしてもスケジュールが

業者さんの都合で変わる場合等も出てきます。そういったところも含めて、かつ熊本県が行う部分もございますので、可能な限り努めていきたいと思ひます。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。情報共有いただくということで少しでも町全体を通してきれいになる箇所が増えるといいなというのを思っているところでは。

併せまして、この予算、補助金の対象として、今は実際に除草作業とかボランティア活動に必要なものが対象となっておりますが、この夏とかは特に炎天下は非常に気温も高くなってきておりますので、対象を飲物代とかも熱中症対策というところまで今後検討いただけたら夏場の活動にも生かされるかなと思っておりますので、このあたりも要綱をまた前向きに御検討いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません、何度も。81ページの委託料の中のドローンプロジェクト委託料でございますが、420万4,640円ですか、この中身をお教えいただけますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの事業で行っているのが、まず小中学校でのドローンを活用した授業になります。プログラミングを利用してドローンを自在に動かしたりとか、中学校でいけばその撮影した映像を編集して様々な動画を作成して発表するとか、そういったところでのドローンの授業を行っていただいているのが1点。もう1点が、職員が建設課、農林課、様々な現場でドローンを活用いただいております。ドローンを操縦するドローン研修として講師として来ていただいて、年1回、2回という回数で行っておりますが、その職員に対するドローン研修というのが1点と、冬場に高性能ドローンで赤外線のカメラを活用して有害鳥獣の探索を行っております。これは、農林課と共同で行っておりまして、冬場のどの地域に有害鳥獣がどういう場所にいるのかというところを撮影して、その場所をネット上の地図に落とすというところで、どこら辺に有害鳥獣が多く見当たるのかというところを調査を行って、それをまとめて、農林課と共有をしているというところで、その3点が主な事業となっております。また、今後どのような形で進めていくのかというのも今年度また協議をしまして、次年度以降どういう部分で力を入れていくのかというところはまた新たに協議をしていこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 大まかなところは分かりました。

それと、これは全く別物になるんですか。今年、農林課のほうでドローンによる農薬の散布というのが新聞記事に掲載されていたところですが、これとこういうドローンプロジェクトというのは全く別物で動いているということでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 別物と申しますか、この間の新聞等に掲載されましたドローンのデモに関しましては、向こうのほうから、業者のほうから申出がありまして、こういったデモを行いたいということで協力してもらえませんかという取組だったと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） そういうことでございましたら了解いたしました。ただ、こういう形でちゃんと予算まで入れたドローンプロジェクトというのがあるということで、もちろんそれは農林課と話の共有はできていたということであるのでしょうか。

あと、企画、ドローンというものでつながるものであれば、先ほども冬場のドローンを使った有害獣対策とか、農林課のものにもつながってきていると思いますので、ドローンを使ったそういう農薬散布とかいうものであれば、当然企画とも共有した上でやっているのかと考えておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 大変失礼しました。議員がおっしゃったとおり、まちづくり課と連携しながら、企画と、どうしてもまちづくり課主導ではさせていただいているんですけど、連携して行っております。この間の農薬に関しましても、まちづくり課と連動しまして、同時にデモを受けた形で行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 了解いたしました。あと、いろんな形でドローンというのは今後使われてくるものだと思いますし、どちらか一つのところで取りまとめをしておかないと予算的にも何かバラバラに上がってくると不都合な面もあるかと思っておりますので、そのあたりの取りまとめを企画になるとは思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 今日、たくさん皆さん方から、議員さんから質問が出たのを聞かせていただいておりますが、地方創生という言葉が始まって、しばらく経ちます。それに併せていろんな事業に取り組んできたわけですが、先ほどのMOGの件もそうです、しごとコンビニですか、それからSMOもそうですけれど、交付税が出ている間は運営ができています。しごとコンビニの交付税も令和7年度で終わるということですが、やっぱり最終的に独立採算ぐらいを目指してやっていかないと、そういう補助金をあてにした内容の体質がずっと続いてしまうということは何かすごくいつも気になっている。完全な独立採算は難しいかもしれないけれど、いろんなところでやっぱりそういうところを目指してやっていかないと、いつも交付金をあてにした内容になってしまいます。MOGじゃなくて、SMOにも毎年交付税が出たときもですが、これで果たして独立採算できるんだろうかという思いもありましたが、結局はやっぱりずっと交付金がないと運営できない状況だと思うんです。先ほど7番議員の穴井議員が言われましたとおり、しごとコンビニのああいうチラシにしてもそうですけれど、民間経営もやっぱり考えながらもうちょっと厳しくやっていかないと、いつも交付金をあてにした内容になってしまう、そういう体質になってしまうような気がしてならないというところが実感です。やっぱりそういうところも行政側として指導もしながらやっていかないといけないと思うんですけれども、町長、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

理想は、やっぱり独立採算だと思っております。もちろんそれができれば何も申し分ないんですけれども、例えば移動販売とかもそうでしょうし、やっぱりどうしても赤字の補填をしなければならぬ。また、シルバー人材センターもしかりなんです。人件費はこちらでもってやっておりますし、どうしてもそこで採算が合う事業と合わない事業というのはやっぱりあるのではないかなとは感じております。ですので、そういった公共の福祉だったりとか、そういったところを担うような部分、また人材育成だったりとか、例えば情報発信だったりとか、そういった部分に関しては、その事業をやってどれだけ見返りがきたのか、例えば観光客がこの町を訪れた数、またそのホームページを見た数、そういったところでしか判断できないものですから、なかなかその辺は一概に採算だけでその事業の可否を判断するといったところは少し難しいのかなと私としては考えております。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ありがとうございます。採算だけでは到底考えられないところ

もあるかもしれませんが、やっぱり民間企業の厳しさとか、そういうところまである程度考えていかないと、いつまでたっても交付金をあてにした事業内容しか考えていけないようになるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） おっしゃるところは十分私も分かりますし、そういったところで今後導入を一つ考えているのはP F Sという手法なんですけれども、Pay For Successというものの略でございまして、現在、国も進めております。こういった事業に関して、ある程度それぞれにK P Iですね、ゴール地点、目標値を定めて、それに対してその目標を達成したら、例えばお金を支払うとか、そういった手法になるんですけれども、今そういった勉強会をまずは課局長の中でやりながら、今度はまたそういったことをやっていらっしゃる方にオンラインで会議をつなぎながら、どういうふうなゴールを決めるのかといったところを、具体的な決め方、数値の設定の仕方だったりとか、そういったところをいろいろと御教授いただこうと思っております。どうしてもそういったところの検証といった部分というのはできている部分もあれば、できていない部分も正直ございますので、P F Sというのは、最近、国も進めてきているような一つの事業でもございますので、そういった事業ごとに対しての目標値の設置、目標が達成できなかった場合は、例えば1,000万円だったら1,000万円のうちの500万円しか払わないとか、この数値を達成したならそれにプラス1,200万円払いますよとか、そういう手法というものが、今の国のほうでも幾つかの自治体でスタートしておりますので、そういったところの勉強もしながらしっかりとそういったなかなか価値としては見えない部分、利益としては上がってこない部分、数字としてはなかなか見える化できない部分というものをより具体的な成果指標というものを何か定めていければいいかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 何回も申し訳ないんですけども、農林課関係でお願いします。今、町長も言われた事業の収支というか、利益というところで、135ページ、移動販売事業で監査の結果の中でもありました赤字補填額が増えているというところで、まず令和5年度の状況を教えていただきたい。それと、143ページ、同じく農林課で交流促進センター、温泉館きよら、指定管理物件ではありますけれども、ここの現状、売上げだとか収支の部分を教えていただきたい。同じく151ページ

にきのこセンターもあります。ここの状況も併せて教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 休憩をとります。2時25分に再開します。

-----○-----

休憩 午後2時11分

再開 午後2時25分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） すみません、失礼しました。

それでは、令和5年度の実績としまして、まず移動販売関係から申し上げたいと思います。移動販売関係で売上げとしましては約342万円です。それから、仕入れ関係で283万円になります。そのほかで給与関係、水光熱費、車両費関係で合計しまして221万円、これを差し引きまして162万円の赤字といったことになっております。

続きまして、交流促進センター、温泉館関係になります。こちらの収入が入浴料、その他指定管理委託料を合計しまして976万円となっております。金額的に大きいのはやはり指定管理料500万円、それから入浴料が397万円となっております。続きまして、支出が合計から言いますと930万円となっております。主な支出としましては、人件費が324万円、それから燃料費の木質チップ関係が180円超となっております。

次に、きのこセンター分です。収入の合計につきましては1,399万円。こちらの内訳、指定管理料は450万円で、売上げが949万円超となっております。支出の合計が1,640万円となっております。主な支出としましては、人件費6名分で660万円、材料費関係が410万円超となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

移動販売、令和4年度が130万円の赤字、令和5年度で160万円、年々赤字が増えていっています。売上高も減少しているかと思います。本当はもっと増えていけないといけないところでしょう。実際その減収・減益の要因として担当者が代わられたのが一番の原因かなと個人的には思いますけれども、今後改善する手立てとして何か考えているのか。以前、総務文教常任委員会で小菅村に行ったときに移動販売をされているところは、商品カタログを作って全戸に配布されて、事前に注文を受けてから品をそろえて配達に行くという仕組みもありました。ただ、今みた

いに定期的に場所に行って、待ちの状況よりも改善はされるのではないかと思います。そういうところの取組がどうなっているのか。当然令和6年度に向けてですね。なおかつ、今年、日本郵政の仲川さんがこの辺と連携して移動販売に取り組むというところだったと思います。これについて、今の状況を教えていただきたいと思います。

続けていいですか。温泉館に関してですけれども、利用者数を見させていただきますと、町外利用者は非常に伸びてきているのかなと思います。単純に令和元年度から比較すれば、町外の方は4,800人が7,100人と増えています。ただ、町内の利用者が令和元年度1万4,000人だったのが7,400人という形で減少傾向に、令和4年度からは若干増えてはいますけれども、そういう半減されている。この辺どのように町として状況を捉えているのかをお願いいたします。

それと、きのこセンター、当事者がおられますけれども、大規模改修を1,400万円ぐらいかけてされたときに、人材の確保、営業マンと管理、経理でしたか、内部の事務系を増員するような話もあったかと思いますが、この辺というのは実際どうなっているのか、その動きがあるのかも含めてお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） まず、移動販売関係からお答えさせていただきたいと思います。抜本的な改革というか、改善措置というのは、申し訳ありません、思いついていないというのが本当のところ。必要な部分、以前のおり、時間指定してあるところに全部行っているわけでもなく、来客というか、ずっとない部分はもちろん削りながらとか、そういった対策は行っているところです。ただ、内容というか、要望の部分で申し上げますと、購入品がどうしても増える部分も多少はあっております。仕入れのほうで少し費用と手間とかかる部分とか、そういった部分になってきます。ただ、先ほどおっしゃっていただいたように、日本郵政の仲川氏と今連携というか、打合せを進めさせてもらっているところです。郵便関係の配達員、車の余剰スペースの確認とかも含めたところでそちらと連携できないかといったところを今現在進めているところでございます。まだ経過途中ですので、こういったようにいうところはできていないのですが、先ほど議員からも提案がありましたカタログ関係、そういったところも参考にさせてもらいながら計画していきたいと思っております。

それから、温泉館につきましてですが、先ほども議員もおっしゃったとおり、温泉館の来客数の関係はあるかと思います。コロナの5類移行でやはり少しずつは回復傾向も見られているのかなと感じているところです。ただ、昨日も私も行ったんですが、施設の老朽化等も少し出てきております。今現在が昨日から水道の漏水関

係がトイレの前とかを含めて発生しておりまして、そちら私も停水をさせてもらったら、隣の旧機械室というか、りんどう荘側の施設にも影響が出たりとあったりしたもので、少し修繕の関係が発生するのかなと今思っているところです。その間、併せて水道メーターを確認したところで漏水が確認できたので、施設内の点検も必要かなと思っているところで、そういった老朽化等も出てくるので、そういったところも計画しながら、今後について計画、協議、打合せをしていきたいと思っているところがございます。

それから、きのこセンターになります。きのこセンターも、すみません、数年前だったと思っております。空調関係の整備とかも行いながら投資を行ってきたところです。それから、申し訳ありません、先ほどの議員がおっしゃった営業の人事の件というか、職員の件が私が引継ぎをしていないというか、知らなかったもので、そういったところが分かってはおりませんが、今現在としましては、施設の整備関係も少しはあるかと思うんですけれど、運営に関して等も、打合せというか、協議を進めているところではございます。何分、申し訳ありません、私も期間がまだ短いのもありまして、うまく説明ができていませんが、以上のとおりです。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 移動販売は、やっぱり抜本的な改革というか、思い切っているいろと新しいことを取り組んでやらないと変化がないのかなと思いますので、それは今の状況から農林課主体になるのかな、主導で黒字化にできるように、赤字幅を減らすという言い方をしましょうか、減らすような取組をぜひしていただきたいと思います。

温泉館、きのこセンターを含めて指定管理料が毎年発生しているわけでありまして。今後もこの状況、先ほど話した温泉館に関しては老朽化箇所が見えるのであれば、またそれなりの費用の支出等も予算が上がってくるかと思えますけれども、こういう指定管理に関して、今後どのように考えていくのか、今までどおり指定管理として維持するのか、それともまた何らか違う方法を考えているのか、もし今何かあれば教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） そうですね、温泉館もきのこセンターも一応本年度いっぱい、来年度新規また指定管理の期間が今のところ始まる形になってくるかと思っております。現在のところ言えば、指定管理の継続をする方向で私たちとしては考えているところではございます。その中で、先ほども言っていただいたように、施設の管理というか、修繕等を含めたところの協議、打合せを含めたところが必要かなと思っておりますが、次年度からもまた指定管理の方向で考えていきたいと思

っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 度々申し訳ございません。145ページでございます。一般会計です。観光農園の施設管理費なんですが、総額138万6,000円のうちに土地借上げ料というものがまだ99万1,000円ございます。これは、観光農園施設というのは2つのハウスのことですか。でしたら、その2つのところについて、まだ未解決部分の土地があって、毎年支払ってきているというものかと思いますが、これもできたのはきよらかアサと同じぐらいの年代の品物であるかと思いますが、この土地借上げ料、どうにかなるか。今もあの施設自体はまだちゃんと、指定管理じゃないかもしれないけれど、貸付けということで使っているということよろしいんですか。何とかならないものなんでしょうか。138万6,000円のうちの99万2,000円ですか、それと光熱費と保険料あたりですから、ほぼそれだけでお金を使っているという状況だと思えますが、何らかの解決策はないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 議員もおっしゃっていただいたように、きよらかアサと温泉館のハウスの部分ですね、それからきのこセンター、全件とも一度お話を私としてはさせてもらいたいなと思っているところでございます。私も約20年ほど前、一回担当していた頃にも少しはさせていだいたんですが、そのときは不調でいかなかったんですが、今回も指定管理もまたする、しないというか、来年からのことも踏まえまして、今年度、今年中に一旦はお話をさせてもらいたいなと思っているところではございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 土地絡みということで難しいこともあるかと存じますけれども、ほかに利用もあまりできていないような土地でもございますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 153ページの商品券に関しましてお尋ねをいたします。下段のほうにあります商工会のプレミアム補助金や町民向け商品券発行と事業をしていたかと思えますけれども、この担当課として振り返りいただいて、どうだったのか、また今後についてのお考え等があればお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

くらし応援券ということで令和4年度に引き続きまた令和5年度も実施させていただきました。その中で、やはり換金率も高く、また町内での利用者数も多い一方で、使用される事業者さんというか、お店等につきましては、昨年度と変わらず大店舗のホームセンターやドラッグストアもしくは燃料とか実際生活に結びつくようなところでも使用がございまして、また車検等の自動車関係で一遍に高額な費用負担があるところに利用されているというところもございました。これは、前回行ったところと利用された場所というのはほとんど変わりなくというところもございました。ある一定はコロナの影響も徐々になくなってきてきて、このコロナ対策の臨時交付金というのも今後出てくるかどうかは分からないというところで、くらし応援券というのは、一旦この事業というのは令和5年度でというところは考えているところですが、今後の状況次第によってはまたできるかもしれませんし、ほかの施策ということでまた違う方向で何か施策を打つというところもあるかと思えます。今後の状況によってというところでいろいろ対策が必要な場合は講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

私自身も事業者さんや利用された住民の方々からもいろいろお声をいただいておりますが、今後を見据えた上で、やはりスポットでの支援というのが必要なのかなと思っております。例えば、冬場、宿泊施設さんなんかどうしてもオフ期というか、オンシーズンではなくなってくるので、そういったときに町民の方に来ていただける、以前やっていた3倍返しの宿泊券のようなスポットで経済支援をする、またそれが住民の幸福度といいますか、そういうものにつながっていくという、そういう支援の商品券の使い方というのが今後は必要かなと思っております。例えば、今、3倍返しという話をしましたが、3倍返し宿泊券をしたときも町内の実際に使われた方々のSNSなんかでもすごくいい意味で町のPRにもなっていたなというのも思いますので、そういうふうな町のPRを兼ねてというのでも冬場の3倍返しだったりというのもいいかと思えますし、あと商工業、観光業の方からはプレミアムお歳暮券なんかあってもおもしろいんじゃないかとか、そういう意見もあっていたかと思えます。また、住民の方からは、やはり冬場どうしても灯油が必要だったりしますので、そういったときのくらし応援券が前年は1人当たり2万円でしたけれども、2万円とは言わず、3,000円でも5,000円でもいただけると

重油代、灯油代等にあてられて、冬場というところのスポットというところでは利用できやすいんじゃないかなと思っておりますので、いろんな関係される機関とまたいろいろ協議をいただいて、経済を回せるような仕組みを1個つくっていただけたらなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

あと、もう1点、すみません、併せまして商工会が販売や換金等をされているかと思いますが、商工会とお話をしていく中で、この事業にあたってやはり商工会も自己財源からある程度印刷費などを捻出しているというところがありましたので、こういった事務費の予算化というのも今後御検討いただけたらなと思って申し上げます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ありがとうございます。関係機関と協議をしながら、必要な部分があればやはり何かの対策というか、施策は必要かと思っておりますので、そこは協議を進めてまいりたいと考えております。

また、事務費についてですけれども、商工会が独自で行っている事業としての商工会プレミアム補助金で行っている事業につきましては、これはもともとの起りが商工会からの要望があった上でうちのほうが補助金として事業化したものでございますので、その際の一応申合せとしては、事務費は商工会で負担するという当初のお約束のもとで換金分を補助金として町のほうから助成しようというところで始まった事業ですので、そういった中でそういう歴史があって、事務費というのが今までみておりませんでしたので、そこのところはこちらの財政状況等もございますので、やはり要望する事業者さんまたは団体が必要な部分は負担をいただいた上でこういう換金分とかいう、こういった部分について町から助成するという形を今後も継続していただければと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 私は、最後です。93ページのふるさと納税業務の委託料4億8,300万円の中身について教えてください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税業務委託料4億8,300万円、こちらは謝礼品送料等を含めて委託料として計上しているものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） どこに委託していますか。そこも含めて。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） こちらはSMO南小国であったと思いますけれども、少しまた調べてよろしいですか。すみません、後で。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） なぜ質問したかというと、SMOの決算の内訳をいただいているんですけども、多分SMOだろうと思ったんですけども、実際4億8,000万円という数字は売上げなり雑収なりには上がっていないものですから、あえて聞いたところです。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） すみません、この後の休憩のときに調べて、その後、お伝えいたします。

以上です。

[「明日でもいいけど」と呼ぶ者あり]

○総務課長（朝日康博君） いいですか。明日でも一覧表で提出をさせていただきます。

○議長（井上則臣君） 後日でいいですか。

佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） もう一つ、先ほどもずっとありました未来づくりも含めてですけど、SMO南小国に出している委託料の一覧を出していただければ非常に議員さんは分かりやすいのかなと、こういう業務で町から幾ら委託料を出している、こういう業務に出しているよというのを併せて出していただけると非常に議員さんは理解ができるのかなと思いますので、よろしく願います。それも併せて。

○議長（井上則臣君） SMOの一覧表を御提出願います。

ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、これより決算についての採決に移りますが、代表監査委員におかれましては、長い期間、また長い時間、監査、大変お疲れさま

でございました。今後も監査を続けていかれるわけでございますが、より一層の深い監査をぜひともお願いしたいと思っております。本日は、どうもありがとうございます。お疲れさまでございました。

代表監査委員の退席でございます。ありがとうございました。

[石橋正寿氏 退場]

○議長（井上則臣君） それでは、決算の採決を行います。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第56号、令和5年度南小国町一般会計歳入歳出決算書を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員でございます。よって、議案第56号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第57号、令和5年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第57号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第58号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第58号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第59号、令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第59号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第60号、令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第60号につきましては、認定することに決定しました。

続きまして、議案第61号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第61号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第62号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第62号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第63号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第63号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてにつきましては報告案件ですので、これにて終了をいたします。

-----○-----

日程第14 議案第64号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第14、議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）。

1ページをお願いいたします。令和6年度南小国町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,660万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億3,873万7,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正。起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債です。今回4,000万円を増額し、6,000万円とするものです。利率は1.9%です。

続きまして、臨時財政対策債です。今回1,287万2,000円を減額し、486万円とするものです。利率は0.9%です。

9ページをお願いいたします。歳入でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金です。今回1,432万6,000円を増額し、1,482万6,000円とするものです。交付決定額でございます。

次のページをお願いいたします。地方交付税、地方交付税、地方交付税、今回2億8,871万9,000円を増額し、20億7,071万9,000円とするものです。普通交付税の交付決定額でございます。

11ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金です。今回1,131万2,000円を増額し、1億4,930万6,000円とするものです。児童手当国庫負担金の令和6年10月からの拡充分でございます。

次のページをお願いいたします。国庫補助金、民生費国庫補助金です。今回9万1,000円を増額し、578万5,000円とするものです。子ども・子育て支援交付金につきまして、子ども・子育て支援交付金の子育て世帯訪問支援事業分56万5,000円の増額、子育て支援対策臨時特例交付金84万8,000円の減額でございます。子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、児童手当制度改正実施円滑化事業のシステム改修分でございます。

続きまして、衛生費国庫補助金です。今回900万5,000円を増額し、1,313万4,000円とするものです。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

続きまして、消防費国庫補助金です。今回191万9,000円を減額し、0円とするものでございます。消防団設備整備費補助金として団服の購入等を申請しておりましたが、採択をされずに減額でございます。

13ページをお願いいたします。県支出金、県負担金、民生費負担金です。今回14万9,000円を増額し、5,897万9,000円とするものです。児童手当県負担金拡充分でございます。

次のページをお願いいたします。県補助金、民生費補助金です。今回14万1,000円を増額し、1,226万8,000円とするものです。子育て世帯訪問支援臨時特例事業補助金の変更による42万4,000円の減額、子育て世帯訪問支援事業県補助金56万5,000円の増額でございます。

15ページをお願いいたします。財産収入、財産運用収入、財産貸付収入です。今回1万1,000円を増額し、764万5,000円とするものです。町有原野貸付料として雷電波観測装置設置用地を田の原牧野組合入会地で貸付けをしております。

続きまして、利子及び配当金収入でございます。今回559万2,000円を増額し、735万9,000円とするものです。こちらは、利子及び配当金収入、内容としましては、金利の改定により利率の引上げに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。寄附金、寄附金、ふるさと寄附金です。今回200万円を増額し、10億500万円とするものです。企業版ふるさと納税寄附金でございます。

17ページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回3億6,488万1,000円を減額し、3億389万2,000円とするものです。財政調整基金繰入金です。これにより、予算ベースでの基金残高は17億7,239万2,933円。数字で申し上げますと、1772392933でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金です。今回108万9,000円を増額し、1億5,195万6,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は18億2,557万2,029円です。数字で申し上げますと、1825572029でございます。

次のページをお願いいたします。特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金です。今回7万8,000円を増額し、7万9,000円とするものです。後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

19ページをお願いいたします。繰越金、繰越金、繰越金です。今回3億3,337万1,000円を増額し、3億7,337万1,000円とするものです。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入、雑入、雑入です。今回38万9,000円を増額し、4,001万2,000円とするものです。内容としましては、全て過年度及び精算の追加交付分でございます。

21ページをお願いいたします。町債、町債、一般単独事業債です。今回4,000万円を増額し、6,000万円とするものです。緊急自然災害防止対策事業債でございます。

続きまして、臨時財政対策債です。今回1,287万2,000円を減額し、486万円とするものです。今年度の発行可能額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 松岡議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） それでは、22ページをお願いいたします。歳出です。

議会費、議会費、議会費、今回20万4,000円を増額し、5,843万1,000円とするものでございます。負担金補助及び交付金の補正です。視察研修先でございませう茨城県境町におきまして研修代金が必要になりましたので、視察研修負担金として補正をしたものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 23ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費です。今回222万円を増額し、3億1,176万2,000円とするものです。主なものとしまして報償費でございますが、農協跡地利用に係る有識者報償金として120万円の増額でございます。以前、当町にまちづくりということで熊本大学の田中教授という方がいらっしゃって、今、早稲田大学にいらっしゃいますけれども、12～13年前に町をまちづくりとしていろいろと見ていただいておりますので、いろんな形で御協力いただければというところで金額を上げております。続きまして、旅費につきましては、海士町視察研修に伴う旅費としております。需用費の食糧費につきましては、広報チーム地方創生特命監等交流増による増額10万円ということにしております。負担金補助及び交付金につきましては、海士町視察研修負担金として、地方創生の先進地視察として職員3名派遣分でございます。

続きまして、財産管理費です。今回1万円を増額し、1億7,645万2,000円とするものです。庁舎建設基金積立金の利率引上げ分でございます。

続きまして、諸費でございます。今回9,000円を増額し、962万5,000円とするものです。町有原野貸付に伴う地元交付金として田の原牧野組合分でございます。

続きまして、財政調整基金費です。今回1億6,888万6,000円を増額し、1億9,062万6,000円とするものでございます。財政調整基金積立金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回57万円を増額し、2億5,121万3,000円とするものです。内容としましては、報償費44万円の増額、企業版ふるさと納税の増額見込みに伴うコンサルティング業者への仲介マッチングに係る謝礼金に係る報償費の増額です。続きまして、積立金ですが、きよらの郷づくり基金の利子分の利率引上げに伴う積立金の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 続きまして、減債基金費です。今回2万円を増額し、2万1,000円とするものです。減債基金積立金の利率引上げ分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、ケーブルテレビ運営事業費です。今回6万円を増額し、4,418万8,000円とするものです。内容としましては、積立金6万円の増額、ケーブルテレビ放送設備等整備基金の利子分の利率引上げに伴う積立金の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 24ページをお願いいたします。財政管理費です。今回575万円を増額し、10億1,101万8,000円とするものです。役務費につきましては、通信運搬費としてふるさと納税のアマゾン早割プラン利用料でございます。積立金につきましては、ふるさと納税基金積立金の利率引上げ分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 25ページをお願いいたします。徴税费、税務総務費、今回114万3,000円を追加し、6,587万9,000円とするものです。内容といたしましては、7月の人事異動に伴います給料、職員手当等の増、それから手当のうちの児童手当につきましては制度改正に伴う増額となっております。4、共済費につきましては、7月の人事異動による減となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 26ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回150万6,000円を減額して、8,105万1,000円とするものです。内容としましては、人事異動に伴うパートタイム会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等、共済費の減額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 27ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回58万5,000円を減額し、1億7,080万7,000円とするものです。内容といたしましては、給料から共済費までは7月の人事異動

による増減でございますが、職員手当等のうち児童手当につきましては10月からの児童手当制度改正によるものでございます。積立金につきましては、地域福祉基金の預金金利の引上げに伴う利息積立金の増額でございます。

続きまして、障害者福祉費です。今回398万1,000円を増額し、2億8万4,000円とするものです。内容といたしましては、償還金利子及び割引料といたしまして障害者自立支援給付費から児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金までの前年度実績に伴う国・県への返還金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 28ページをお願いします。民生費、社会福祉費、人権対策費です。今回55万6,000円を増額し、74万2,000円とするものです。内容としましては、10月19日、20日に予定されております部落解放第36回熊本県研究集会に関する費用の計上になります。今回は、阿蘇市を開催地として実施され、南小国町からは64名の参加を見込んでおります。需用費は、参加者の資料代として25万6,000円、車借上げ料はバスの借上げ料として14万8,000円、開催地における町の負担金として負担金補助及び交付金を15万2,000円で計上させていただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 続きまして、介護保険関連サービス施設管理費です。今回3万6,000円を増額し、830万5,000円とするものです。内容といたしましては、旧グループホーム森園の敷地の草刈り作業代でございます。

29ページをお願いいたします。児童福祉費、児童福祉総務費です。今回、特定財源である国庫支出金から一般財源へ14万2,000円を財源組替するものでございます。内容といたしましては、養育支援が必要な家庭の支援を目的とした子育て世帯訪問支援事業、この事業の補助率の改正に伴いまして町持ち出し分が増額するものでございます。

続きまして、児童措置費です。今回1,374万4,000円を増額し、2億1,999万7,000円とするものです。内容といたしましては、職員手当等から扶助費までは10月からの児童手当制度改正によるものでございます。また、償還金利子及び割引料につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金から児童手当交付金までの前年度実績に伴う国・県への返還金でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回197万1,000円を減額し、2億992万2,000円とするものです。内容といたしましては、保育園職員の育児休

業取得に伴う給料及び職員手当等のうち住居手当の減額、また職員手当等のうち児童手当につきましては児童手当制度改正に伴う増でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 30ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回23万8,000円を減額して、3億77万円とするものです。内容としましては、旅費17万2,000円、需用費1万1,000円につきましては、子育てプロジェクトチームの視察研修に関する費用の増額になります。現在のところ、福岡県うきは市、古賀市、長崎県佐々町を予定しております。負担金補助及び交付金の4万円につきましては、保健師研修負担金でございます。保健師がスキルアップを積むためのものであり、4月に保健師増となったことにより増額するものになります。償還金利子及び割引料66万4,000円の増額につきましては、健康増進事業費補助金返還金から熊本県出産・子育て応援交付金事業返還金まで前年度の実績に基づいた返還金になります。繰出金は、介護保険特別会計繰出金112万5,000円の減額になります。

続きまして、予防費です。今回1,885万6,000円を増額して、3,968万6,000円とするものです。内容としましては、新型コロナワクチン周知実施のための消耗品が1万1,000円の増額、接種のための委託料が1,298万1,000円、新型コロナワクチンと、もう一つ、带状疱疹ワクチンを予定しております。そちらの負担金補助及び交付金が221万1,000円の増額になっております。償還金利子及び割引料につきましては、365万3,000円の増額になっておりまして、前年度の新型コロナウイルスワクチン接種に関する精算分の返還金になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 32ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回補正額126万円を増額し、1億1,404万2,000円とするものです。内容につきましては、職員手当等6万円の増額、児童手当の増額になります。制度改正に伴うものです。需用費50万円の増額、修繕料の増額となります。本年度にきよらカアサの電気設備関係の修繕を予定しておりますが、人件費、資材費の高騰に伴いまして修繕料が不足していることによる計上でございます。委託料70万円の増額、こちらは新規特産品の開拓について検討するために計上するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土地改良事業費、今回600万2,000円を増額し、7,907万9,000円とするものです。工事請負費、農業農村整備事業水路改修工事600万円になりますが、現在、令和5年度繰越事業におきまして、波居原の菖蒲地区水路改修工事の段取り等を行っております。その中で、本来トンネルから開水路への更新を行うものとして計画をしておりますが、河川、また山間部の溪流の状況を鑑みまして、また地権者等の交渉も踏まえまして、大径木の河川際にある伐採が不可能ではないんですけれども、補償関係とか、そういったものが新たに発生するという形になっておりました。そういった中で、全体的な見直しを行いまして、当初は人力、機械等での工事を行うということも考えておりましたが、全体的なところも踏まえ、また安全性等も踏まえ、仮設用道路を新たに掘削することとしたことから600万円の増となりました。次に、積立金2,000円、中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金になりますけれども、利子の増額となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 33ページをお願いいたします。林業費、林業振興費です。今回補正額3万円を増額し、8,070万7,000円とするものです。内容につきましては、積立金3万円の増額です。森林環境譲与税基金の利率引上げに伴います増額になっております。

続きまして、林道維持費です。今回補正額667万円を増額し、747万円とするものです。内容につきましては、委託料591万8,000円の増額です。林道の橋梁点検委託料になります。今回の点検箇所数としましては、16橋を予定しております。続きまして、使用料及び賃借料75万2,000円の増額です。機器使用料の増額計上です。林道樋ノ口線外2路線の側溝蓋の設置及び清掃分の機器使用料となっております。

続きまして、きのこセンター費です。今回補正額64万円を増額し、721万4,000円とするものです。内容につきましては、委託料64万円の増額、指定管理委託料の増額となります。管理者との協議により材料費の著しい高騰が続いていることから増額での計上を行うものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 34ページをお願いします。商工費、商工費、観光費です。今回100万円を増額し、6,648万8,000円とするものです。内容

としましては、委託料100万円の増額、昨年に引き続き自転車の国際ロードレース、ツール・ド・九州2024が10月11日から開催され、その中で、10月13日が熊本阿蘇ステージで、スタート地点が瀬の本レストハウスとなっているため、スタート地点を盛り上げるため、集客やイベント企画に係る業務委託、ツール・ド・九州関連事業委託料の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 35ページになります。土木費、土木管理費、土木総務費、今回508万5,000円を増額し、9,744万3,000円とするものです。主なものとしまして、委託料500万円、測量設計委託になりますけれども、町道高鼻牛津線、牛津から波居原の長迫に下りる町道がございます。別荘の横を通っていく町道になりますけれども、その道路の中に高鼻橋というものがございます。橋梁点検等の結果を踏まえまして、老朽化が大変深刻な状況になっております。そういった中で、地元協議等が今後いろいろと必要になってくるんですけれども、架け替えを行うか、もしくは周辺の道路整備等も踏まえまして、今後の方向性を判断するために本測量設計業務委託を発注するものです。あくまでも基本設計の段階の測量設計委託になります。そのような中で、小国町との境にもう1橋、中園橋というものがございます。波居原地区に同様に今後どういった方向性でその橋梁を維持していくか、もしくは違う形で行うかというところを全体的に地元と協議をしていく必要があるため、今回補正をさせていただきました。

続きまして、道路橋梁費、道路橋梁総務費、今回350万円を増額し、792万3,000円とするものです。委託料、道路台帳修正委託料になります。現在、道路台帳の面積延長等は地方交付税の基礎算定数値となっております。そういった中で、令和5年度の道路改良工事等を踏まえまして、早急に地方交付税等の関係から対応する必要が出てきましたので、改めて道路台帳修正業務委託350万円を増額させていただきました。

続きまして、道路維持費、今回710万円を増額し、8,848万3,000円とするものです。工事請負費の増になりますけれども、町道地蔵原宮原線、中原地区の地蔵原地区から小国町のほうに抜ける道路になりますが、その一部で道路排水等が老朽化により漏れているような状況でして、隣地の農地等への浸水が見られます。そのことから、側溝約50メートル程度を更新するということになります。また、町内のある程度緊急性が高い路線におきまして区画線が消えているという状況が見受けられます。非常に要望等も多く、安全性も確保するために500万円の工事費を増額しまして、交差点部分の区画線だったり、住宅地内の外側区画線だったり

かの工事を行いたいと思っております。また、80万円の増額を行いまして、先般から手形野線の法面除草工事を行いましたけれども、手形野地区の法面の除草工事が当初の予想以上に経費が発生しました。これは、今まで伐採等もやったことがなく、近隣の方々に大変御迷惑をおかけしていたんですけれども、バックホーによるロングアームと言われるものがあるんですが、そういった機器を使用したことから経費的に非常にかかったことが発生したことから増額をさせていただきました。

続きまして、道路新設改良費3,950万円を増額し、1億5,527万円とするものです。委託料950万円になりますけれども、そのうち650万円につきましては、6月議会におきまして町道樋ノ口吉ノ本線改良工事の陳情採択を受けたかと思えます。残りの部分、今回陳情が上がった部分の測量設計等がございませんので、かつ、あと1期の工事を行えば何とか完了するのではないかとということ踏まえ、また今回の陳情要望箇所が危険部分となることから事業効果を発揮するために早急に対応をしたいということで650万円を計上しています。また、町道市原黄川線改良工事概略設計としまして300万円を合わせて計上しておりますが、これは井上建設事務所から吾亦紅までの区間の町道市原黄川線の概略設計に入りたいと思っております。もともと地元自治会から要望等が出ておりまして、現在、中原地区の瓜上矢田原線の改良工事を社会資本整備交付金を利用して現在行っております。あと1年もしくは2年の範囲の中でその事業が完了することから、新たな社交金を利用した当該道路改良工事があるほうが町としても非常にメリットが大きいと考えています。瓜上矢田原線が完了した際には可能な範疇においてそちらの路線、完全に決まっているわけではございませんけれども、補助対象路線として可能かどうか、そういうところも含めまして概略設計300万円を追加させていただきました。続きまして、工事請負費3,000万円になりますが、国道442号から小田方面に向かうりんどうヶ丘小学校のところに交差点がございます。その一部分に国道を横断して若干町道田ノ原白川線側に歩道が一部分だけ1メートル程度あるんですが、そこから先の歩道がございません。一方で、小田温泉等の通行車両、そういったものが非常に多く、かつ見通しも悪いという関係から、昨年、田の原地区から要望書等も出ておりまして、また国も通学路に関しては積極的に進めていくという方針もございます。そういったところから、昨年、測量設計は行いまして、また直近におきまして地権者等の無償提供という形で承諾を得られましたものですから、約100メートル弱ぐらいにはなるんですけれども、法面カットと路側のL型擁壁等の工事を発注したいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 37ページをお願いいたします。消防費、消防費、非常備消防費です。今回586万円を減額し、1億4,243万9,000円とするものです。需用費の消耗品費につきましては、団服等を購入予定でございましたが、今年度は減額をしております。役務費の通信運搬費につきましては、追加購入分のIP無線機利用料でございます。

続きまして、災害対策費です。今回3万円を増額し、1,625万9,000円とするものです。防災対策基金積立金の利率引上げ分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 38ページをお願いします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額225万9,000円を増額し、1億625万5,000円とするものです。内容につきましては、報酬101万9,000円の増額、職員手当等38万8,000円の増額、共済費16万3,000円の増額です。パートタイム会計年度任用職員の9月任用変更及び児童手当制度改正に伴う増額になります。需用費28万9,000円の増額、印刷製本費の増額になります。教育パンフレット「おしごと図鑑」の増冊20部、それから新規作成分の150部の印刷製本費増額となります。使用料及び賃借料30万円の増額、教育委員会事務室のコピー機の機器使用料分の増額となります。負担金補助及び交付金10万円の増額、今年度、小国高校の魅力化と永遠の発展の会が新たな生徒募集として地域みらい留学事業に参画をしまして、全国募集を行っているところですが、生徒募集活動におきましてこちらを促進していく上で旅費及び生徒募集活動費25万円が追加が必要となったため、本町と小国町から追加で支援を行うための増額となります。

39ページをお願いします。教育費、中学校費、学校管理費です。今回補正額3万円を増額し、4,840万7,000円とするものです。内容につきましては、報償費3万円の増額、部活動外部講師、講師謝礼1名分の増額となります。

40ページをお願いします。教育費、社会教育費、文化財保護費です。今回補正額11万円を増額し、95万1,000円とするものです。内容につきましては、使用料及び賃借料11万円の増額です。史跡探訪ウォーキング車借上げ料分の増額となります。

続きまして、コミュニティーセンター管理費になります。今回補正額50万円を増額し、103万8,000円とするものです。内容につきましては、需用費50万円の増額、コミュニティーセンター2階会議室のエアコン修繕料の増額となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、災害復旧費、公共土木災害復旧費、公共土木災害復旧費、今回4,700万円を増額し、4,806万2,000円とするものです。工事請負費になりますが、過年度公共土木施設災害復旧工事（単独災）700万円につきましては、小田川護岸復旧工事としまして白川集会場付近にもともと橋梁を個人で架けられた方がいらっしやいまして、別荘と農地等に行けるような橋を個人で架けられておりました。しかし、令和2年7月豪雨により落橋し、当時の管理者が不明という状況になりまして、護岸を守るために仮設道路を仮設として復旧して、橋梁をどうするかということ踏まえた上で対策をするという形で考えておりました。最近、令和6年6月になりまして新たな宅地関係の方から話がありまして、個人にて橋梁を架けたいという話が出まして、併せて町管理となる護岸の復旧は必要であることから、その復旧工事を行うとしたものです。また、河川改修（災害復旧関連）工事4,000万円につきましては、現在繰越事業で同河川になりますけれども、悠清苑の前を現在河川改修工事として行っております。繰越予算としまして全体工区、1から3工区ありますけれども、9,500万円の予算をつけているところでございます。そのうち発注しているのが1工区と3工区なんですけれども、2工区分も含めてこの繰越予算等の中で当初行う予定と考えておりましたが、土地の所有者かつ関係者等または熊本県もしくは町、そういったところの協議等から2工区におきます令和6年度の工事完了が見込めなくなりました。そういった観点から、令和6年度に2工区分の予算を新たに追加させていただきまして、できる限り可能な早急な復旧を見据え、最悪の場合、繰越し等の対応も含めて可能な範囲と考えまして、R5年度の繰越予算については一部不用額が発生いたしますけれども、工期の期間等を考慮しまして、新たに4,000万円を追加させていただくものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本日は、延会といたします。

明日、また10時からよろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後3時45分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 3番

会議録署名議員 4番

会議録調製者 松 岡 洋

第 3 回 定例会 会議録

令和 6 年 9 月 12 日（木）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和6年第3回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月12日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第64号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）
- 日程第3 議案第71号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）
- 日程第4 議案第65号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第5 議案第66号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第6 議案第67号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第7 議案第68号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第8 議案第69号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第9 議案第70号 教育委員の任命について
- 日程第10 陳情第3号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情
- 日程第11 陳情第4号 現行健康保険証の存続を求める陳情書
- 日程第12 陳情第5号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の陳情
- 日程第13 陳情第6号 町道田ノ原白川線改良工事についての陳情
- 日程第14 議員派遣報告について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	7番	穴 井 秀 房
8番	穴 井 則 之	9番	井 上 則 臣

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

6番 後藤六男

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 松岡 洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高橋周二	教 育 長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	福祉課長	佐藤 淳

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日も、会議規則第2条の規定により、6番、後藤六男議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は8名です。定足数に達していますので、これより令和6年第3回南小国町議会定例会の第3回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、井野和哉議員、7番、穴井秀房議員を指名します。

会議に入る前に、昨日、佐藤議員からの質問の中で資料提出ということがありましたので、今、お手元に配付しております。御確認を願いたいと思います。もし説明の必要があれば、総務課長、お願いしたいんですが。

総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 皆さん、おはようございます。

先日、佐藤議員より御質問がありました分でございます。翌日の配付になって、申し訳ございません。内容を簡単に御説明させていただきます。

令和5年度の南小国町のふるさと納税の内訳でございます。上のほうに決算書93ページのふるさと納税業務委託料4億8,357万3,826円の内訳というところで、1番のふるさと納税事務局委託料、これはSMO南小国に6,247万694円、2番目、返礼品代3億5,297万6,954円、このうち3億1,220万3,087円はSMO南小国が支払事務を行っております。SMO南小国以外の内訳としましては、ふるなびトラベル、楽天トラベル、一休クーポン、さとふるに金額がそれぞれいっております。3番目の返礼品送料6,812万6,178円、そのうち6,732万4,253円はSMO南小国が支払いの事務を行っております。それ以外は、さとふるに80万円ほどです。返礼品代3億1,220万3,087円については、物産館を含む町内外の事業所50社程度への支払事務をSMO南小国が実施をしております。また、送料6,732万4,253円につきましても運送会社等への支払事務をSMO南小国が行っております。その下、庁舎全体のSMO南小国への支払総額、委託料の分ですけれども、そこの一覧に載っておりますとおり、一番上の総務課のふるさと納税委託料が、今、上でお話をしましたSMO南小国に委託をしている分の合計でございます。そのほかは、まちづくり課、町民課、福祉

課、教育委員会等でいろんな形で委託をしております。合計が4億8,342万3,819円となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第64号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 34ページ、商工費の観光費ですね。委託料、ツール・ド・九州の関連事業委託料ということで100万円計上されております。昨年度からツール・ド・九州は南小国が出发点になって、昨年度はあいにくの雨でなかなか思うようなPRもできなかったと思いますけれども、この委託先は昨年同様TKUさんになるのか。また、昨年度は165万円計上されていたかと思えますけれども、どのような事業を今年度、今回のツール・ド・九州では展開を予定されているのか、内容をお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回10月13日に行われるツール・ド・九州2024の熊本阿蘇ステージでスタートが瀬の本レストハウスとなりますので、そちらでスタートのイベントを開催するということで、その中で委託先としてはTKUさんに委託を予定しております。

今回この委託事業の内容としましては、まず1点目が10月13日当日に熊本阿蘇ステージにおいての配信映像内で南小国町の観光情報やグルメ情報を入れたPR動画を作成しまして、そちらの放送を予定しております。こちらは、委託先が事前取材、編集を行いまして動画作成、並びに編集をした後に制作した映像を配信内に乗せていくということで、くまもと街なか広場、いわゆる花畑広場と呼ばれるところですが、そちらに大型ビジョンを設置する予定ということで聞いております。そちらで放映するほか、ユーチューブ等にもアップするというところで大会関係者並びにこちらに興味のある方にも見ていただけるように町のPRを行いたいと考えております。また、スタート地点でのムーブアップイベントということでパフォーマンスをしてもらって、イベントの誘客につなげるということで小国高校の吹奏楽部等を予定しているんですが、この2点目と、あと3点目、応援バスツアーの開催

ということでスタート地点へ応援バスツアーを開催して集客を行うというところを予定しておりますが、この2点目と3点目につきましては、県のほうでも事業を予定しているということで、まだその詳細が確認はできていないんですけれども、こちらのスタートアップイベントと応援バスツアーが県のほうで開催いただけるということであれば、こちらは委託料から差し引いて県の事業としてやっていただく。もし県のほうのみでいただけないのであれば、こちらの事業のほうでやっていただくということで、そちらは委託先と十分打ち合わせた上で予算内での委託事業を行っていただくと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 7月、8月、お盆前ですか、正式に南小国出発ということで開催が決まったみたいですが、阿蘇市であったり、県のほうからだったと思うんですが、阿蘇高校生を対象にツール・ド・九州に対してそういう広報活動を兼ねて授業を行ったというテレビでの紹介もありましたけれども、ほかの例えば福岡であるとか大分であるとか、そういったところは事前に町民であるとか地域に向けてこういう大会がありますよというPRが行われていたかと思うんですが、今回も来月、あと1か月後ぐらいに開催ということで、なかなか町民の皆さん、またそのほかの阿蘇地域の皆さんにそのPRが十分ではないのかなというのは感じております。北阿蘇観光会議も発足して活動していますので、これは、小国町さんは直接関係はありませんけれども、産山村もやはり一部通過をする形になりますので、北阿蘇観光会議あたりでそういったツール・ド・九州に向けてのイベントあたりの取組も町からお願いをしてもいいのではないかと思いますけれども、当日盛り上げるだけではなくて、事前にそういう町として盛り上げるようなイベントの開催、もしくは北阿蘇観光会議を巻き込んだのそういうPRイベント等の計画とか、そういったことはなかったんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 町のほうで何かイベントを行うとかいうところまでは考えておりませんでした。町民の方に対してやはりPR等は必要かなと思っておりますので、観光協会もしくは北阿蘇観光会議等に御協力をいただきながらというところもありますでしょうし、町としても何らか考えてPR活動を行ってまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） すみません、ツール・ド・九州とは直接関係はないんですけれ

ども、今年、やまなみハイウェイ、別府一の宮線が開通して60周年になりますけれども、大分県側では今週の頭に60周年の記念のイベントを行っているみたいです。やはり南小国にとっても観光ルートとして、また車を運転される方、バイクを運転される方にとっては、やまなみハイウェイはドライブに適した道路ということで非常に認知もされておりますし、利用も多いと思いますけれども、今回、熊本県側では特別そういう記念のイベント等が開かれるような話は今のところ伺っておりませんが、60周年を迎えたやまなみハイウェイのそういったイベント等を行うという計画は当初からなかったのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） やまなみハイウェイの件につきましては、当初から何かイベントを行うという計画は町としてもありませんでしたし、近隣町村といえますか、熊本県側の町村で何かイベントを行ったという話はまだそれぞれの市町村からは上がってきてなかったような状況です。近隣町村との協議も必要かと思えますので、担当者レベルでまた話をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 別府一の宮線という形で、今、熊本県が管理をしております。そういった中で、昨年か、すみません、2年前だったかもしれませんが、全国道守、道を守る会というのが主体となって、当時、この中にも御参加いただいた方もいらっしゃるかと思いますけれども、九州地方整備局と、かつ幾多のボランティア団体だったりとか、そういうところが一堂に会しまして、その道路を造った時代から当時に至るまで、現在に至るまでのいろんなイベントだったりとか、そういったことをした経緯がございます。そういった中でも、やはり熊本県がやる、町がやるのかというわけではなくて、道守という全国的な組織にはなるんですけれども、そこが主体的となって開催をした事例等がございます。当然私たちにとっては大切な道路でもありますけれども、そのイベントをやる、やらないに関して言えば、官公庁が主体的にやるだけではなく、民間の団体等も踏まえた形のイベントというものもあり得るのかなと思っております。現時点でまた新たにやるとかという情報は今のところございません。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 23ページ、報償費で農協跡地利用に関する有識者報償金でございます。昨日、早稲田大学の田中先生、教授ですか、という方を招いて、意見を

聞く、アドバイスをいただくという説明だったかと思います。まず、田中先生なる者、人がどんな方で本町とどういう関係、昨日の説明でも市原どげする会での実績があるみたいなことを言われていましたけれども、そこでどういう話があって、その取組がどう今につながっているのか。それと、この120万円、何回呼びする予定で予算を組まれているのか。もう一つ、田中先生から何を得たいと、町として得ようとしているのか、求めているのかを教えてくださいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

私から紹介を、田中先生は12～13年ほど前に市原どげする会というところで、まちづくりというところで、その当時は井上建設の井上幸一さんを会長として町の中で若手が集まって、そのときにはピエロの前の道路の石畳のあれを大分県で業者さんを見つけて、道を石畳に似せて舗装を試みたりとか、お月見会というところでお客さんと呼んで集めたりとか、そういったことをさせていただきました。田中先生が、そのときはもともと早稲田大学にいらっしゃって、そのとき熊大に教授で来ていただいて、熊大の学生たちを呼んで町の子どもたちとも一緒にいろんなまちづくりの中で活動等をしていただきました。今、地域おこし協力隊で来られている宮野さんたちもその当時にその中に入っていて、それがあった縁というのもありますけれども、南小国に今度戻ってきていただいたというところもございます。

今、また熊本のほうではいろんな形で田中先生もいろんなものに携わっていらっしゃって、熊本県内でも益城町の復興アドバイザーとか、熊本市のまちづくりとか、いろんなところに協力をさせていただいて、今度ちょうどそういうことでJ A跡地のいろんなものを何を建てるかというところでお話をしなければいけないんですけど、時間が空いてしまったというところもありますけれども、佐藤議員が多分思っているところで、こちらの役場の中でいろんなところで早めに決めていくというものもありますけれども、負の遺産にならないような町の大事なものを何かしら建てなければいけないわけではないですけれども、その選択肢の一つですけれども、何かをもし建てたり、いろんなものを造るとすれば、いろんな責任もやっぱり出てきます。いろんなところでそれを造るための計画の中にはいろんな詳しいことを知った方もやはりどうしても必要になるかとは思っていますので、いろんな責任も出てくるとは思いますので、そういうところで南小国町に一度来られて、いろんなまちづくりで話をしたこともあるし、土地勘も今電話をして、連絡をして、お話をしたら、よく覚えていらっしゃって、一回来て、自分で見てみればある程度は思い出せるというところでもありますので、田中先生をお願いしたいというところでここに予算を計上しております。

金額は、いろいろなものを全て含めて月20万円で3月まで、9月から20万円で
すか、それで計上をしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） また補足の部分を説明させていただきたいと思います。

今、総務課長から説明がございましたけれども、これまで検討委員会なども委員
さんも募って、いろいろとアンケートを取ったりもしながらやってきたところでは
ございますけれども、どうしてもやっぱり役場職員だけでは知識が不足するという
ところがございます。また、補助金とか、例えばデジ田を使うとか、あと木材の利
活用の補助金とか、そういった補助金もあろうかと思っておりますけれども、どうして
何か補助金頼みになってしまうと本来の目的とするような建物ではなくて、むしろ
何か補助金ありきの建物になってしまうとか、そういった傾向もあるんじゃないか
なといったところで、やはり役場職員だけでするのは限界があるのではないかと思
っております。これは、JA跡地のエリアだけではなくて、町トータルで見たとき
の都市計画といったものが今後どういうふうに進めていけばいいのかといったとこ
ろのアドバイスもいただきたいと思って、お願いをしております。例えば、町内に
ある公共施設で老朽化しているものだったりとか、あとは人口動態を見たときに高
齢者の比率、そして少子化の現状、そういったところを踏まえた上で、今後、今あ
る公共施設をどのように例えば集約していったほうがいいのか、それをJAの跡地
のところにおいてそういったものを何かしら建てたほうがいいのかとか、そういった全体
の都市計画の中でのJA跡地の在り方といったところを議論すべきじゃないかなと
思っております。今、コンパクトシティだったりとか、スマートコンパクトシティ
とか、そういった考え方がございますけれども、そういった知見といったものは、
先ほど申し上げたとおり、どうしても役場職員だけではなかなかそれを具体化してい
くというのは非常に難しい部分があると思っておりますので、総務課長も申し上げたとお
り、これまでいろんなところでの実績がございますし、これまで南小国に入ってきて、
ある程度の土地勘があるという方で田中先生という者がふさわしいのではない
かという考えのもとに今回お願いしたいと考えているところでございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） この説明書きに農協跡地の利用ということが表記されているの
で、今、町長が補足はされましたけれど、トータルのなというところでアドバイス
をいただきたいというものの、ただ、結果的には農協の跡地の利活用について助
言なりアイデアなり、そういうことを求めていくことにもなると思っております。

そこで、令和2年に町民アンケートを取ったんですか、そこからスタート、始

まったと思います。その後、利活用検討委員会が設けられて、会合が何回行われて、どういう議論がされたのか、そこを聞きたいんですけど。それをなぜ言うかといいますと、令和4年、令和5年、多分実績は一回もないと思います。アンケートをする、する、町長にも私は一般質問で言いましたけれども、取る、取ると、ある程度項目を絞った上で、また町民の意見を聞きたいということだったはずですが、これも実施されていません。ここに来て、新しい体制になりましたので、私も総務課長にやらないのかと、アンケートも含めて何回かお話しして、この補正のタイミングで有識者、有識者が悪いとは言いません。私も当然そういうメンバーは必要だと思いますけれど、そこにいく前に、まずもって検討委員会なるもの、もしくは町民の意向を確認する、そういう手法をやらないのが僕には納得いかないんですね。ここで、補正で上げられているところですけども、であれば当初からそういう計画があるのであるならば予定しておいてもよかつたろうし、そこは除外します。まず、検討委員会がどんな感じで集約されて、なぜ行われなかったのか。アンケートがなぜ実施できないのか。これだけお願いします。今後、実施する予定があるのかどうかも含めて返答をお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

これまでに検討委員会は3回程度実施をしているところでございます。その中でアンケートを取らせていただいて、こういった項目が上がってきましたといったような確か共有までさせていただいたと思っております。しかしながら、そのアンケートの中身に関しては、年代がある程度結構上の方の年代の回答が多かったというふうに、すみません、記憶をしているんですけども、60代以上の方々の意見が多かったというところがございます。その後、佐藤議員からも一般質問などでもお話もございましたけれども、じゃあ、そのアンケートを次のステップでどういうふうにとったらいいのかといったところは正直私としてもアイデアがなかったといったところは現実でございまして、じゃあ、もっとより具体的に、例えば図書館だったりとか、私が考えるようなものを幾つかピックアップして、そういったもので取ればよかつたのかとか、そういったところは私としてもアイデアがなかったというのが事実でございまして、アンケートの実施までは至っていないということでございます。

今、この予算を承認いただいたのであれば、そういった資料といったものを実際に先生にお渡しして、そういったところを踏まえながら、こういった意見があるといったところは実際把握はしていただきたいと思うんですけども、今後また田中先生に実際に来ていただいて、そういった中で次の意見の集約のやり方はどうした

ほうがいいのかとか、そういったところのアドバイスも含めていただければなど個人的に考えているところでございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 協議会での中身、議論はどんなことをされたか、3回行われて、どんな話があったのかというのは、議事録とか、そういうのは残ってないですか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） すみません、そこは担当に聞かなくてはいけないので、今、現総務課長では分からないといったところでございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） アンケートをしました。協議会が行われましたということで、その間に2年過ぎました。私も何度もあそこの土地はどうするんですかという話をしながら、町長の答弁の中に、防災を含めたそういう建物が必要だ、備蓄倉庫も含めて避難所、役場では避難所としてはなかなか使い勝手が悪いからそういうものも造らないといけない、そういう話もありました。木質バイオマス産業都市のために小型のバイオマス発電施設も建設をしたい、そういう話もあったかと思います。もっと言うならば、世代間が触れ合えるような場所をあそこに創設したい、そういう町長の思いがあったかと思います。それで十分町民に問うだけのものはあるのではないかと。何が言いたいかという、まずそうやって町民にアンケートを出して、この間、2年間放置したまま、もう一度その中で議論したものを町民に問う、アンケートを取る、手法は当然世代ごとに区切ってやる、それでもいいと思います。その中で出てきた意見を先生に見せて、もしくは検討委員会でこういうのが上がってきました。自分たちではなかなかここから先は難しいので、こういうものがあつたほうがいいよねという答申を町長に出して、そしてそれから専門家に来てもらって、画を描いてもらう、そういう手法を取つたほうが、先ほど福祉課長が言った、今後ずっと残していかないといけない場所であり、建物を造るのであるならば、やっぱりそこに町民の意向があるならばいいものができるんじゃないか。これが上から、先生がこういうのがあつたがいいよという意見はあつたにしても、それがこの町に本当に必要かどうか分からないもの、求めているものじゃないものができたとしたときには、非常に我々もそうですけれど、そこに意思決定をしたときに、どうでしょう、かなりの責任を負わないといけない部分が出てくる。そういう前に、せつかくアンケートを一回やって、その後やりますと言つたのであるならば、町民にもう一回アンケートを取つて、そして中学生もいろんな意見を出してくれました。そういうものを踏まえて、そして、なおかつ、それから先に有識者の意見だとか、もっと言うならば、今度は民間活用するなら民間業者の意見だとか、そういうものを踏

まえてやっていってほしいなと思うところです。ここまできましたから、スケジュールが来年度末までに何を建てるか決めないといけないというわけではないと思います。であるならば、もう一度原点に戻って、この空白の2年間を取り戻すために、もう一度町民に問うてほしいなと。この120万円をアンケートだとか、そういうものに使ってもらって、来年度、新年度予算で先生にもう一回来てもらって、そこからまたスタートしましょうという形にできないかなと今思っていますけれど、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

そういったアンケートを事前にとるということは、そのアンケートの出し方といったところは考えなくてはいけないなと思っているところでございます。あとは、この予算が決まってからにはなりますけれども、先生のスケジュールだったりとか、そういったところの調整も必要になるかと思えますけれども、確かに2年間という空白の期間が空いたというのは大変私としても申し訳なかったと思うんですが、あと承認をいただいたのであれば、そういったところのスケジュールを調整しながら、一度アンケートを取るなりして、そこでまたその意見を集約して、また先生にお渡しすると、見ていただく。それが現場にまずは来ていただきたいとは思っているんですけども、そういったところの意見を踏まえて、また先生にもその意見をもとにこういった意見があるといったところを把握していただきながら考えていただくことにもなろうかと思えますので、そこはまた先生とのスケジュールの調整とか、そういったところにもなろうかと思っております。あとは、まずは、先生に頼んだからといって、先生の意向が全て反映されるというわけでももちろんないですし、あくまでそこはアドバイスみたいな感じの立場でもございます。こういった補助金を使ったほうがいいんじゃないかとか、こういった機能をもたせたほうがいいんじゃないかといったところを全てこちらで受け入れるわけではございませんので、そこだけは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 前回、農協跡地利活用検討委員会のメンバーで委員長を務めさせていただきました。内容は、町長への答申ということで無理して何かを建てないといけないとか、そういうことではないので、必要にかられたとき、こういうものが欲しいということが出てきたときにそれから真剣に考えて、それまでは職員の駐車場として使ったほうがいいのかという答申を町長にしたところです。

アンケートを3回以上はしたと思いますが、内容としては、アンケートに公園が欲しいとか、お店が欲しい、いろんな要望が出ていました。これは、なかなかアン

ケートを取るというのも町民の気持ちと行政の考え方とすごく異なることがあるんじゃないかなという考えはしたところです。答申としては、さしより駐車場として使ったほうがいい、どうしても必要にかられたとき、それから真剣に検討すべきではないかという答申をしたところでした。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 先ほどから聞かせていただいておりますが、実は私も去年から農協跡地利用に係る協議会の委員ということにならせていただいておりますが、一回もその話はございません。突如として先生を報償費に入れて、今の町長の話でいうと、役場の職員だけでは話ができないから、難しいから有識者の方を入れて判断すると。その前に、順番が逆じゃないかなと正直思います。私は、1年半になるけれども、委員になって何もこの話はないんです。その中で突如としてこれが出てくるというのは失礼ではないかという、委員を本当にさせていただいているんだけど、これは何なんだと正直言って思います。だから、この予算自体は来年の当初でいいと思います。一度、今、則之議員から話があった前回までの内容と佐藤議員の言われる今までの流れをちゃんと整理する時間をもう一度今年度中にとって、委員会なりをもっと何回かしていいんだろうと思いますし、その中で次をどうするんだという話が出れば、その中でこの有識者を招聘するということでもいいんじゃないだろうかと思います。この予算については早すぎるんじゃないかなと思っております。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

検討委員会の中でそういった有識者を招聘しますとか、そういった話がなかったといったことは事実でもございますし、私としても大変申し訳なかった、気が回っていなかったと今反省はしているところでございますけれども、もし可能であるならば私としてもまずは検討委員会のほうでお話をさせていただいて、こういった先生をお呼びしたいということで御理解をいただく、そこからまた先生に来ていただいて、一緒に話し合っていく、そういった時間がつくれればなと思っておりますので、今回に関しては私としても大変反省しなければならない部分ではあるかと思っておりますけれども、まずはこの予算を通させていただきながら早急に検討委員会を開催させていただいて、その辺の流れといったものも説明させていただければなと思っておりますし、また同時に先ほど佐藤議員からもございましたアンケートだったりとか、そういったところもたたきを作って検討委員会で見ていただいて、それでアンケートを実施する。もちろん田中先生を招聘するというのは、ちょっと遅れて、例えば

年明けとかになるのかもしれませんが、そういった流れでさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 何か急いで計画を立てなければいけない目的等があるのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 管理センターの解体も始まっておりますし、あちらの駐車場も整備ができてきているという状況もございます。あとは、老朽化している給食センターだったりとか、そういったところ、また市原保育園も大分老朽化している状況もございますので、現在そういった施設の老朽化を踏まえたところでやっぱり考えなくてはいけない部分もあるのではないかと感じておりますので、できればそういった形で並行してそういった先生の招聘と検討委員会の委員さんとの協議、そういったのもさせていただければなと私としては考えているところでございます。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それでしたら、この農協跡地利用に係る有識者ということを変えていただいて、市原町内におけるとか、赤馬場における公共構造物の考え方とか、そういう名前、名前はどうでもいいんですけども、農協跡地に係るものだけじゃないということをお示しいたいて、この6か月分の報償費も来年の1月、2月、3月の3か月分ぐらいで再提案していただくなればと考えます。

○議長（井上則臣君） 休憩といたします。11時から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

ただいま一般管理費、節7の報償費について、いろいろございましたけれど、今、県の議長会にいろいろ問い合わせしておりますけれど、なかなか回答が出ておりませんので、本日はこれをもって延会としたいと思います。

明日10時からまたよろしく願いいたします。

-----○-----

延会 午前11時20分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 5番

会議録署名議員 7番

会議録調製者 松 岡 洋

第 3 回 定例会 会議録

令和 6 年 9 月 13 日（金）開会

（ 第 4 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和6年第3回南小国町議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月13日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第64号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）
- 日程第3 議案第71号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）
- 日程第4 議案第65号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第5 議案第66号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第6 議案第67号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第7 議案第68号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第8 議案第69号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第9 議案第70号 教育委員の任命について
- 日程第10 陳情第3号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情
- 日程第11 陳情第4号 現行健康保険証の存続を求める陳情書
- 日程第12 陳情第5号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の陳情
- 日程第13 陳情第6号 町道田ノ原白川線改良工事についての陳情
- 日程第14 議員派遣報告について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	7番	穴 井 秀 房
8番	穴 井 則 之	9番	井 上 則 臣

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

6番 後藤六男

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 松岡 洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高橋周二	教 育 長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	福祉課長	佐藤 淳

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日も、会議規則第2条の規定により、6番、後藤六男議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回南小国町議会定例会の第4回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、穴井則之議員、1番、下城孔志郎議員を指名します。

-----○-----

日程第2 議案第64号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）を議題といたしますが、執行部より修正案の提出の申出がっております。これを許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

異議がないようですので、事務局長に修正案を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（井上則臣君） 配付漏れございませんか。

なお、修正案の説明及び質疑は、原案の質疑終了後に行います。

では、まず原案の質疑を行います。質疑はございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） それでは、32ページの委託料についてお伺いしたいと思えます。特産品開拓業務委託料というのが70万円ほどありますが、この内容についてお教えいただけますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

こちらの委託料、特産品を今後計画していきたいと思っております。販路開拓含めたところで今後委託を考えているところで、こちらとしましては現在の品種というか、中身としましてはキウイ、それからジュニパーベリーと申しまして、そういった部分の3、4種類あたりを考えていきたいなというところで、

キウイとジュニパーベリーをメインに考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） キュウリとキウイを4種類ですか。キウイ、分かりました。聞き取れなくて、申し訳ない。キウイを4種類の開発をするということですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 申し訳ありません。キウイとジュニパーベリーです。ジンの原材料というか、そういったところになっていたかと思えます。それを含めた3つ、4つあたりを計画していけたらと、特産品としてそちらを考えているところで、委託のほうで協議、打合せをしていけたらと思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） それでは、70万円というのは、単年度の補正なのか、通年、開発というのは時間がいろいろかかると思うんですよ。何でも作るのにですね。委託先はどこなのかと、これは通年続けていくのかということも含めてお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） こちらの予算としましては、10月から3月までの半年間で考えているところです。委託先としては、現在、ウラニワさんを計画したいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ウラニワというのを初めて聞いたんですが、それはどこにあって、誰がしているのか、お教えいただけますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ウラニワさんは、佐藤亮さんが共同代表でされているコンサルというか、業者になっております。住所は、あちらの市原下町になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 作付け場所は、どこで作られるんですか。吉原、作物を作る場所は。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） まだその作付け場所とかまでは全然計画を、そのあたりの計画を含めたところですか、栽培から収穫、それから出荷先等を今から考えていく

というところの計画でございます。まだどこということは決まっておりません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） まだ作ろうとする場所も何も決まっておらず、ただこれを作付けするためのだけの予算が70万円ということですか。そして、こういったことは非常にいいことだろうと思うし、やっぱり農産物と観光等をつなげるものになってほしいとこちらも考えておりますので、これはたった10月から3月じゃとてもじゃないけれど、収穫まではいかないだろうと思っていましたので、これはずっと通年こういった予算が計上されていくという捉え方でよろしいですか。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 説明に補足をさせていただきます。

現在、南小国町にサントリーから地方創生担当監といったところへ出向していただいておりますけれども、そういった中での一つ可能性としてそういった申しあげたようなキウイ、そしてジュニパーベリーというものが何かサントリーと組んでできないかといったところを現在模索しております。キウイに関しては、例えばソフトドリンクの部分で、町内でもキウイを作っている方が結構多くございまして、あまり手がかからずにできている、また椎茸の原木栽培の上の屋根の部分にキウイを植えていらっしゃるのか、そういったところでキウイ自体が結構できている部分はあるんですけれども、それをやっぱり加工して付加価値がつかないか、あれは保存がキウイというのはきくものですから、そういった意味においてもメーカーとしても扱いやすいといったような話は今伺っているところでございます。

あと、ジュニパーベリーに関しましては、先ほど農林課長が申しあげたようにジンの原料になるんですけれども、現在、全国的に見てもクラフトジンだったりとか、そういったジンの流通というものは非常に増えております。大手メーカーさんでのいろいろな種類のジンをベースにしたアルコール飲料というものが出ているんですけれども、いかんせん国産のそういったジュニパーベリーの原料というものが確保できないということもありまして、サントリーさんもそういった国産のジュニパーベリーというものを探しているというお話もございまして、そういった観点から南小国町での可能性というものを模索しているところでございます。多分ジュニパーベリーに関しては、ヒノキ系の針葉樹になる実でございまして、そういった意味では南小国町でもこういった標高だったりとか、寒さとか、そういったところにもある程度強いのではないかと、あとは場所を幾つか植えてみて、どのあたりが一番適しているのかとか、また水はけが良いところで、あまり手もかからな

いといったところも伺っておりますので、そういったところでの可能性を今後模索していきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ただいまのことにつきまして関連ですが、こういう特産品開発をする場合、サントリーさんは入っているというお聞きしたところですが、ウラニワさんというところは私も今までその名前で聞いたことはなかったですし、この選定に至った経緯、理由をお教え願えますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ウラニワさんの代表の佐藤亮さんなんですが、現在が集落支援員としても活動をしていただいております、そういった部分も多少考慮というか、相談を重ねながらといったところも一つありました。それから、すみません、内容は私も把握しておりませんでした、産山村の委託事業等も受けられているところでございまして、そういったところを考えて、SMOとかもございまして、そういったところで、今、協議というか、計画をしている段階ではございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 内容的には今後の農業を考える会、このあたりにも何かこういう方針でやっていくんだということがあれば、この会議自体は今あっておりますし、その中でキウイの話も出ました。ジュニパーベリーですか、この話も若干出たことはあるんですが、突如この特産品の開拓業務ということで話が出てきたような気がいたします。できればああいう中でちゃんとこういう委託をして、やっていきましようとかいう話でもあればよかったのかと思うんですけども、私もキウイはずっと前から南小国の気候で育っていくというのは分かっておりますが、そういうのを含めたところで将来展開をどういうふうに図るのかとか、そういうところを含めた今後の農業を考える会というのもございまして、突如これが出てくるというのが何か不思議といいますか、試験栽培ということで、ジュニパーベリーですか、これは試験栽培的なものになるかと思うんですが、キウイはそういうところでもないし、何で突如としてこの会社が出てきたのかなという気もいたします。できれば今後の農業を考える会とかでこういうことこそ話し合っただけだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの件なんですが、申し訳ありません。確かにそれ

は議員のおっしゃるとおりかと思うところもございしますが、まず計画というか、中身も正直なところ、先ほど町長も言いましたが、作付けができるのか、できないのかとか、販路とか、あと今後の農業を考える会、こちらでお話が出たキウイ関係の話、それから担当とサントリーの石風氏と少し話がちょっと前に進んだというか、やってみませんか、やってみたいですねという話になったところから委託をして、計画を少し考えてみたいなというところからの今回の補正というところになっております。一定の計画書というか、文書、また販路の候補地とか含めたところで一定の情報が出そろったところで今後の農業を考える会等、そういったところに相談というか、協議を進めていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） では、それは今後話合いがあるということで理解しておきますが、この委託料なるものの中身、これは苗等を買って、試験栽培をするということなんでしょうか。どういうことになりますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 先ほども少し言いました計画書といった、そういった部分の協議、作成といったところの委託料と考えております。種苗類とか、苗とかいった部分ではないところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 計画書ですか。もう少しこの委託料のどういうものに70万円を払うのか、計画書だけで70万円というのは何なのかなという気がしますので、詳しくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） コンサル的な捉え方で私たちとしては考えているところで、相談というか、計画書の作成と協議と、また説明等も含めたところでの委託と考えていたところでございます。見積書的なものの詳細を持ってきておりませんでした。申し訳ありません。後で確認はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 何とも不思議な感じがする委託料だなと考えます。結局は、新規栽培のものもあるわけですね。それがこの地に根づくかどうか今のところはまだ針葉樹系だから根づくだろうというところ、ベリー類ですから根づくのは根づくだろうと思うんですけれども、ただ、それがどういう状態になるかも分からな

い。私は、これが試験栽培を含めた委託料であれば仕方ないかなと思うんですが、今聞いたところ、それは入っていない、委託費だけの70万円というのが何かこの時点で補正する意味があるのかなという気がいたします。そこを説明願います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 説明がつたなくて、申し訳ありません。

まず、品種の決定がまだできていないというのが、先ほど申しましたキウイ、ジュニパーベリー、その他で言えばブルーベリーとかも候補というか、今後検討していった中で、その後、試験栽培的なものはもちろん行っていくことにはなっていますので、すみません、そういったところも含まれてはおります。その他、計画書と申しましたけれど、まずはその計画の策定、品種の特定をある程度したところで作付けというか、試験栽培的なものを行っていきたいと思っていますところです。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） では、内容的にはウラニワさんとサントリーの石風さんのお二人と今からどうやって作っていくんだとかいう契約をした上で今後の方針を決める。そのときに合わないとなればやめたりとか、いろんなことを考えていくということですか。分かりました。すみません。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 36ページの道路維持費の中で町道の草刈り及び維持工事、説明の中で町道手形野線の法面の除草作業で80万円という説明があったかと思えます。私の理解が間違っていれば訂正いただきたいんですが、例年、手形野線も道路維持工事の中で草刈りは行われております。確か道路から1メートル50センチ、そして高さが2メートル50センチの範囲の除草を行っていると思いますが、今回はそれと別に法面の除草作業を行ったということですのでけれども、本定例会でも道路等の除草作業等の質問も上がって重複する部分もあるかと思いますが、今回その除草をするにあたった経緯と、今後そういった通常と違う事例が出てきた場合にどういうふうに町で対応をしていかれるのか、お伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 大変ありがたい質問、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、除草工事につきましては、道路の沿線、約1メートル50センチから2メートルという範囲の中で除草を行っております。今回、手形野線の法面につきましては、すみません、私がちょうど道路改良工事の担当としてやっていた時期でして、約20年以上経っているかと思えます。もともと道路自体が約10メートル程度埋め上げをしまして、下に擁壁がありまして、一部分ないところもあ

るんですけれども、1割5分という勾配の中で結構高さ勾配があるという形の中で、かつ下部部分に擁壁があるものですから非常に危険性があるという状況でした。現在に至るまで、先ほど言いましたとおり、何十年と経った中で、買収をしたにもかかわらず、そこの管理というのを、先ほど言いました道路の沿線上の範囲でしか行っておりませんでした。その間どうなっていたかという、やはりカズラだったりとか、雑木だったりとか、笹だったりとか、すみません、頭に種類が出てこないんですけれども、そういったところの中で非常に藪という表現がいいかどうか分かりませんが、そういう状況下でした。しかしながら、その下部に所有されている方、耕作されている方が御自分の努力で、土地を売っていただいたにもかかわらず御自分で管理をやっていただきました。そういったところから、やはりここは機械の手じゃないとできないという一つの判断に至りました。ただ、一方で、これは除草だけに限らずなんですけれども、先般からの除草に関する部分なんです、主要路線という位置づけが、地元の中における主要路線の考え、執行側における主要路線の考えも当然のことながら相違があるかと思ひますし、今回伐採した上流部分といいますか、波居原寄りになりますけれども、やはり高低差だけを考えてみれば同じような場所というはあるかと思ひしております。今回その伐採した区域におきましては、地元からの要望も受けて対応したところがあるんですけれども、その方からの御意見の中にも毎年度伐採する必要はないというお話をいただきました。その中で、先ほど言いました二十何年間という月日が経った中で初めての作業、それと法面下部にあります擁壁部分の高低差ですね、通常の部分でいけば、土羽だけでいけば1割5分というある程度緩やかな勾配になるものですから、管理も草切りも建設業者じゃなくてもできるのではないかと一つの判断というのもございました。いずれにしろ私たちが何かの工事をやる際、いろんな要望が毎日あるわけなんですけれども、その中ではやはり同様に値するような現場もしくは要望の中でいかに緊急順位をつけていくかということが建設課職員として毎日多く悩んでいるところがございます。そういった中で、一般質問でいただきました何らかのできる仕組みというのが非常に大切になるかと思ひますし、そこにはやはりどうしても予算というところがつくかと思ひますので、いろんな手法、そこに至るまでの考え方、そういったところは御質問の中でいただいた部分にもあるんですけれども、今後いろいろと協議をさせていただきたいと思ひしております。

すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、以上になります。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 分かりました。通常は道路から1メートル50センチから2メートルぐらいということで、あの法面は町有地という受け取り方でいいわけですよ

ね。ただ、今までそういう事例がなくて、今回作業を行っておりますけれども、今後またほかの場所でそういった要望等が上がってくるかと思っておりますので、そのあたりの全ての対応はできないと思っておりますので、取捨選択の正当性、ちゃんと町民の方が納得いくような形で話ができるように建設課として対応いただきたいと思います。

また、並行して、今、除草した以上の例えば歩道あたりに覆い被さっている雑木であるとか、そういった部分を先日から多分井上建設さんだったかと思うんですが、トラックで伐採をして回っていただいておりますけれども、そういった部分で町の責任と前から建設課長が言われるように土地の所有者の責任、そのあたりの折り合いをうまくとりながら少しでも経費が抑えられるように道路の維持に努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、大変ありがとうございます。

今、井上建設に支障木伐採で町内一円を回っていただいております。本来でいけば所有者に対して2週間程度の通知期間を設けた上での伐採という形になるんですけども、今回は台風10号の影響等によりまして非常に町内一円にわたりまして樹木等が道路に覆い被さってくるという状況が見受けられました。手形野線の歩道についてもそうなんですけれども、そういったところから緊急的に業者に一円を委託したところでございます。御指摘の内容も十分踏まえまして、また現在に至るまでの経済建設常任委員会等との協議の結果も踏まえていきながら、可能な限り適切な対応という形で進めていければと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 24ページのふるさと納税に関する通信運搬費に関してお尋ねをいたします。今回、大手のアマゾンさんの新規参入ということだったかと思えます。本町では財源の実に18.6%をふるさと納税が支えてくれているという状態ですので、非常にここは今後も期待をするところであります。そのふるさと納税に関して1点お尋ねをさせていただきます。ふるさと納税の現在、業務委託先であるSMO南小国さんとの契約の見直し等々があったのかということをお尋ねしたいと思います。SMO南小国さん、昨年、2023年10月からふるさと納税の制度が変わって、50%は必ず自治体に残しましょうというルールになったということで9月までの駆け込み需要があつて、その中での契約の状態だったということでSMO南小国に財政的圧迫が発生していたかと思っておりますので、そのあたり現在は契約を変更されているのか、見直しをされているのかということをお伺いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御質問にお答えをいたします。

その契約の分の細かいところというのが、今、私は少し分からないところもございませぬけれども、その制度に合わせた形で変更している部分というのはございませぬ。このアマゾンの分なんかもそうですけれども、できる限り町に50%、そして支払いの分もあって、その残りの部分というところでSMOさんにできる限り残るような形にしていかなければいけませんので、今、一つ一つ、業者さんとの契約という部分でもそこができる限り多く残るものを業者さんも全て選んで、その違いを見極めて契約するようにはしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

今朝、たまたま役場の町のホームページを見ていましたら、お知らせのところに株式会社SMO南小国の経営健全化方針というものが出されていたかと思ひます。読んでみると、町と町が関与する第三セクター等に財政的リスクが生じた場合にはこの方針を公表するというものだったかと思ひます。その中で、読んでいくと、こういう財政的リスクが発生した原因として、やはりふるさと納税の制度変更というのが大きな一つの理由かと思ひます。また、人員拡大等々も原因は上がっていたかと思ひますが、うちの町にとってふるさと納税は今貴重な財源ですので、今後も持続可能な形で健全に続けられるということが必要だと思ひています。どこかにしわ寄せがいくという状態は避けるべきだと思ひていますので、このあたりはしっかりと見直しをしていただいて、無理がなく、しわ寄せがいかないような形で続けていただけたらと思ひておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ありがとうございます。

SMOさんだけどうのこうのというところではやっぱり町としてできませんけれども、このふるさと納税というところでいろんな形でこの町に貢献ができる形としてふるさと納税がございませぬので、ただ、SMOさんもいろんなものを町でやっけていただいているところは間違いな話でございませぬので、町のふるさと納税、そしてSMOさん、どちらもうまくいくように今からいろいろ協議をしながらやっけていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませぬか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 2点ほど。1点は、15ページの財産貸付の部分で田の原原野に説明はあったんですけれども、雷の何か施設ができるのかということでしたが、詳し

くお聞かせください。

それから、23ページの総務費の中で海士町視察研修が入っていますけれど、内容はどのような研修をしてくるのか、お聞かせください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御質問にお答えをいたします。

私からこの雷の電波観測装置設置用地というところがございますけれども、株式会社シーブイエンジニアリングというところが宮城県の仙台市にございまして、こちらは東北電力より委託を受けた業者さんでございます。いろんな計測に関するサービスとか雷の観測を委託を受けて、そこで調査したデータを東北電力さんにお渡しするという会社でございますけれども、以前は、宮崎の青島に今まで3年間は、1年空いて3年間ですか、設置をされていたみたいです。これがこの1つで西日本全部の雷の観測を受け持っている。あと1つは、北海道にしかない。北海道と九州に1つずつで、宮崎にありましたけれども、宮崎の青島がノイズがだんだん大きくなってきたと。観光客の人が来たのかどうか分かりませんが、それが大きくなって、1年かけて次のところを探していたそうです。くじゅう連山のあたりとか、とても静かでいいところというところから来られたみたいですが、公園内というところから外れた場所でその会社さんが、うちに話があったわけではなく、ずっと九州内を探しながら、最後に辿り着いたのが田の原のグラウンドゴルフですか、ゲートボールですか、あれをしているところですね、あのあたり、あそこに建物がちょっとありますけれど、あそこがいいんじゃないかというところからうちにお話に来られて、田の原の牧野組合にもお話をし、その地面に線を引かして、1メートルから1メートル50センチぐらいのデータをとる機械を2か所か3か所入れたような感じで、低周音波といいますか、西日本であっている雷を全部それで受け取って、そのデータを東北電力さんにお渡しして、いろんな電線のところとか、いろんな機械が壊れるのはなぜなのかというものもそれで受け取るような形で、それを田の原に設置するというところでやっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） すみません、海士町の視察に関しましては、私がぜひ行ってほしいということで予算を計上させていただいております。本町の役場から3名行かせていただくとは思っておりますけれども、海士町自体がやはり日本の中での地方創生の先進地域じゃないかなと私もかねてから思っております。私も正直、前の山内町長の時代に2回ほど行かせていただいたと思います。あとは、高校の魅力化とか、そういったところで隠岐島前高校というものは非常に町外からの学校に入学

してくる方も多いという部分もございますし、あとはそこに隠岐國学習センターだったかな、そういった学習センターをつくったりとかしながら地方でもしっかりと学べる環境をつくって、そして高校につないで、それがまた有名な大学に行っているような状況もございます。そういったところの視察だったりとか、あとは自治体としては初めてだったと思うんですけども、CASという冷凍の施設を導入したのも海士町が最初だったと思います。そこで、離島のリスクである輸送の問題を解消して、新鮮なイカだったりとか、そういったものも本島に運ぶような仕組みができたりとかということもございましたし、現在、今後の農業を考える会でも話が出ているんですけども、特定地域づくり事業協同組合といったような、例えば1年間のシーズンを通して、農業の繁忙期と閑散期があり、漁業の繁忙期と閑散期があり、あと観光業の繁忙期と閑散期があるといった中での、例えばこの時期には農業をしながら、ちょっとゆっくりになったら次は観光の仕事をするとか、そういった仕組みも島根県の海士町が総務省とかけ合っってつくった制度でもあったりします。そういう中で、やはり人口自体は増加傾向にあると思いますし、少なくとも若干の減りはあるかもしれないんですけど、そんな大幅な減りはないというところで、保育園も実は足りなくなっていて、ちょっと増やしたりとかしているような島でもございます。そういった中では、やはり島と海の近くと山とではもちろん違うわけではありますけれども、そこに職員が現場に実際行って、その生の声を聞いて来ることが私は何よりも経験になるのではないかと考えておりますので、ぜひそこを見に行ってもらいたいということで今回予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 確かに、今、町長が言われたように、海士町は、山内町長、もう亡くなられましたが、破綻寸前だったあの町をそういう冷凍施設とかも試行錯誤を繰り返しながらすばらしい町までつくり上げた。また、高校も、島前高校は、本当、東大入試を目指す子どもたちや有名大学を目指す子どもたちがあそこで勉強したい、静かで環境がいいということで多くの生徒が留学をして、勉強されて、そして、ああいう大学に進んでいるということで、小国高校もかなり研修に行かせてもらったところでもあります。農業でも松阪牛の素牛を隠岐の島は作っていますので、農家は産ませるだけで、後はJAが一括肥育をして、松阪牛の素牛として出しているところでもあります。農家としては大きい牛舎を造らなくていいということで非常に早くから進んだ考え方をもってやっているところだと思います。大いにやっぱりそういう研修場所としては私としてもいいところだと思いますので、しっ

かり勉強してきていただけたらと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） すみません、今の関連で3名の職員、誰が行かれるのか、教えていただくことは可能ですか。どこの課の誰とかいうのが分かれば。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 今予定しておりますのは、まちづくり課の河津一也、建設課の鞭馬隆善、それと総務課の高藤郁弥、3名を予定しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

私の質問は、30ページ、予防費で予防接種の補助金、まず委託料が多分コロナウイルスのワクチン接種だと思いますけれども、コロナワクチンは、ファイザーなのか、モデルナなのか、それとも違う製薬会社なのか、それを一つ教えていただきたいのと、予防接種補助でコロナワクチンは、実際対象があれば全ての町民ではないのか、それとも希望する方全部受けられるのか、そのときに補助がどれだけ、もう少し言うなら接種料金を幾ら負担すれば打つことができるのか、带状疱疹の補助はどういうふうな仕組みで幾ら補助するのか、教えてください。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただいまの質問にお答えします。

大変申し訳ないんですが、どのワクチンかというところは、今資料がありませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

それと、新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、今回は65歳以上の定期接種の方が対象となっております。そして、御本人の自己負担額が2,100円になりまして、それ以外の部分は公費負担の形になります。

带状疱疹ワクチンなんですが、今回は補助金のみでの対応になります。50歳以上で希望する方になります。内容としまして、带状疱疹に関しては水痘ワクチンと带状疱疹ワクチンの2種類あります。水痘ワクチンが上限4,500円の1回で補助させていただき予定しております。带状疱疹ワクチンは2回接種することになるんですが、1回の上限額が1万円で予定しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ということは、コロナワクチンに関しては65歳以下であれば

自己負担で接種をしてくださいということになるんですか。それが一つと。带状疱疹のワクチン、この1万円というのは他の町村と比較して、私も一回質問したと思いますけれど、高い、安い、そういう表現がいいのか分かりませんが、どんな感じの設定というか、感じなんでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えします。

今回、国のほうでも65歳以上の方、定期接種でというところを出してこられております。町のほうでも小国町さんとも協議をしましたが、前年度末に見込んだ接種者の数が実際の接種した方と比べたときになんか少なかったことだったり、県内の市町村の多くが定期接種となる65歳以上の接種のみとしているところから、本町におきましてもこのように予定させていただくことで計上しております。

带状疱疹なんですけど、こちらはまだ県内でも幾つかの市町村しか開始はされておられません。郡内でも2つの自治体の実施もしくは今後実施の予定です。多くの自治体が上限1回4,500円と、带状疱疹ワクチンは1回1万円で設定されている現状にあります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） すみません、接種場所は、公立病院、蓮田クリニック、そういう小国郷の医療機関で受けることが可能なのか、申し訳ないです。そこまで教えてもらえますか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、現在、小国郷は委託で考えておりますので、各医療機関を回ってお願いをしているところです。補助金につきましては、御自身が受けられた場所で受けていただいて、その領収書を持ってきていただいて、補助金の支払いをさせていただく形で考えております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 39ページの学校管理費の中で報償費、講師謝礼ということで部活動の講師の謝礼ということで説明があったかと思えます。現在、確か4名既に指導されていると思えますが、新たにお問い合わせをするということかと思えますが、これはどの部活動にあたるんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 質問にお答えします。

該当部活動は、吹奏楽部になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

今年は、中学校も小規模校でありながら、中体連では4つの競技が合同チームも含めて県の中体連の大会に出場するという非常にうれしい結果が出ております。これも外部コーチあたりの指導もあるかと思いますが、特に吹奏楽も県のほうで金賞を受賞して、南九州大会に出場ということで、本当に子どもたちの頑張りは目をみはるものがありますけれども、ただ、県も2027年度をめどに部活動が地域社会体育に移行するというので、一度検討委員会も開かれましたけれども、その後、部活動の移行について動きがあれば御案内をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） お答えいたします。

部活動の移行の地域移行検討委員会につきましては、昨年度、一回開催したところなんですけれども、今年度も開催を予定しているところですが、まだ開催できていないところが現実のところであります。今後、また検討委員会を開催しまして、来年度実施に向けての検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 以前質問もさせていただいたんですが、やはり南小国中学校だけの単独の部活動というのは非常に厳しい状況もあるかと思しますので、近隣の小国町であるとか、産山村であるとか、そういったほかの町村とも連携を取りながら、そして、先生方は数年で異動されますけれども、やはり地元のそういう指導者をできるだけ継続して子どもたちの指導にあたるような体制を整えていく必要があるかと思しますので、やはり子どもたちがそういった部分で苦勞せず本当にやりたいスポーツまたはそういう文化的な部活動に集中できるような環境を整えていっていただきたいと思しますので、今後さらにそういった部分の充実を図っていただきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 33ページのきのこセンターの委託料のところ、これは質問というよりも要望としてぜひお願いしたいところです。令和4年に契約がされて、契約3年の最終年度かと思っております。当初450万円の委託料で契約されています。令和6年度当初予算では530万円の予算措置は余裕を持っておりますけれども、

ここで補正で出てくるということは、その間いろいろと指定管理者と町のほうで協議しながら予防的というか、予算措置で何かあったときのためにということころでこういう予算計上がされているとは思いますが、営利企業ですから経営改善に向けて指定管理者さんも努力はされておられると当然思います。その中で町がすべきことというのがあります、いかんせんその施設も古うございますし、物価高騰、いろいろな諸条件はあるかと思えます。その中でいろいろと協議した上でこの予算措置でしようけれども、議会にもこういう情報を出していただいて、何かしらいい手立てだとか、もっと言うならば指定管理自体も今後これでいいのかということもあるかと思えます。温泉館を含めて、かなり建物を含めて老朽化している部分も令和5年度の決算でも聞いておりますので、そういうところの状況、経営状況も踏まえて議会にも情報をいただいて、より良い今後の在り方、当然来年契約が更新されますので、そういうところも踏まえて意見の交換といいますか、情報共有していただいて、今後の在り方を含めてぜひ検討の場をもっていただきたいと思えますけれど、町長、よろしいですか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

現在、おっしゃいました温泉館だったりとか、きのこセンター、そういったところも、おっしゃるとおり、老朽化している部分もございますし、手を加えながらどうにか今やっただいている部分でもございます。そういった中でもそれぞれの指定管理者、指定管理を受けていただいている方々も経営努力によって試行錯誤されているものと認識しております。そういった中でもなかなか経営状況として改善しないといったような現状もあろうかと思えますし、今後どのように今の施設を維持していくのかとか、もしくはこれは例えば民間に委託すべきじゃないかとか、そういった時期に正直来ているものと個人的には認識をしております。そういった存続する、もしくはもう老朽化しているので、これは取り壊したほうがいいんじゃないかといった議論にもなるかもしれません。そういったところも踏まえながら町としても考えていかねばならないターニングポイントであると認識はしておりますので、そういったところは、また議員の皆様方とも、また指定管理の更新の時期でもございますので、時間をとっていただきながら今後の在り方について意見交換をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ぜひお願いしたいと思います。他の町村においても指定管理物件でいろいろと存続・廃止含めて協議がされております。先ほども言いましたよう

に、やっぱりかなり前から運用、管理されている物件でございますので、場合によっては廃止ということも決めないといけないときがくるかもしれませんし、そうであれば町民の方にもそういう周知徹底、温泉館であれば当然利用者もおられますので、そういう時間も必要になると思いますので、ぜひ早期に協議の場を設けていただきたいと思います。お願いしておきます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） これは、質疑というよりか、お願いのようなことになるかと思いますが、土木関係で多くの予算が今回上がっているわけですが、私ども議員として見たとき、前年対比とかをする場合に補正で上げておくか、当初で上げておくかで対比する基準がちょっと違っておりますし、できるなら補正事業に関しては緊急性をもつもの、例えば今この道路改良工事の田ノ原白川線なんかは当然用地ができたとか、そういう理由があるかとは思いますが、今からまた発注業務に入って、また繰越しということになるかという気もいたします。予算的に非常に複雑なものを伴うのかなと考えるときもございますので、できたら当初に上げるべきものはやっぱり当初で整理をしていただくということをお願いできたらと思っております。これは、お願いでございます。

○議長（井上則臣君） よろしく御検討ください。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、修正案に入りたいと思います。

修正案の説明をお願いいたします。

朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）に対する修正案でございます。

議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条中「3億2,660万1,000円」を「3億2,540万1,000円」に、「60億3,873万7,000円」を「60億3,753万7,000円」に改める。

令和6年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

1ページ目が第1表の歳入歳出予算補正となります。

その次のページをおめくりください。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回「3億6,488万1,000円」を「3億6,608万1,000円」とし、合計を「3億269万2,000円」とするものでございます。その後の合計等もそ

れに伴い、変更となっております。

次のページをお願いいたします。こちらは、歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費、今回120万円を減額し、102万円の減額でございます。3億1,056万2,000円とするものでございます。7番の報償費を削除、120万円をゼロ、農協跡地利用に係る有識者報償金を削除という形にしております。

その次のページもそれに伴う減額となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 修正案の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 今回こういった修正案を提出させていただきました。この件に関しまして昨日の御質問の中でも御意見としてございましたけれども、まずはJA跡地の利活用の検討委員会というものがございます。委員としては、それぞれの長となる方々を中心に、あとは議員の中からも2名程度だったかと思えますし、町民の方々も町民代表として確か入っていらっしゃったかと思えます。10名程度だったかと思えますけれども、そういった利活用の検討委員会自体が開催されていなかったといった事実もございました。そういった点を踏まえますと、役職とかも大分変わっていらちゃって、利活用検討委員会、まだ現在は委嘱状を新たなメンバーには交付しておりませんが、そういった方をもう一回招集して、検討委員会をまた新たに復活をさせまして委嘱状の交付をさせていただきたいと思えます。そういった中で、今、私が想定しておりました有識者、専門の方、そういったところの招聘に関しても御相談をまずさせていただくということが必要だろうと思いたしましたので、今回予算を全て減額させていただいたところでございます。

また、アンケートのお話もございましたけれども、以前アンケートを取った部分に関しましてそれを踏まえながら一度振り返りをさせていただいて、また新たにアンケートを取るといったところに関しては、すみませんが、私どももどういったアンケートが適切なのかといったところは今のところアイデアがございませんので、そういった検討委員会の中でも委員の皆様方に何かしらアイデアがあればといったところで求めていきたいと思っております。そういった経過を踏まえた上で、やはりそういった専門の知識を有されている方の招聘が必要であると御了解をいただいた場合にはまた予算を計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（井上則臣君） 質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。

まず、修正案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようです。

次に、原案に賛成の方または反対の方の意見を求めます。討論ございませんか。意見がある場合には、賛成の方からお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 両件、討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、これより修正案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第64号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）に対する修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、修正議決した部分を除く原案は可決されました。

休憩に入ります。11時20分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

先ほど佐藤議員の質問の中で町民課のほうで一部訂正がございますので、先にやらせていただきます。

河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） すみません、先ほど3番議員さんから新型コロナワクチン接種の種類につきまして御質問があったと思いますが、今回は定期接種として国が認定しておりますワクチンの中から接種していただくことになっておりまして、た

だいまその内容はまだ決まっていない状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしゅうございますか。

では、訂正を終わります。

ここで、執行部より議案第71号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）の差し替えの申出がっておりますので、これを許可します。

配付をお願いします。

[資料配付]

○議長（井上則臣君） 配付漏れはございませんか。

-----○-----

日程第3 議案第71号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）

○議長（井上則臣君） ないようですので、日程第3、議案第71号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第71号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第71号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）。

1ページをお願いいたします。令和6年度南小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億4,058万7,000円とする。

令和6年9月11日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回305万円を増額し、3億574万2,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は17億7,054万2,933円。数字で申し上げますと、1770542933でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 7ページをお願いします。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額305万円を増額し、9,552万3,000円とする

ものです。内容につきましては、需用費275万円の増額、りんどうヶ丘小学校における落雷に伴う空調機修繕料3台分の増額です。委託料30万円の増額、市原小学校運動場の樹木の剪定業務委託料の増額になります。先日の台風10号により折れた高枝の伐採を委託するものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 需用費、修繕料が275万円、これは3台分ということでありましてけれども、当初エアコン設置の際に1台大体どのくらいの値段だったのか、そちらを教えてくださいませんか。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 当初の1台当たりの値段につきましては、申し訳ありません。ただいま手持ち資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきますと思います。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） いろいろメーカーによって型番がありますので、どうかと思いますが、一応私が調べた限りでは型番、容量等が違うかもしれませんが、大体90万円台ぐらいからあったかと思います。基盤の交換ということですが、値段があまり変わらないのであれば、基盤だけではなくて、本体ごと、その室外機あたりの交換は必要ないかと思っておりますので、教室にある分の機器ですね、その分の基盤の修繕だけで、またあとしばらく維持ができるのであればいいですけれども、ほかに不具合が出て、また修繕料を計上するようであれば新たに新しいエアコンの室外機ではなくて、室内機の交換をしたほうが後々のことを考えれば安くつくのではないかと思います。また今回は落雷ということで交換した後、今後、落雷に対して何か防止策があるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 今回の空調機の修繕につきましては、基盤が故障しているかと思っておりますけれども、基盤だけではなく、修繕の中で圧縮機も修繕が必要になってくるかもしれないという業者との打合せがございまして、今回の修繕につきましては基盤のみで修繕が済むかもしれないけれども、作業工程の中で圧縮機までも修繕が必要になってくるかもしれないというところを見込んだ上での予算計上となっております。

それから、落雷防止の件なんですけれども、現在、こちらにつきましては、方法

としては、避雷器とか電気機器の故障を防ぐものがあると調べた中で出てまいりましたので、今後、来年度、学校関係にも空調機以外にもいろいろ防災機器等、放送機器等もごございますので、そういったところの電化製品等について落雷防止措置を何らかの形で進めていかなければならないと考えているところですので、財政と総務課と協議をしながら落雷防止に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今回そういう自然の災害で起きたということで、これは確か令和4年度からの事業で各学校にエアコンの設置をしたかと思えますけれども、その保険あたりの適用範囲ではなかったのか、そういう機器の保険の関係はどうなっているのか、その点と、基盤以外の修理を見越しての計上ということでもありますけれども、いろんな部分を見越して、これ以内で全て収まる金額であるのか、その点、2点をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） まず、保険の点になりますけれども、こちらについては、現在、共済保険の手続の中で確認をしているところになっております。現在、公有建物災害共済分担金として全国自治協会の保険に公有建物の災害共済に入っておりますので、こちらに現在確認しているところになっております。

2点目の金額なんですけれども、現在のところではこの金額の中で収まるというところで業者と話をしているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 小学校の支障木について1点質問、確認をさせていただきたいと思えます。今回は台風による被害ということですがけれども、昨今、樹木による人的な被害というのがよくニュース等でも報道されているかと思えます。今朝も東京のほうで落下してきた枝が直撃して、悲しいことにお亡くなりになったということもニュースであったかと思えますし、2年前の夏には鹿児島県のほうで校庭の草刈りをされていた校長先生に樹木の枝が落ちてきて、また枝が校長先生を直撃して、お亡くなりになったということがあったかと思えます。こういうふうに樹木も成長しますので、こういった成長した樹木、木々の安全点検というのは小中学校も保育園等でもされているのかどうか、1点お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 議員のおっしゃるとおり、本日も樹木の落下

による死亡事故があったというニュースを受けておまして、この点については学校についても同じような状況がないように努めていかなければならないと感じているところです。小中学校におきましては、樹木については、かなり桜の木ですとか、銀杏の木、センダンの木等、各小中学校にたくさん樹木があつている状況ですので、こちらについては各小中学校のほうで点検を行っているところです。必要があれば当初予算計上前に一旦点検をいただきまして、必要があれば剪定に向けての予算を確保していくというところに努めているところです。また、中原小学校ですと、直近ですと銀杏の木を枝が折れそうだとということで対処、支障木の処置を行ったり、また市原小学校も、今後、後援会と相談しながら桜の木の樹木剪定を予定しているところです。また、小中学校におきましても引き続き安全点検を行ってもらいながら児童生徒、それから来庁する保護者の方、関係者、教職員に事故がないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの保育園の分に関しましては、3園ございますけれど、中原のみ園庭に非常に大きい木がございます。こちらの安全確認につきましては、保育士、また私、園長のほうで確認しつつ、必要に応じて予算計上等をさせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

今朝の事故も2年前の鹿児島のもイチョウの木だったかと思います。本町は、子どもたちも木に登って遊んだりしている姿などもよくお見かけしますので、ぜひ事故が起きないように事前にしっかり安全点検をしていただいて、必要があれば早急に対応いただければと思います。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の件に関してでございます。山村広場が教育委員会の管轄だと思っておりますので、その桜の木あたりも、昨日、建設課がする分と、上部になったらやっぱり建設課がそこまではされないのかなと思いますので、現在、中学生も毎日行っている状況もあるかと思っておりますので、その部分も今同じ内容ですね、点検を一度していただいたほうがいいかなと思うのが、大分桜の木あたりが枯損しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。

先だってからの回答のとおり、道路沿線上も含めた形で教育委員会と協議をしながら進めていきたいと思っております。そういった中で1点難点といたしますか、点検をする中で樹木の内部がどこまで分かるかという部分ももしかしたらあるかもしれません。かつ、一方では、その施設のシンボリックな存在という部分もあるかと思っております。簡単に言ってしまうと、伐採してしまえば、そういった危険性というのはもうないというところもあるかと思っております。ただ、やっぱり残したほうが良いという安全性の部分、そういうところも踏まえながら景観という部分も含め考えていきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第71号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第65号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第5 議案第66号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第65号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）を議題といたしますが、議案第65号と議案第66号は議会運営委員会で一括審議とすることになっておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） それでは、異議なしと認めます。議案第65号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）、議案第66号、令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第65号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）、議案第66号、令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第65号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）。

1ページ、おめぐりください。令和6年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,626万4,000円とする。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入になります。

財産収入、財産運用収入、基金運用収入です。今回5万円を増額し、6万円とするものです。内容としましては、国民健康保険療養給付費支払基金収入になります。

次のページをお願いします。繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回240万8,000円を増額し、1,980万3,000円とするものです。

次のページをお願いします。繰越金、繰越金、繰越金です。今回788万円を減額し、212万円とするものです。繰越金減額の要因につきましては、1つに被保険者の減少、2つ目に令和4年度に一旦下がってございました保険給付費高額療養費が令和5年度再び上昇したこと、熊本県全体の高齢化の進展や医療の高度化等の影響に伴う保険給付費の増加などにより事業費納付金が増加してきていることが挙げられます。

9ページをお願いします。諸収入、雑入、雑入です。今回185万7,000円を増額し、322万9,000円とするものです。内容としましては、診療報酬費用等概算払の精算金になります。3月に2月分の診療報酬費用等概算払として支払いました分の精算金になります。

10ページをお願いします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回17万5,000円を増額し、445万2,000円とするものです。内容としましては、マイナ保険証を持っていな

い方に今後送付する資格確認書の印刷製本費になります。

11ページをお願いします。基金積立金、基金積立金、準備基金積立金です。今回388万9,000円を減額し、112万1,000円とするものです。以上により、予算ベースの基金残高は3,640万8,288円になります。数字で申し上げますと、36408288になります。

12ページをお願いします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回14万9,000円を増額し、14万9,000円とするものです。内容としましては、昨年度の特定健康診査・保健指導負担金返還金になります。

以上でございます。

続きまして、議案第66号、令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）になります。

1ページをお願いします。令和6年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,069万5,000円とする。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金です。今回7万8,000円を増額し、7万9,000円とするものです。

次のページをお願いします。歳出でございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金です。今回7万8,000円を増額し、7万9,000円とするものです。内容としましては、前年度余剰金になります。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 国民健康保険の10ページで印刷製本費、マイナ保険証を持たない方、その手続きができていない方の資格確認書というところですけども、今現在、マイナンバーカードの町においての普及と、そのカードをとれば保険に全てつながるといふか、手続きをしないとつながらないとは思いますが、その結びつきがどれぐらいできているのか、教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただいまの質問にお答えします。

6月末現在ですが、まず南小国町のマイナンバーカード交付率が85.6%にな

ります。対象者の中でマイナ保険証の登録を済まされている方が、国保の方が約70%、後期高齢者の方が約65%になります。また、6月末時点でマイナ保険証を実際利用されている利用率についてですが、国保が22.75%、後期が14.05%になります。こちらの利用率は、月とともに徐々にではありますが、増えてはきております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 定期的に窓口でマイナンバーカードの受付交付の依頼というか、そういうのをやっていただいて普及に努めていただいているところは非常に感謝するところですが、最後までいかないところに対して、今後、今日の新聞では免許証になるような話にもなっていましたので、どうしても必要になってくるものかとは思いますが、より一層、当然100%を目指すのか、当然国からするとそうなるんでしょうけれども、今後またマイナ保険証等を住民の皆さんが持てるようにしていただければと思います。

それと、もう1点、10月からパート職員さんの社会保険への加入が義務づけられるというか、加入拡大みたいな話になっていて、今後また国民健康保険自体の加入者が減少していくことは今もお話にありましたけれども、また想定される場所ですけれども、今後こうなってくると、また運用に関して保険料とかの改定だとか、そういうことも出てくるかなと思いますけれども、その辺の見解が今現在どのようにお持ちなのか、教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただいまの質問にお答えします。

国保の単年度収支を見ますと、現在、マイナスが続いております。今までは基金繰入れで対応可能でしたが、このままいくと、あと数年で基金がなくなる可能性もありますので、現在、税率改正に向けて準備を行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第65号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号、令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入ります。午後1時から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に続き議会を開きます。

議案第67号に入る前に、先ほど井野議員からエアコン代の質疑がありました。教育委員会から御回答をするのでございますので、それを許します。

志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 午前中に質問のありましたエアコンの1台当たりの単価についてお答えさせていただきます。

令和元年度当時の価格になりますけれども、またこちらについては学校ごとに教室の大きさが異なりますので、学校ごとに異なるんですが、りんどうヶ丘小学校でいきますと、エアコン本体の価格については約65万円、空調工事を含まれますと約124万円、電気工事まで含めたところになりますと1台当たり約242万円という形になります。ただ、現在の金額に直しますと、資材高騰ですとか人件費の高騰もありますので、現在単価にすると1台当たりの単価はもう少し上がってくるかと思えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ありがとうございました。

-----○-----

日程第6 議案第67号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第67号、令和6年度南小国町介護保険特別会

計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第67号、令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議案第67号、令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）。

次のページをお願いいたします。令和6年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,720万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,286万6,000円とする。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料です。今回262万6,000円を増額し、1億1,136万4,000円とするものです。内容といたしましては、6月の本算定による第1号被保険者の介護保険料特別徴収及び普通徴収の増減でございます。

7ページをお願いいたします。県支出金、県負担金、介護給付費負担金です。今回11万7,000円を増額し、9,109万9,000円とするものです。内容といたしましては、前年度実績に伴う県からの追加交付分でございます。

次のページをお願いいたします。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金です。今回4万1,000円を増額し、4万2,000円とするものです。内容といたしましては、介護給付費準備基金の預金金利の引上げに伴う利子の増額でございます。

9ページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金です。今回112万5,000円を減額し、756万8,000円とするものです。内容といたしましては、第1号被保険者保険料の増に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金です。今回150万1,000円を減額し、513万4,000円とするものです。内容といたしましては、先ほどの低所得者保険料軽減繰入金と同じく介護保険料の増に伴う基金繰入金の減額でございます。これにより、予算ベースでの残高は6,002万5,887円。数字で申し上げますと、60025887でございます。

11ページをお願いいたします。繰越金、繰越金、繰越金です。今回2,704

万5,000円を増額し、2,704万6,000円とするものです。内容といたしましては、前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金です。今回2,015万6,000円を増額し、2,015万8,000円とするものです。内容といたしましては、前年度収支残の積立てとして前年度実質収支額から介護給付費負担金等の返還金を差し引いた残りを積み立てるものでございます。

13ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回704万7,000円を増額し、724万7,000円とするものです。内容といたしましては、前年度実績に伴う介護給付費等の負担金及び補助金の県・国への返還金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第67号、令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第68号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第68号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第68号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、説明に入らせていただく前に資料の確認をさせていただければと思います。「議案第68号」と書いてある予算書とは別に「令和6年度簡易水道事業会計補正予算（第2号）説明書」と右上に「資料」と書いてあるもの、そちらも利用させていただきますので、よろしくお願いたします。議案第68号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）。

次のページになります。令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款、水道事業収益、今回1,000円を増額し、1億6,256万円とするものです。内訳としまして、第1項、営業収益を1,000円増額し、8,470万5,000円とし、第2項、営業外収益については増額等ございません。

支出です。第1款、水道事業費用、今回1万4,000円を増額し、1億9,175万3,000円とするものです。第1項、営業費用を1万4,000円増額し、1億6,983万4,000円とし、第2項、第3項それぞれにつきましては増額等ございません。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、増減等ございません。

支出です。第1款、資本的支出、今回205万7,000円を増額し、4,917万9,000円とし、第2項の建設改良費を新たに205万7,000円増額するものでございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

職員給与費、今回1万4,000円を増額し、1,793万3,000円とするものです。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

以降に3ページから6ページまで関係書類等を添付しておりますが、増額等の内訳につきましては、右側の資料と添付してあるものに沿って説明をさせていただきます。

まず、収入です。水道事業収益1,000円を増額し、1億6,256万円とする

ものです。その内訳としまして、営業収益、その他営業収益になりますが、先般の議会により水道条例の改正に伴いまして開栓及び閉栓の手数料を議決いただいたものですから、その1,000円につきまして最低額を計上しております。

続きまして、2ページです。支出です。水道事業費用、今回1万4,000円を増額し、1億9,175万3,000円とし、内訳としまして、営業費用の総係費、手当、会計年度任用職員の時間外勤務手当1万4,000円を増額しております。現在2名の会計年度任用職員に事務を行っていただいておりますけれども、今後の運用、また決算等に向けた部分におきます事務の増に伴う時間外勤務手当の増とさせていただきます。

続きまして、3ページ、資本的収入及び支出、資本的支出205万7,000円を増額し、4,917万9,000円とするものです。内訳としまして、建設改良費、委託料になりますが、志童子水源池揚水試験調査業務委託205万7,000円を計上しております。内容としまして、現在、変更認可の取得に向けた中で水道事業の全体計画の見直しを行っております。そのような中で、志童子水源は従来から利用している水源なんですけれども、10年ほど志童子水源を使用しておりません。そういったところから平成23年に変更認可を取得しておりますが、その際に予備水源としての位置づけを行っております。現時点におきまして確定した動きではございませんが、満願寺の志津地区の水源につきましては、可能であればこの志童子水源を再活用したいという考えであります。そのような中で変更認可を取得する際に、予備水源という位置づけに関しましては、現在、中学校のプールの横で新規水源の揚水試験等を行っておりますが、それと同様に4回の、3か月に1回の水質試験と揚水量試験の調査が必要になってきます。その結果を踏まえた上での変更認可の取得ということの可能性も含めた形で本業務委託を発注したいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第68号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第69号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）

○議長（井上則臣君） 日程第8、議案第69号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第69号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、説明に入らせていただく前に、先ほどと同様、予算書と右肩の「資料」と書いてあるものに沿って説明をさせていただきます。

議案第69号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）。

令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、補正等はありません。

支出です。第1款、下水道事業費用、今回536万5,000円を増額し、2億2,999万1,000円とするものです。内訳としまして、第1項、営業費用を同額増額し、2億1,084万9,000円とするものです。第2項、第3項につきましては、補正等ありません。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については、補正等はありません。

支出です。第1款、資本的支出についても補正等はありません。

3ページ、第4条、予算第4条の2に定めた特例的収入及び支出の金額を次のとおり補正する。

未収金、今回20万1,000円を増額し、254万8,000円とするものです。
第7条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

職員給与費、今回1万4,000円を増額し、1,497万円とするものです。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

以降に内訳等の添付をいたしておりますが、右肩の「資料」にて説明をさせていただきます。

1 ページ目につきましては各事業における合計となりますので、2 ページ目から説明をさせていただきます。

2 ページにつきましては、公共下水道事業に関する内訳書となります。支出です。公共下水道事業費用、今回301万円を増額し、1億7,036万9,000円とするものです。その内訳としまして、営業費用、汚水管渠費、備消耗品費48万8,000円につきましては、マンホール管口カメラ、真空弁コントローラーとなっておりますが、従来、下水道管の点検等におきましては、マンホールの地上面からミラー、懐中電気等を灯しまして、管内の凹凸を点検するという方式で行ってまいりました。それが今回新しくメーカーからもっと効率的にいいものが発売されまして、パソコン等とつながることができ、録画もでき、上部部分からマンホールの1か所から落とし込み、ライト付きの状態で管内を点検できるというものが販売されましたので、その部分の購入29万5,000円、それと満願寺の志津地区におきます真空弁と呼ばれるものがございしますが、そこにコントローラーというものが設置されております。日頃から故障等も多い中で突発的な対応を含めまして真空弁コントローラー19万3,000円を予備機として購入したいと思っております。従来の予備機を持っておりましたが、現在その予備機を使用している箇所もあることから予備の材料がなくなったことによるものでございます。続きまして、修繕料132万円ですけれども、森園第一・矢津田第一マンホールポンプ場の水位計の故障による取り替え、また処理場費、材料費118万8,000円なんですけれども、処理場におきます原水ポンプが3台取り付けられております。その中の1台が故障という形になっておまして、3台のうちの2台で今運営をしているところでございます。また、総係費、手当1万4,000円につきましては、先ほどの水道と同様、会計年度任用職員2名分の時間外勤務手当という形になります。

次のページになります。農業集落排水事業におけます補正となります。農業集落排水事業費用、今回200万円を増額し、4,038万8,000円とするものです。内訳としまして、営業費用、処理場費、修繕料になりますけれども、中原地区におきます処理場、クリーンセンター中原におきます汚水が流れてきた際に異物等がそのまま流れますと処理場が破損を行います。その前提として破砕機と呼ばれるもの

が設置されております。その破砕機が壊れたことによる取り替え200万円の費用となります。

続きまして、4ページ、特定地域生活排水処理事業、支出です。特定地域生活排水事業費用、今回35万5,000円を増額し、1,923万4,000円とするものです。内訳としまして、営業費用、処理場費、修繕料となりますが、平成15年に設置されました市町村設置型の合併浄化槽が何らかの原因によりまして本体にクラックが入っているという状況で、それに対する修繕を行うとしております。使用者のほうでの瑕疵という部分は認められませんでしたので、町のほうで修繕を行うということで考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 先ほどから支出を聞いておられますと、現在壊れているという言葉での説明で、そのための費用であるということで、それは当然であると思いますが、壊れたものが今不足している状態だからまた買い直すということでしたよね。今、ぎりぎりの状態で使っていると。これ議会がすぐあるときはいいんですが、まだ議会までに時間があるとか、そういう場合に予備費的なものというのは計上して、それを使用するような手はずというのは整えてあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。

現在、公営企業会計を4月1日から運営しておりますけれども、その中におきましては予備費という予算はもっておりません。しかしながら、御指摘のとおり、どうしてもライフラインに直結したものであるという考えからしますと、やはりそこではどうしても緊急的な対応というものが出てくるかと思っております。できる限り在庫関係はそろえたいと思うものの、1台当たりの金額が非常に大きいという形もございます。ですので、いろいろと御意見はあるかと思っておりますけれども、場合によっては専決予算という措置もとらざるを得ないかなと思っております。自治体によっては公営企業会計に予備費をもっている自治体もございます。そこら辺については、今後の検討課題としてそこをもつかどうか、または公営企業会計になりますと、本来でいきますと権限がある程度強くなっているといえますか、予算の枠の中で動けるという部分もあるんですけれども、それをやっしまえば、ある意味では議会の場がどういった位置づけになるのかという議論の場にもなりますので、そこら辺も

含めながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今、回答をいただいたとおりでよろしいと思うんですが、生活に密着している部分でございますので、なるべく早くに処理の方向性をよい方向に考えていただくということをよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第69号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第70号 教育委員の任命について

○議長（井上則臣君） 日程第9、議案第70号、教育委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第70号、教育委員の任命について。

次の者を教育委員に任命したいので、同意を求める。

令和6年9月10日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字中原。

2、氏名、宇都宮達也。

3、年齢、満56歳。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、

議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

今回、宇都宮達也氏を新規で御推薦をさせていただきたいと存じます。

まず、教育委員に関してでございますけれども、任期が4年でございます。定数は、現在4名でございます。現委員としましては、鎗水幸子氏、小田英利氏、そして、橋本一幸氏、下城彩氏の4名で教育委員を担っていただいております。

今回、現教育委員の小田英利委員が令和6年10月25日で任期終了となるため、宇都宮達也氏を新教育委員として任命したいと考えております。宇都宮達也氏は、一保護者として、また一町民として学校教育に熱心、そしてかつ造詣が深く、教育委員として適任と思っております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、それでは投票といたします。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（井上則臣君） 開票立会人を指名します。会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、5番、井野和哉議員と7番、穴井秀房議員を指名します。お二方、よろしく願いいたします。

事務局より投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

投票用紙、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（井上則臣君） 異常なしと認めます。

教育委員の任命に同意される方は○、されない方は×をお願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票してください。

[投票]

○議長（井上則臣君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。開票立会人は前をお願いいたします。

[開票]

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

○議会事務局長（松岡 洋君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数7票、有効票7票、無効票0票です。有効投票中、○が7票、×が0票。以上でございます。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開放します。

[議場開放]

-----○-----

日程第10 陳情第3号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情

日程第11 陳情第4号 現行健康保険証の存続を求める陳情書

日程第12 陳情第5号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の陳情

○議長（井上則臣君） 日程第10、陳情第3号を議題といたしますが、お手元に配付しております。陳情第3号、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、陳情第4号、現行健康保険証の存続を求める陳情書、陳情第5号、家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の陳情につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されております。

-----○-----

日程第13 陳情第6号 町道田ノ原白川線改良工事についての陳情

○議長（井上則臣君） 日程第13、陳情第6号、町道田ノ原白川線改良工事についての陳情を議題といたします。

事務局長に陳情書を朗読させます。

○議会事務局長（松岡 洋君） 陳情第6号。令和6年8月26日。陳情書。

南小国町議会議長、井上則臣様。

白川自治会会長、井明宏、白川観光協会会長、井聡也。

町道田ノ原白川線改良工事についての陳情。

陳情の理由・趣旨。貴議会におかれましては、ますます御清栄のことと存じます。令和2年7月豪雨では、議長をはじめ、町議会議員の方々には大変お世話になり、スリットダム建設を残し、護岸整備、水路改良等を復旧していただき、感謝申し上げます。近年、白川地区においても、旅館、観光客の増加に伴い、車両の通行量も増え、ほぼ2車線の町道でも一部未改良区間があります。1車線でカーブ部分には谷水があり、降雨時には冠水します。反対側は3メートルほどの高さがあり、ガードレールもありません。このため、交通事故の発生が考えられます。本町でも道路拡張の計画はあるとは思いますが、白川地区の要望を下記のとおり、陳情いたします。

陳情事項。町道田ノ原白川線白川地内道路拡張、安全施設設置200メートルほど（うち、一部拡張区間あり）。

町情勢も厳しい折、度々の要望となり、誠に恐縮ではございますが、人命と財産を守るため、よろしく願いいたします。

次ページ以降は、陳情箇所の写真が添付をされております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） この陳情につきましては、議会運営委員会において経済建設常任委員会に付託し審議することに決定しておりますが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、陳情第6号、町道田ノ原白川線改良工事についての陳情につきましては、経済建設常任委員会に付託し審議することに決定されました。

資料を配りますので、よろしく願いいたします。

〔資料配付〕

-----○-----

日程第14 議員派遣報告について

○議長（井上則臣君） 日程第14、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可しました議員派遣につきましては、別紙のとおりです。報告いたします。

-----○-----

日程第15 議員派遣の件について

○議長（井上則臣君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣については、許可することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第16、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の2特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、令和6年第3回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後1時45分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8番

会議録署名議員 1番

会議録調製者 松岡 洋

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第51号	南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
議案第52号	南小国町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
議案第53号	南小国町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9月10日	原案可決
議案第54号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	9月11日	原案可決
議案第55号	南小国町水道条例の一部を改正する条例の制定について	9月11日	原案可決
議案第56号	令和5年度南小国町一般会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
議案第57号	令和5年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
議案第58号	令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
議案第59号	令和5年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
議案第60号	令和5年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
議案第61号	令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
議案第62号	令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
議案第63号	令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書	9月11日	認 定
報告第3号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月11日	報告済み

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第64号	令和6年度南小国町一般会計補正予算書(第3号)	9月13日	修正案可決
議案第71号	令和6年度南小国町一般会計補正予算書(第4号)	9月13日	原案可決
議案第65号	令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書(第2号)	9月13日	原案可決
議案第66号	令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書(第1号)	9月13日	原案可決
議案第67号	令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書(第1号)	9月13日	原案可決
議案第68号	令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書(第2号)	9月13日	原案可決
議案第69号	令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号)	9月13日	原案可決
議案第70号	教育委員の任命について	9月13日	同意
陳情第3号	母(王乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情	9月13日	配付のみ
陳情第4号	現行健康保険証の存続を求める陳情書	9月13日	配付のみ
陳情第5号	家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の陳情	9月13日	配付のみ
陳情第6号	町道田ノ原白川線改良工事についての陳情	9月13日	経済建設 常任委員会 付託
	議員派遣報告について	9月13日	承認
	議員派遣の件について	9月13日	承認
	閉会中の継続審査について(総務文教常任委員会/経済建設常任委員会/議会広報調査対策特別委員会/環境問題調査特別委員会/議会運営委員会)	9月13日	各委員会 継続審査 決定

南小国町議会会議録
令和6年第3回定例会

令和6年9月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣

編集人 南小国町議会事務局長 松岡 洋

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場

143番地

電話 (0967) 42-1125